

## ○厚生労働省告示第六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十五項及び第七十六条第三項の規定に基づき、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百一十八号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

厚生労働省告示第六号

厚生労働大臣 武見 敏三

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第六項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第七十六条第二項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による上限価格の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p>4 別表の1の(4)の装具（レディメイド）の購入に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による上限価格の百分の百に相当する額とする。</p> <p>5 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前二項の規定にかかわらず、別表の規定による上限価格の百分の百十に相当する額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 別表の1の(8)のその他の表に掲げる眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入</li> <li>二 別表の1の(8)のその他の表に掲げる歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入</li> <li>三 別表の3の(1)の工の表に掲げる断端袋の交換</li> <li>四 別表の3の(2)の工の表に掲げる断端袋の交換</li> </ul> <p>（削る）</p>	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第七十六条第二項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p>（新設）</p> <p>4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の百分の百十に相当する額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 別表の1の(5)の眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入</li> <li>二 別表の1の(5)の歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入</li> <li>三 別表の3の(5)の視覚障害者安全つえの項中マグネット付き石突交換</li> </ul>

(削る)  
(削る)

(削る)

五 別表の3の(6)の車椅子の表の付属品の項に掲げる付属品交換 (別表の1の(6)の工の(イ)の表に掲げるクッション (カバー付き)、背クッション、枕 (レディメイド)、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ボール、日よけ、雨よけ、spoークカバー及びリフレクタの交換に限る。ただし、オーダーメイドで製作されたものを除く。)

六 別表の3の(7)の電動車椅子のアの表のスイッチの項に掲げる延長スイッチ交換、バッテリの項に掲げるバッテリ交換 (リチウムイオン電池)、充電器の項に掲げる外部充電器交換及び付属品の項に掲げる付属品交換 (別表の1の(7)の工の(イ)の表に掲げるジョイスティックノブの交換に限る。)並びにイの表のスイッチの項に掲げるスイッチゴム交換及び延長スイッチ交換、バッテリの項に掲げるバッテリ交換 (リチウムイオン電池) 及びバッテリ交換 (ニッケル水素電池) 並びに充電器の項に掲げる外部充電器交換

七 別表の3の(8)のその他の表の視覚障害者安全つえの項に掲げるマグネット付き石突交換  
八 別表の3の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げる枠交換 (遮光用及び弱視用に係るものを除く。)

九 別表の3の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げるレンズ交換 (遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。)

十 別表の3の(8)のその他の表の補聴器の項に掲げる重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換

十一 別表の3の(8)のその他の表の歩行補助つえの項に掲げる凍結路面用滑り止め (非ゴム系) 交換

十二 別表の3の(8)のその他の表の重度障害者用意思伝達装置の項に掲げる本体修理、固定台 (アーム式又はテーブル置き式) 交換、固定台 (自立スタンド式) 交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置 (スイッチ) 交換、帯電式入力装置 (スイッチ) 交換、筋電式入力装置 (スイッチ) 交換、光電式入力装置 (スイッチ) 交換、呼気式 (吸気式) 入力装置 (スイッチ) 交換、圧電素子式入力装置 (スイッチ) 交換、空気圧式入力装置 (スイッチ) 交換、視線検出式入力装置 (スイッチ) 交換及び遠隔制御装置交換

十三 別表の3の(8)のその他の表の人工内耳の項に掲げる人工内耳用音声信号処理装置修理

6 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第三項又は前項の費用の額の基準は、第三項及び前項の規定にかかわらず、それぞれ第三項又は前項に掲げる額の百分の九十五に相当する額とする。

四 別表の3の(5)の眼鏡の項中枠交換 (遮光用及び弱視用に係るもの)を除く。)

五 別表の3の(5)の眼鏡の項中レンズ交換 (遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るもの)を除く。)

六 別表の3の(5)の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換

七 別表の3の(5)の車椅子の項中クッション交換、クッション (ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの) 交換、クッション (ゲルとウレタンフォームの組合せのもの) 交換、クッション (バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの) 交換、クッション (特殊な空気室構造のもの) 交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション (骨盤・大腿部サポート) 交換、クッションカバー (防水加工を施したもの) 交換、枕 (オーダー) 交換、リフレクタ (反射器一夜光反射板) 交換、テーブル交換、spoークカバー交換、ステッキホルダー (杖たて) 交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ボール交換及び日よけ (雨よけ) 部品交換

八 別表の3の(5)の電動車椅子の項中枕 (オーダー) 交換、バッテリー交換 (マイコン内蔵型に係るもの)を含む。)、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー (杖たて) 交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ボール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状 (小ノブ、球ノブ、こけしノブ) 交換、レバーノブ各種形状 (Uノブ、十字ノブ、ベンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ) 交換、日よけ (雨よけ) 部品交換、リフレクタ (反射器一夜光反射板) 交換及びテーブル交換

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

九 別表の3の(5)の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め (非ゴム系) 交換

十 别表の3の(5)の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台 (アーム式又はテーブル置き式) 交換、固定台 (自立スタンド式) 交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置 (スイッチ) 交換、帯電式入力装置 (スイッチ) 交換、筋電式入力装置 (スイッチ) 交換、光電式入力装置 (スイッチ) 交換、呼気式 (吸気式) 入力装置 (スイッチ) 交換、圧電素子式入力装置 (スイッチ) 交換、空気圧式入力装置 (スイッチ) 交換、視線検出式入力装置 (スイッチ) 交換及び遠隔制御装置交換

十一 别表の3の(5)の人工内耳の項中人工内耳用音声信号処理装置修理

5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第三項又は前項の費用の額の基準は、前二項の規定にかかわらず、それぞれ第三項又は前項に掲げる額の百分の九十五に相当する額とする。

## 別表

## 1 購入基準

## (1) 義肢一般構造義肢

義肢とは、欠失した上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の形態又は機能を代償するために装着及び使用する人工の手足をいう。

そのうち、殻構造義肢とは、義肢に働く外力を殻で負担し、同時に、この殻の外形が手足の外観を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名称	採型区分	定義	備考
肩義手	A-1	<p>肩義手とは、肩甲胸郭間切断、肩関節離断及び上腕骨頸部切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式)</p> <p>主として、上肢帶及び体幹の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(電動式)</p> <p>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの。なお、電動式に加え、能動式又はその他を用いるハイブリッド式の場合は、電動式として算定する。</p> <p>(その他)</p> <p>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>
上腕義手	A-2	<p>上腕義手とは、上腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式)</p> <p>上肢帶、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(電動式)</p> <p>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの。なお、電動式に加</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>

## 別表

## 1 購入基準

## (1) 義肢一般構造義肢

(新設)

名称	型式	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
上腕義手	装飾用	<p>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。</p> <p>肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないよう留意すること。</p>	イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
	作業用	<p>ソケット及び支持部の工作に際しては、作業中の縁返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。</p> <p>その他は装飾用と同じ。</p>		
	能動式 ハンド型手部付	<p>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。</p> <p>コントロールケーブル（伝導索）は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン单纖維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。</p> <p>肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手</p>		

		<p>え、能動式又はその他を用いるハイブリッド式の場合は、電動式として算定する。</p> <p>(その他)</p> <p>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</p>			<p>の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。</p> <p>肘継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。</p>
	A-3	<p>肘義手とは、肘関節離断に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式)</p> <p>上肢帶、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブルやリンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(電動式)</p> <p>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</p> <p>(その他)</p> <p>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>	電動式	<p>フック型手部付</p> <p>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p> <p>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。</p> <p>操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具や継手を制御するものであること。</p>
				肩義手	<p>装飾用</p> <p>肩継手は、可動で外転式、屈曲一伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。</p> <p>ハーネス（胸郭帶）は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。</p> <p>その他は上腕義手装飾用と同じ。</p>
				作業用	<p>肩継手は、必要に応じ固定できること。</p> <p>その他は上腕義手作業用と同じ。</p>
	A-4	<p>前腕義手とは、前腕切断に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式)</p> <p>上肢帶、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの。なお、電動式に加え、能動式又はその他の用いるハイブリッド式の場合は、電動式として算定する。</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>	能動式 普通用	<p>ハンド型手部付</p> <p>肩継手は、装飾用と同じ。</p> <p>コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにすること。</p> <p>外観を良くするために、肩幅の復元に留意すること。</p> <p>その他は上腕義手能動式と同じ。</p>

		<p><u>(電動式)</u> 継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</p> <p><u>(その他)</u> 能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</p>			<p><u>フック型手部付</u> 手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。</p> <p><u>能動式ハンド型手部肩甲鎖骨切除用</u> ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。 肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。 その他は能動式普通用と同じ。</p> <p><u>フック型手部付</u> 手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。</p> <p><u>電動式</u> 上腕義手電動式と同じ。</p>
手義手	A-5	<p><u>手義手</u>とは、手関節離断に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>(能動式)</u> 上肢帶、体幹及び切削側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p><u>(電動式)</u> 継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</p> <p><u>(その他)</u> 能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</p>	<p><u>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</u></p>	肘義手	<p><u>装飾用</u> 上腕義手装飾用と同じ。</p> <p><u>作業用</u> 幹部は、作業種目を考慮したものとすること。 その他は上腕義手作業用と同じ。</p> <p><u>能動式</u> 上腕義手能動式と同じ。</p> <p><u>電動式</u> 上腕義手電動式と同じ。</p>
手部義手	A-6	<p><u>手部義手</u>とは、手根中手切断に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>(能動式)</u> 上肢帶、体幹及び切削側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブルやリンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p><u>(電動式)</u> 継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</p>		前腕義手	<p><u>装飾用</u> アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。 切断面に回旋能力が残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。</p> <p><u>作業用</u> アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p>

		(その他) 能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。				必要に応じて上腕カフ（締革）にハーネスを付けること。 ソケット、支持部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。
手指義手	A-6 (多指切断)	手指義手とは、手指切断に用いるものであつて、次に掲げるものをいい、キャップ式又は手袋型のいずれかによることとする。 (能動式) 切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、リンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの (その他) 能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）のものを含む。			能動式 長断端用ハンド型	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。 <ul style="list-style-type: none"><li>長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。</li><li>中断端用には、肘の屈曲一伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることのないように留意すること。</li><li>短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。</li></ul> コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン单纖維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。 肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行うこと。
股義足	B-1	股義足とは、片側骨盤切断、股関節離断及び大腿切断極短断端に用いるものをいう。			長断端用フック型	
大腿義足	B-2	大腿義足とは、大腿切断に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。 (差込式) 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式（オープンエンドソケット）のものを含む。 (ライナー式) ソケットとのインターフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。 (吸着式) ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能を持たせたもの。ライナーを使用するものは含まない。		中断端用ハンド型		
膝義足	B-3	膝義足とは、膝関節離断に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。 (差込式) 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの		短断端用フック型		

		(ライナー式) ソケットとのインターフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。 (吸着式) ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能をもたせたものの。ライナーを使用するものは含まない。			電動式 上腕義手電動式と同じ。
下腿義足	B-4	下腿義足とは、下腿切断に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。ライナーの有無は問わない。 (差込式) 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、大腿コルセット等の懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式（オープンエンドソケット）のものを含む。 (P T B式) 膝蓋腱（靭帶）を主とし、脛骨内側脛部、腓骨骨幹部、軟部組織等により体重を支持し、PTBカフベルト等の懸垂装置を用いて懸垂するもの (P T S式) 膝蓋骨及び大腿骨頸部を収納し、自己懸垂機能のあるもの。体重支持方式は問わない。 (K B M式) 膝蓋骨を露出させている義足で、かつ、大腿骨頸部の内外側を収納することにより、自己懸垂機能をもたせたもの。体重支持方式は問わない。 (T S B式) 断端表面全体を体重支持面とする全面接触式ソケットを用いるもの。ただし、PTS式及びKBM式を除く。	手義手 装飾用 前腕義手装飾用と同じ。 作業用 前腕義手作業用と同じ。 能動式 前腕義手能動式長断端用と同じ。 電動式 アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。 操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具を制御すること。		
			手部義手 装飾用 アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手袋型とすること。 作業用 アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手部又は前腕部に固定できるようにすること。 手部には、作業に必要な装置を付けること。		
			電動式 手義手電動式と同じ。		
			手指義手 装飾用 アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。 作業用 アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。		
サイム義足	B-5	サイム義足とは、足関節離断（サイム切断）に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。 (差込式) 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの	指部は、作業に適するよう形成すること。		
			股義足 常用 普通 アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。		
			大腿短断端を含む。		

		(有窓式) ソケットに窓状の開口部を設けたもので、断端の出し入れを容易にし、果部による懸垂を可能にするもの					ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帶鋼で補強枠を組み、取り付けること。 大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とする。 アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。 運動部分の継手については、防音と減摩に十分留意すること。
足根中足 義足	B-6	足根中足義足とは、足根中足切断（足根部から中足部までの切断で、ボイド切断及びビロゴフ切断を含む）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 (足袋式) 足袋式ソケットに足先（完成用部品含む）等を接合したもので、後方開きで紐やベルトで固定するもの (下腿部支持式) 下腿部に及ぶ構造を有するもので、断端部が不良等の理由により体重支持が困難な場合に使用されるもの				カナダ式	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を確保すること。 歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。 アライメントカップリング（軸位調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。 両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置を取り付けること。
足趾義足	B-7	足趾義足とは、足趾切断に用い、踵部にベルト等を引き掛け、又は足袋型にして装着するものをいう。			作業用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用普通と同じ。	
				大腿義足	常用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。 ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。	

			<p>アルミニウム合金を使用する場合は、防錆処理を施すこと。</p>	
	<u>吸着式常用</u>		<p>アの基本工作法により、工及びオよりそれ必要な材料・部品を選択し、組み合せて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端の解剖、生理的特性に適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。</p> <p>義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。</p> <p>膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実で信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。</p> <p>断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帶）を用いてもよいこと。</p> <p>S A C H足部は、体重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。</p> <p>断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には断端末部に空気室を設けてよいこと。</p>	<u>差込吸着式を含む。</u>
	<u>作業用</u>		<p>耐水性及び防錆性を与えるよう留意するとともに、十分な強度をもたせること。</p> <p>その他は常用と同じ。</p>	
膝義足	<u>常用</u>		<p>アの基本工作法により、工及びオよりそれ必要な材料・部品を選択し、組み合せて製作すること。</p> <p>ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。</p>	

			<p><u>ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持には断端末受を入れること。</u></p> <p><u>下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。</u></p> <p><u>膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。</u></p> <p><u>膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。</u></p>	
		作業用	<p><u>耐水性及び防蝕性に留意すること。</u></p> <p><u>その他は足部を除き、常用に同じ。</u></p>	
下腿義足	常用	普通（ 軽便式 を含む ）	<p><u>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u></p> <p><u>ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。</u></p> <p><u>膝継手軸の取付位置は、椅子時の快さ、歩行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。</u></p> <p><u>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</u></p> <p><u>大腿もも締めの筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。</u></p>	
	P T B 式		<p><u>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u></p> <p><u>ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、アライメントカップリングを用いて試歩を行った上で組み立てること。</u></p> <p><u>精密な適合によってソケットのみを用い、ソフトインサートを省いてよいこと。その場合、断端末部はクッション材で支持すること。</u></p>	サイム 切断を 含む。

					<p><u>外装は、強化プラスチック仕上げとすること。</u></p> <p><u>膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びのないベルト等をはさむこと。</u></p> <p><u>膝継手金具及び大腿もも締革は、用いないことを原則とするが、断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いてもよいこと。</u></p> <p><u>適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。</u></p>
P T S 式					<p><u>ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることによって義足を懸垂させること。</u></p> <p><u>採型後ギブスソケットによって適合をよく吟味、修正すること。</u></p> <p><u>その他はP T B式と同じ。</u></p>
K B M 式					<p><u>義足の懸垂は、内頸部の解剖学的構造によく適合したくさび又はF A J A Lの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。</u></p> <p><u>膝蓋韌帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。</u></p> <p><u>その他はP T S式と同じ。</u></p>
T S B 式					<p><u>ソケットは、精密な適合を行い全面が接触する形状になるよう製作すること。</u></p> <p><u>その他はP T B式と同じ。</u></p>
作業用					<p><u>耐水性及び防蝕性に留意すること。</u></p> <p><u>その他は常用普通と同じ。</u></p>

			ピロゴ フ切断 を含む 。
果義足		<p><u>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u></p> <p><u>義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。</u></p> <p><u>足部は、遊動足部又はS A C H足部の構造特性を利用したものとすること。</u></p> <p><u>特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。</u></p>	
足根中足 義足	鋼板入り	<p><u>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u></p> <p><u>断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。</u></p> <p><u>足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。</u></p> <p><u>足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。</u></p>	
足袋式		<p><u>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u></p> <p><u>足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加すること。</u></p> <p><u>断端から踵までを包み足袋型とすること。</u></p> <p><u>締付けは、前後いずれでもよいこと。</u></p> <p><u>足部は、牛なめし革を張り付けること。</u></p>	
下腿部支持式		<p><u>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u></p>	

## ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに <u>継手位置の設定</u>
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケット製作	積層材の被覆、強化材の付加、PVAバッグの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定（電動式）
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォーム、ギブス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合並びに <u>バッテリ及びコントローラ収納場所の確保</u> （電動式） 義足： (略)

		義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによつて行われるので、適合に十分留意すること。	
足指義足		アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。	
<u>注</u>			
1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を附加することがあること。 4 障害者の義肢の耐用年数は、力の耐用年数によるものとすること。 5 障害児の義肢の耐用年数は、キの使用年数によるものとすること。			

## ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに <u>継手の中心位置の設定</u>
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定（電動式）
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギブス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合並びに <u>バッテリー及びコントローラー収納場所の確保</u> （電動式） 義足： (略)

(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：(略) 義足：アライメントの調整、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、 <u>積層材</u> の被覆及び <u>樹脂注型</u> 並びに感度調整用窓加工（電動式） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装
(サ) 適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認

イ (略)

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	上限価格 円	備 考
義手用	A-1	(削る)	(削る)	全ての型式において、肩甲胸郭間切断用は、 <u>15,000円</u> 増しとすること。
		(削る)	(削る)	
	能動式	50,900		
		90,800		
		38,200		
	A-2	(削る)	(削る)	全ての型式において、吸着式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。
		(削る)	(削る)	
		47,800		
		84,000		
		40,700		
	A-3	(削る)	(削る)	全ての型式において、吸着式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。
		(削る)	(削る)	
		43,000		
		75,900		
		37,100		
	A-4	(削る)	(削る)	全ての型式において、 <sup>か</sup> 頸上懸垂式は、 <u>14,800円</u> 増しとすること。
		(削る)	(削る)	
		37,800		
		66,900		
		36,000		

(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：(略) 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、 <u>ストッキネット</u> の被覆及び <u>ラミネーション</u> 並びに感度調整用窓加工（電動義手） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、 <u>内部余肉</u> の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ (略)

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義手用	A-1	装飾用	36,200	肩甲胸郭間切断用は、 <u>14,200円</u> 増しとすること。
		作業用	36,200	
		能動式	48,200	
		電動式	85,900	
		(新設)		
	A-2	装飾用	38,500	吸着式は、 <u>28,000円</u> 増しとすること。
		作業用	38,500	
		能動式	45,200	
		電動式	79,400	
		(新設)		
	A-3	装飾用	35,100	吸着式は、 <u>28,000円</u> 増しとすること。
		作業用	35,100	
		能動式	40,700	
		電動式	71,800	
		(新設)		
	A-4	装飾用	34,100	頸上懸垂式は、 <u>14,000円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>21,000円</u> 増しとすること。
		作業用	34,100	
		能動式	35,800	
		電動式	63,300	
		(新設)		

A-5	(削る) (削る) 能動式 電動式 その他	(削る) (削る) 37,200 65,400 32,600	
A-6	(削る) (削る) 能動式 電動式 その他	(削る) (削る) 18,900 33,400 12,400	
A-7	能動式 その他	14,600 9,950	
義足用	B-1	(削る) (削る)	236,700 (削る) 片側骨盤切断用は、 <u>20,100円</u> 増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	76,300 126,500 175,600 短断端切断用キップシャフトは、 <u>56,800円</u> 増しとすること。 <u>坐骨収納型ソケットは、53,200円</u> 増しとし、チェックソケット加算ができること。
	B-3	差込式 ライナー式 吸着式	74,400 97,500 146,600 大腿支柱付きは、 <u>27,200円</u> 増しとすること。
	B-4	差込式 P T B式 P T S式 K B M式 T S B式	60,800 86,500 103,700 106,700 86,500 大腿支柱付きは、 <u>27,200円</u> 増しとすること。
	B-5	差込式 有窓式	49,400 74,400
	B-6	足袋式 下腿部支持式	25,900 74,400
	B-7		19,800

## 注

1 (略)

2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、50,600円加算できること。

A-5	装飾用 作業用 能動式 電動式 (新設)	30,900 30,900 35,200 61,900 (新設)	
A-6	装飾用 作業用 能動式 電動式 (新設)	11,800 11,800 17,900 31,600 (新設)	
A-7	装飾用 作業用	9,450 13,800	
義足用	B-1	受皿式 カナダ式	110,500 110,500 片側骨盤切断用は、 <u>19,000円</u> 増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	72,200 119,600 166,000 短断端切断用キップシャフトは、 <u>53,700円</u> 増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、 <u>58,700円</u> 増しとすること。
	B-3	差込式 ライナー式 吸着式	70,400 92,200 138,600 大腿支柱付きは、 <u>25,800円</u> 増しとすること。
	B-4	差込式 P T B式 P T S式 K B M式 T S B式	57,500 81,800 98,100 100,900 81,800 大腿支柱付きは、 <u>25,800円</u> 増しとすること。
	B-5	差込式 有窓式	46,700 70,400
	B-6	足袋式 下腿部支持式	24,500 70,400
	B-7		18,800

## 注

1 (略)

2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900円加算できること。

3 吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケット及び坐骨収納型ソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,700円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 (略)

**工 製作要素価格**

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	上限価格 円	備 考
義手用	A—1	(削る)	(削る)	<u>電動式は、520円増しとすること。</u>
		皮革	<u>10,100</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>22,600</u>	
		(削る)	(削る)	
	A—2	熱可塑性樹脂	<u>5,750</u>	
		(削る)	(削る)	
		(削る)	(削る)	<u>電動式は、520円増しとすること。</u>
		皮革	<u>13,300</u>	
	A—3	熱硬化性樹脂	<u>15,500</u>	
		(削る)	(削る)	
		熱可塑性樹脂	<u>7,500</u>	
		(削る)	(削る)	
	A—4	(削る)	(削る)	<u>電動式は、520円増しとすること。</u>
		皮革	<u>14,300</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>15,500</u>	
		(削る)	(削る)	
		熱可塑性樹脂	<u>5,300</u>	
		(削る)	(削る)	
		皮革	<u>13,100</u>	

3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 (略)

**工 製作要素価格**

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	A—1	アルミニウム、 セルロイド	<u>11,700</u>	(新設)
		皮革	<u>9,550</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>21,400</u>	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	<u>21,900</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>5,450</u>	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	<u>6,000</u>	
		(電動式)		
A—2		アルミニウム、 セルロイド	<u>10,300</u>	(新設)
		皮革	<u>12,600</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>14,700</u>	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	<u>15,200</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>7,100</u>	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	<u>7,550</u>	
		(電動式)		
A—3		アルミニウム、 セルロイド	<u>10,300</u>	(新設)
		皮革	<u>13,600</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>14,700</u>	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	<u>15,200</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>5,050</u>	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	<u>5,550</u>	
		(電動式)		
A—4		アルミニウム、 セルロイド	<u>9,100</u>	(新設)
		皮革	<u>12,400</u>	

	熱硬化性樹脂 (削る)	<u>15,200</u> (削る)	
	熱可塑性樹脂 (削る)	<u>5,200</u> (削る)	
A-5	(削る)	(削る)	電動式は、520円増しとすること。
	皮革	<u>9,900</u>	
	熱硬化性樹脂 (削る)	<u>14,400</u> (削る)	
	熱可塑性樹脂 (削る)	<u>7,500</u> (削る)	
A-6	(削る)	(削る)	電動式は、520円増しとすること。
	皮革	<u>9,650</u>	
	熱硬化性樹脂 (削る)	<u>11,700</u> (削る)	
	熱可塑性樹脂 (削る)	<u>7,350</u> (削る)	
A-7	皮革	<u>4,300</u>	
	熱硬化性樹脂	<u>4,350</u>	
	熱可塑性樹脂	<u>3,750</u>	
義足用	B-1	(削る)	(削る)
	熱硬化性樹脂	<u>40,000</u>	
	熱可塑性樹脂	<u>16,800</u>	
B-2	木製 (削る)	<u>54,500</u> (削る)	エアクッションソケットは、 <u>17,200</u> 円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,900</u> 円増しとすること。
	皮革	<u>21,300</u>	
	熱硬化性樹脂	<u>31,100</u>	
	熱可塑性樹脂	<u>18,300</u>	

	熱硬化性樹脂 (電動式)	<u>14,400</u>	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	<u>14,800</u>	
A-5	アルミニウム、 セルロイド	<u>10,900</u>	(新設)
	皮革	<u>9,400</u>	
	熱硬化性樹脂 (電動式)	<u>13,700</u>	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	<u>14,100</u>	
	熱可塑性樹脂	<u>7,100</u>	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	<u>7,600</u>	
A-6	セルロイド	<u>8,900</u>	(新設)
	皮革	<u>9,150</u>	
	熱硬化性樹脂 (電動式)	<u>11,100</u>	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	<u>11,500</u>	
	熱可塑性樹脂	<u>6,950</u>	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	<u>7,350</u>	
A-7	皮革	<u>4,100</u>	
	熱硬化性樹脂	<u>4,150</u>	
	熱可塑性樹脂	<u>3,550</u>	
義足用	B-1	アルミニウム、 セルロイド	<u>23,100</u>
	熱硬化性樹脂	<u>37,900</u>	
	熱可塑性樹脂	<u>15,900</u>	
B-2	木製 アルミニウム、 セルロイド	<u>51,600</u> <u>15,400</u>	エアクッションソケットは、 <u>16,300</u> 円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,900</u> 円増しとすること。
	皮革	<u>20,200</u>	
	熱硬化性樹脂	<u>29,400</u>	
	熱可塑性樹脂	<u>17,300</u>	

注

アルミニウム、セルロイドについては、皮革に準すること。

## (イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	上限価格 円	備 考
義手用	A-1	皮革	4,950	
		軟性発泡樹脂	5,050	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,550	

B-3	(削る)	(削る)	エアクッションソケットは、17,200円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、18,600円増しとすること。
B-4	(削る)	(削る)	エアクッションソケットは、15,600円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、7,350円増しとすること。
B-5	(削る)	(削る)	エアクッションソケットは、14,300円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、10,200円増しとすること。
B-6	(削る)	(削る)	エアクッションソケットは、13,500円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,250円増しとすること。 下腿部支持式については、2,100円増しとすること。
B-7	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,100 22,400 10,800	

B-3	アルミニウム、 セルロイド	15,700	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。
B-4	アルミニウム、 セルロイド	12,300	エアクッションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。
B-5	アルミニウム、 セルロイド	12,800	エアクッションソケットは、13,600円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,700円増しとすること。
B-6	セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂 (下腿部支持式)	12,700 10,900 23,300 25,300 10,800	エアクッションソケットは、12,800円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,950円増しとすること。 (新設)
B-7	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,550 21,200 10,300	

(新設)

## (イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	A-1	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,700 4,800 8,100	

	A-2	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,350</u> <u>4,900</u> <u>8,150</u>	
	A-3	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,350</u> <u>4,900</u> <u>8,150</u>	
	A-4	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,250</u> <u>4,900</u> <u>7,900</u>	
	A-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,250</u> <u>4,900</u> <u>7,900</u>	
義足用	B-1	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,400</u> <u>5,600</u> <u>11,200</u>	
	B-2	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	<u>5,700</u> <u>5,200</u> <u>7,400</u> <u>10,200</u> <u>46,500</u>	
	B-3	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	<u>6,400</u> <u>5,350</u> <u>10,200</u> <u>11,300</u> <u>50,100</u>	
	B-4	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	<u>4,700</u> <u>5,000</u> <u>7,600</u> <u>8,800</u> <u>40,000</u>	

	A-2	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,150</u> <u>4,650</u> <u>7,750</u>	
	A-3	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,150</u> <u>4,650</u> <u>7,750</u>	
	A-4	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,050</u> <u>4,650</u> <u>7,500</u>	
	A-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,050</u> <u>4,650</u> <u>7,500</u>	
義足用	B-1	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,000</u> <u>5,300</u> <u>10,600</u>	
	B-2	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	<u>5,400</u> <u>4,950</u> <u>7,000</u> <u>9,700</u> <u>44,000</u>	
	B-3	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	<u>6,050</u> <u>5,100</u> <u>9,650</u> <u>10,700</u> <u>47,400</u>	
	B-4	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	<u>4,450</u> <u>4,750</u> <u>7,200</u> <u>8,350</u> <u>37,900</u>	

B-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,950</u> 8,000 <u>8,700</u>	
B-6	皮革 (削る) 軟性発泡樹脂 (削る) 皮革・軟性発泡樹脂 (削る)	<u>3,150</u> (削る) <u>3,550</u> (削る) <u>6,300</u> (削る)	下腿部支持式については、4,450円増しとすること。
B-7	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>2,400</u> <u>2,850</u> <u>4,900</u>	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。  
2 (略)

## (ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	上 限 価 格 円	備 考
義手用	(削る) 能動式	肩 部		<u>9,500</u>	肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,900円増しとすること。
		上腕部	(削る)	(削る)	
			熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>26,400</u> <u>8,500</u>	
	(削る) (削る)	前腕部	(削る)	<u>21,700</u>	
			(削る)	(削る)	

B-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,700</u> 7,600 <u>8,250</u>	
B-6	皮革 皮革(下腿部支持式) 軟性発泡樹脂 軟性発泡樹脂(下腿部支持式) 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂(下腿部支持式)	<u>3,000</u> <u>4,700</u> <u>3,400</u> <u>7,600</u> <u>6,000</u> <u>8,250</u>	(新設)
B-7	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>2,300</u> <u>2,700</u> <u>4,650</u>	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。  
2 (略)

## (ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	装飾用 能動式	肩 部		<u>9,000</u>	(新設)
		上腕部	アルミニウム、セルロイド	<u>8,050</u>	
			熱硬化性樹脂 (新設)	<u>25,000</u>	
	作業用 (幹部使用)	前腕部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	<u>10,200</u> <u>20,600</u>	
		上腕部		<u>8,050</u>	
		前腕部		<u>10,200</u>	

電動式	肩部	(削る)	11,500	
	上腕部	(削る)	32,500	
	前腕部	(削る)	26,700	
	手部	(削る)	26,700	
その他	肩部		9,500	
	上腕部	熱硬化性樹脂	26,400	
		熱可塑性樹脂	8,500	
	前腕部	熱硬化性樹脂	21,700	
		熱可塑性樹脂	10,700	
義足用	(削る) (削る)	股部	11,600	股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股縫手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,700円増しとすること。
	大腿部	木製 (削る)	34,500 (削る)	膝義足の場合を含む。 股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合は、66,300円とすること。
		熱硬化性樹脂	36,100	
	下腿部	木製 (削る)	30,100 (削る)	サイム義足及び足根中足義足(下腿部支持式)の場合を含む。 下腿義足用に鉄脚を使用する場合は、31,500円とすること。
		熱硬化性樹脂	35,500	
	足部	軟性発泡樹脂	16,100	サイム義足、足根中足義足及び足趾義足の場合に限り加えることができる。
(削る)	(削る)		(削る)	(削る)
	(削る)		(削る)	(削る)

電動式	肩部	熱硬化性樹脂	10,900	
	上腕部	熱硬化性樹脂	30,800	
	前腕部	熱硬化性樹脂	25,300	
	手部	熱硬化性樹脂	25,300	
(新設)	(新設)		(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	
義足用	常用作業用	股部	11,000	(新設)
	大腿部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	32,700 33,000 34,200	(新設)
	下腿部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	28,500 29,900 33,600	(新設)
	足部	軟性発泡樹脂	15,300	(新設)
作業用 (鉄脚使用)	大腿部		62,900	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
	下腿部		29,900	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

## 注

- 1 (略)  
2 アルミニウム、セルロイドについては、木製に準ずること。

(削る)

(削る)

(削る)

## 注

- 1 (略)  
2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。  
3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。  
4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。  
5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

## (エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区分	名称	使用部品	上限価格 円	備考
義手用 ハーネス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	23,800	
		肩たすき一式	11,900	
	上腕義手用 <u>肘義手用</u>	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	23,500	
		肩たすき一式	11,900	
		8字ハーネス一式	10,800	
	前腕義手用 <u>手義手用</u>	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	20,200	
	<u>手部義手用</u>	8字ハーネス一式	8,750	
		9字ハーネス一式	5,650	
		たわみ式肘継手（一組）	2,750	
		Yストラップ	2,750	
義足懸 垂用部 品	上腕カフ（三頭筋パッド）		5,700	
	股義足用	懸垂帶一式	17,000	
	<u>大腿義足用</u> <u>膝義足用</u>	シレジアバンド一式	8,250	
		肩吊り帶	7,100	
		腰バンド	9,800	
		横吊帶	1,850	
		義足用股吊帶一式	4,700	(削る)
	<u>下腿義足用</u> <u>サイム義足用</u>	腰バンド	9,800	懸垂用膝カフは、PTB カフベルトに準ずること。
		横吊帶	2,500	
		大腿コルセット一式	12,800	
		PTBカフベルト一式	9,750	

区分	名称	使用部品	価格 円	備考
義手用 ハーネス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	22,500	
		肩たすき一式	11,300	
	上腕義手用 (新設)	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	22,300	
		肩たすき一式	11,300	
		8字ハーネス一式	10,300	
	前腕義手用 (新設)	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	19,100	
	(新設)	8字ハーネス一式	8,300	
		9字ハーネス一式	5,350	
		たわみ式肘継手（一組）	2,600	
		前方支持バンド	2,600	
義足懸 垂用部 品	上腕カフ（三頭筋パッド）		5,400	
	股義足用	懸垂帶一式	16,100	
	<u>大腿義足用</u> <u>(新設)</u>	シレジアバンド一式	7,800	
		肩吊り帶	6,750	
		腰バンド	9,300	
		横吊帶	1,750	
		義足用股吊帶	2,250	価格は、1本当たりのものであること。
	<u>下腿義足用</u> <u>(新設)</u>	腰バンド	9,300	
		横吊帶	2,400	
		大腿もも締め一式	12,100	
		PTBカフベルト一式	9,250	(新設)

断端袋	上腕用 前腕用 大腿用 下腿用		3,350 3,550 5,600 5,900	年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができる。
-----	--------------------------	--	----------------------------------	--

(削る)

名 称	外装部位	使用材料等	上限価格 円	備 考
義手用	肩部	皮革 プラスチック 塗装	6,200 17,100 2,200	
	上腕部	皮革 プラスチック 塗装	6,400 16,600 1,950	
	前腕部	皮革 プラスチック 塗装	6,200 13,000 2,050	
義足用	股部	皮革 プラスチック 塗装	11,400 18,800 3,650	
	大腿部	皮革 プラスチック 塗装	9,350 16,800 3,250	
	下腿部	皮革 プラスチック 塗装	8,500 14,600 2,900	
	足部	表革 裏革 塗装 リアルソックス	5,700 3,900 3,750 1,150	(略)

## オ 完成用部品

完成用部品とは、殻構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)		(新設) (新設) (新設) (新設)
------	------------------------------	--	------------------------------

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、PTBカーフベルトに準ずること。

名 称	外装部位	使用材料等	価 格 円	備 考
義手用	肩部	皮革 プラスチック 塗装	5,900 16,200 2,100	
	上腕部	皮革 プラスチック 塗装	6,050 15,700 1,850	
	前腕部	皮革 プラスチック 塗装	5,900 12,300 1,950	
義足用	股部	皮革 プラスチック 塗装	10,800 17,800 3,450	
	大腿部	皮革 プラスチック 塗装	8,850 15,900 3,100	
	下腿部	皮革 プラスチック 塗装	8,050 13,800 2,750	
	足部	表革 裏革 塗装 リアルソックス	5,400 3,700 3,550 1,100	(略)

## オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

力 耐用年数  
(ア) 義肢本体

区分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義手	肩義手	(削る) (削る)	(削る)	耐用年数以内の破損
		能動式	(削る)	及び故障に際して
		電動式	3	は、原則として修理
		その他(装飾用以外)	3	又は調整を行うこと。
		その他(装飾用)	4	
	上腕義手	(削る) (削る)	(削る)	耐用年数とは、通常
		能動式	3	の使用状態において
		電動式	3	当該補装具が修理不能となるまでの予想
		その他(装飾用以外)	3	年数を示しているも
		その他(装飾用)	4	のであるため、耐用
肘義手 前腕義手 手義手 手部義手			3	年数を一律に適用しないこと。
		(削る) (削る)	(削る)	
		能動式	3	
		電動式	3	
		その他(装飾用以外)	2	
		その他(装飾用)	1	
		(削る) (削る)	(削る)	
		能動式	2	
		その他(装飾用以外)	2	
		その他(装飾用)	1	
手指義手				
		(削る) (削る)	(削る)	
		能動式	2	
		その他(装飾用以外)	2	
		その他(装飾用)	1	
義足	股義足 大腿義足		4	
		(削る)	(削る)	
		差込式	3	
		ライナー式	3	
		吸着式	5	
	膝義足	(削る)	(削る)	
		(削る)	(削る)	
		(削る)	(削る)	

力 耐用年数  
(ア) 義肢本体

区分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義手	上腕義手	装飾用 作業用	4 3	耐用年数以内の破損
		能動式	3	及び故障に際して
		電動式	3	は、原則として修理
		(新設)	(新設)	又は調整を行うこと。
		(新設)	(新設)	
	肩義手	装飾用 作業用	4 3	(新設)
		能動式	3	
		電動式	3	
		(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
肘義手 前腕義手 手義手 手部義手		肘義手 前腕義手 手義手 手部義手	3 3 3 3	
		装飾用 作業用	1 2	
		(新設)	(新設)	
		電動式	3	
		(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
		手指義手	1 2	
		(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
義足	股義足 大腿義足	常用 (新設)	4 3	
		(新設)	(新設)	
		吸着式	5	
		作業用	3	
		常用	3	
	膝義足	作業用	2	

下腿義足  
サイム義足  
足根中足義足  
足趾義足

差込式  
ライナー式  
吸着式

3  
3  
5

2  
2

(削る)

足袋式

下腿部支持式

2

1

1

下腿義足  
果義足  
足根中足義足  
足指義足

(新設)  
(新設)  
(新設)

(新設)  
(新設)  
(新設)

2

2

2

1

2

1

## (イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備	考
継手類 (削る)	3 (削る)	(略)	
手部	1		
手袋	1		
足部	1		
その他の小部品(消耗品)	1		

## キ 使用年数

年齢	使用年数	備	考
0歳	4月		使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
1~2歳	6月		
3~5歳	10月		
6~14歳	1年		
15~17歳	1年6月	1 義肢本体のうち「手部義手」及び「手指義手」の「その他(装飾用)」、「足根中足義足」の「足袋式」及び「足趾義足」 2・3 (略)	なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(削る)

## (イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備	考
継手類 リストメタル	3 3	(略)	
手部	1		
手袋	1		
足部	1		
その他の小部品(消耗品)	1		

## キ 使用年数

年齢	使用年数	備	考
0歳	4月		使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
1~2歳	6月		
3~5歳	10月		
6~14歳	1年		
15~17歳	1年6月	1 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋式」及び「足指義足」 2・3 (略)	なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

## 備考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

## (2) 義肢一骨格構造義肢

骨格構造義肢とは、義肢に働く外力を義肢の中心軸にあるパイプ、支柱等の骨格部で負担し、プラスチックフォームなどの軟材料の成型品をかぶせて外観を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名称	採型区分	定義	備考
肩義手	A-1	<p>肩義手とは、肩甲胸郭間切断、肩関節離断、及び上腕骨頸部切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式) 主として、上肢帶及び体幹の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(その他) 能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>
上腕義手	A-2	<p>上腕義手とは、上腕切断に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式) 上肢帶、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(その他) 能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>

## (2) 義肢一骨格構造義肢

(新設)

名称	型式	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
肩義手	装飾用	<p>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>外形カバーは、容易に着脱できるよう製作すること。</p>	イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	片側骨盤切断用を含むものであること。
上腕義手	装飾用	肩義手と同じ。		
前腕義手	装飾用	肩義手と同じ。		
股義足	カナダ式	<p>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるよう製作すること。</p>		
大腿義足	差込式	股義足と同じ。	キップシャフト(短断端切断用)を含むものであること。	
	吸着式	股義足と同じ。	吸着式には、差込吸着式を含むものであること。	

肘義手	A-3	<p><u>肘義手とは、肘関節離断に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(能動式) <u>上肢帶、体幹及び切斷側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p> <p>(その他) <u>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</u></p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>	膝義足	常用	<p>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</p>						
前腕義手	A-4	<p><u>前腕義手とは、前腕切断に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(能動式) <u>上肢帶、体幹及び切斷側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p> <p>(その他) <u>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</u></p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>	下腿義足	P T B式	膝義足と同じ。	サイム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。					
					P T S式	膝義足と同じ。						
					K B M式	膝義足と同じ。						
					T S B式	膝義足と同じ。						
					長断端用	膝義足と同じ。						
<u>注</u>												
<p>1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接觸面には、軟性の材料を付加することがあること。</p> <p>2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、力の耐用年数によるものとすること。</p> <p>3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとすること。</p> <p>4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。</p>												
股義足	B-1	<u>股義足とは、片側骨盤切断、股関節離断及び大腿切断極短断端に用いる義足とする。</u>										
大腿義足	B-2	<p><u>大腿義足とは、大腿切断に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(差込式) <u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、懸垂装置によつて懸垂するもの。ソケット底を開放した型式（オープンエンドソケット）のものを含む。</u></p>										

		<p>(ライナー式) ソケットとのインターフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</p> <p>(吸着式) ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能を持たせたもの。ライナーを使用するものは含まない。</p>	
膝義足	B-3	<p>膝義足とは、膝関節離断に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>(差込式) 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</p> <p>(ライナー式) ソケットとのインターフェイスにライナーを用いる義足。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</p> <p>(吸着式) ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ懸垂するもの。ライナーを使用するものは含まない。</p>	
下腿義足	B-4	<p>下腿義足とは、下腿切断に用いる以下の義足とし、ライナーの有無は問わない。</p> <p>(差込式) 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、大腿コルセット等の懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式（オープンエンドソケット）のものを含む。</p> <p>(P T B式) 膝蓋腱（韌帯）を主とし、脛骨内側頸部、腓骨骨幹部、軟部組織等により体重を支持するもので、P T Bカフベルト等の懸垂装置を用いて懸垂するもの</p> <p>(P T S式) 膝蓋骨及び大腿骨頸部を収納し、自己懸垂機能のあるもの。体重支持方式は問わない。</p> <p>(K B M式) 膝蓋骨を露出させているもので、かつ大腿骨頸部の内外側を収納することにより、自己懸垂機能をもたせたもの。体重支持方式は問わない。</p>	

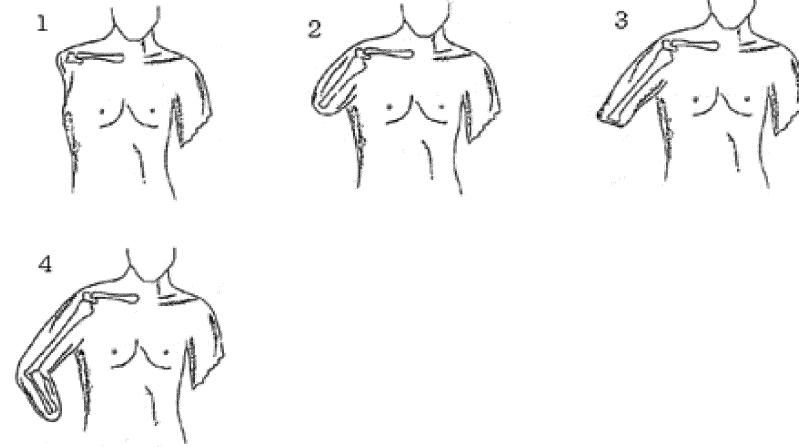
		(T S B式) 断端表面全体を体重支持面とする全面接触式ソケットを用いるもの。ただし、P T S式及びK B M式を除く。	
サイム義足	B-5	<p>サイム義足とは、足関節離断（サイム切断）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 (差込式) 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの (有窓式) ソケットに窓状の開口部を設けたもので、断端の出し入れを容易にし、果部による懸垂を可能にするもの</p>	

## ア 基本工作法

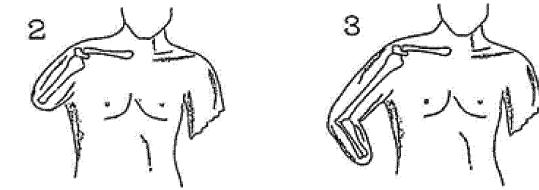
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに <u>継手位置</u> の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケットの製作	積層材の被覆、強化材の付加、P V A バッグの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォーム、ギブス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの調整、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームカバーの穴掘り及び外形の研削、積層材の被覆 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装
(サ) 適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認

## ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに <u>継手の中心位置</u> の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケットの製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、P V A バックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギブス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストッキネットの被覆 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分  
A 義手B (略)  
ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	上限価格 円	備 考
義手用	A-1	(削る) 能動式 その他	(削る) 50,900 38,200	肩甲胸郭間切断用は、 <u>15,000円</u> 増しとすること。
	A-2	(削る) 能動式 その他	(削る) 47,800 40,700	吸着式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。
	A-3	(削る) 能動式 その他	(削る) 43,000 37,100	吸着式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。
	A-4	能動式 その他	37,800 36,000	頸上懸垂式は、 <u>14,800円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>22,200円</u> 増しとすること。
義足用	B-1	(削る)	236,700	片側骨盤切断用は、 <u>20,100円</u> 増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	76,300 126,500 175,600	短断端切断用キップシャフトは、 <u>56,800円</u> 増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、 <u>53,200円</u> 増しとし、チェックソケット加算がでること。

イ 採型区分  
A 義手B (略)  
ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義手用	A-1	装飾用 (新設) (新設)	36,200 (新設) (新設)	肩甲胸郭間切断用は、 <u>14,200円</u> 増しとすること。
	A-2	装飾用 (新設) (新設)	38,500 (新設) (新設)	吸着式は、 <u>28,000円</u> 増しとすること。
	A-3	装飾用 (新設) (新設)	34,100 (新設) (新設)	頸上懸垂式は、 <u>14,000円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>21,000円</u> 増しとすること。
	(新設)	(新設) (新設)	(新設) (新設)	(新設)
義足用	B-1	カナダ式	110,500	片側骨盤切断用は、 <u>19,000円</u> 増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	72,200 119,600 166,000	短断端切断用キップシャフトは、 <u>54,100円</u> 増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、 <u>58,700円</u> 増しとすること。

B-3	差込式 ライナー式 吸着式	<u>74,400</u> <u>97,500</u> <u>146,600</u>	
B-4	差込式 P T B式 P T S式 K B M式 T S B式	<u>60,800</u> <u>86,500</u> <u>103,700</u> <u>106,700</u> <u>86,500</u>	大腿支柱付きは、 <u>27,200円</u> 増しとすること。
B-5	差込式 有窓式	<u>49,400</u> <u>74,400</u>	

注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、50,600円加算できること。
- 3 吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケット及び坐骨収納型ソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,700円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 (略)

## 工 製作要素価格

## (ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	上限価格 円	備 考
義手用	A-1	(削る) 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) <u>10,100</u> <u>22,600</u> <u>5,750</u>	
	A-2	(削る) 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) <u>13,300</u> <u>15,500</u> <u>7,500</u>	

B-3	差込式 ライナー式 吸着式	<u>70,400</u> <u>92,200</u> <u>138,600</u>	
B-4	差込式 P T B式 P T S式 K B M式 T S B式	<u>57,500</u> <u>81,800</u> <u>98,100</u> <u>100,900</u> <u>81,800</u>	大腿支柱付きは、 <u>25,800円</u> 増しとすること。
B-5	差込式 有窓式	<u>46,700</u> <u>70,400</u>	

注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 (略)

## 工 製作要素価格

## (ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	A-1	アルミニウム、 セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>11,700</u> <u>9,550</u> <u>21,400</u> <u>5,450</u>	
	A-2	アルミニウム、 セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>10,300</u> <u>12,600</u> <u>14,700</u> <u>7,100</u>	

注

アルミニウム、セルロイドについては、皮革に準すること。

	A-3	(削る)	(削る)	
		皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>13,100</u> <u>15,200</u> <u>5,200</u>	
義足用	A-4	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>13,100</u> <u>15,200</u> <u>5,200</u>	
義足用	B-1	(削る)	(削る)	
		熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>40,000</u> <u>16,800</u>	
	B-2	木製 (削る)	<u>54,500</u> (削る)	エアクッションソケットは、 <u>17,200</u> 円増しとすること。 (略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,900</u> 円増しとすること。
		皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>21,300</u> <u>31,100</u> <u>18,300</u>	
	B-3	(削る)	(削る)	エアクッションソケットは、 <u>17,200</u> 円増しとすること。 (略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,600</u> 円増しとすること。
		皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>27,500</u> <u>46,000</u> <u>20,800</u>	
	B-4	(削る)	(削る)	エアクッションソケットは、 <u>15,600</u> 円増しとすること。 (略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>7,350</u> 円増しとすること。
		皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>19,300</u> <u>28,100</u> <u>14,700</u>	
	B-5	(削る)	(削る)	エアクッションソケットは、 <u>14,300</u> 円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>10,200</u> 円増しとすること。
		皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>19,600</u> <u>26,700</u> <u>11,600</u>	

	A-3	アルミニウム、 セルロイド	<u>9,100</u>	
		皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>12,400</u> <u>14,400</u> <u>4,950</u>	
義足用	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
義足用	B-1	アルミニウム、 セルロイド	<u>23,100</u>	
		熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>37,900</u> <u>15,900</u>	
B-2	木製 アルミニウム、 セルロイド	<u>51,600</u> <u>15,400</u>		エアクッションソケットは、 <u>16,300</u> 円増しとすること。 (略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,900</u> 円増しとすること。
		皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>20,200</u> <u>29,400</u> <u>17,300</u>	
B-3	アルミニウム、 セルロイド	<u>15,700</u>		エアクッションソケットは、 <u>16,300</u> 円増しとすること。 (略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,600</u> 円増しとすること。
		皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>26,000</u> <u>43,500</u> <u>19,700</u>	
B-4	アルミニウム、 セルロイド	<u>12,300</u>		エアクッションソケットは、 <u>14,800</u> 円増しとすること。 (略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>6,950</u> 円増しとすること。
		皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>18,300</u> <u>26,600</u> <u>13,900</u>	
B-5	アルミニウム、 セルロイド	<u>12,800</u>		エアクッションソケットは、 <u>13,600</u> 円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>9,700</u> 円増しとすること。
		皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>18,600</u> <u>25,300</u> <u>11,000</u>	
(新設)				

## (イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	上限価格 円	備 考
義手用	A-1	皮革	4,950	
		軟性発泡樹脂	5,050	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,550	
	A-2	皮革	4,350	
		軟性発泡樹脂	4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,150	
	A-3	皮革	4,350	
		軟性発泡樹脂	4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,150	
	A-4	皮革	4,250	
		軟性発泡樹脂	4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,900	
義足用	B-1	皮革	7,400	
		軟性発泡樹脂	5,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	11,200	
	B-2	皮革	5,700	
		軟性発泡樹脂	5,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,400	
		皮革・フェルト	10,200	
	B-3	シリコーン	46,500	
		皮革	6,400	
		軟性発泡樹脂	5,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,200	
	B-4	皮革・フェルト	11,300	
		シリコーン	50,100	
		皮革	4,700	
		軟性発泡樹脂	5,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,600	
		皮革・フェルト	8,800	
		シリコーン	40,000	

## (イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	A-1	皮革	4,700	
		軟性発泡樹脂	4,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	
	A-2	皮革	4,150	
		軟性発泡樹脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	
	A-3	皮革	4,050	
		軟性発泡樹脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,500	
	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
義足用	B-1	皮革	7,000	
		軟性発泡樹脂	5,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600	
	B-2	皮革	5,400	
		軟性発泡樹脂	4,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000	
		皮革・フェルト	9,700	
	B-3	シリコーン	44,000	
		皮革	6,050	
		軟性発泡樹脂	5,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,650	
	B-4	皮革・フェルト	10,700	
		シリコーン	47,400	
		皮革	4,450	
		軟性発泡樹脂	4,750	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,200	
		皮革・フェルト	8,350	
		シリコーン	38,100	

B-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡 樹脂	4,950 8,000 8,700
-----	-------------------------------	-------------------------

## (注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、P Eライト等のスponジ材であること。  
2 (略)

## (ウ) 支持部

名 称	上限価格 円	備 考
肩義手用	15,300	ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,850円増しとすること。
上腕義手用	12,100	幹部を使用する場合を含むこと。
肘義手用	12,100	幹部を使用する場合を含むこと。
前腕義手用	12,000	幹部を使用する場合を含むこと。
股義足用	18,300	ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,600円増しとすること。
大腿義足用	18,300	
膝義足用	18,300	
下腿義足用	12,000	サイム義足を含む。

(削る)

## (エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区 分	名 称	使 用 部 品	上 限 価 格 円	備 考
義手用 ハーネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式 肩たすき一式	23,800 11,900	
	上腕義手用 肘義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式 肩たすき一式 8字ハーネス一式	23,500 11,900 10,800	

B-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡 樹脂	4,700 7,550 8,200
-----	-------------------------------	-------------------------

## (注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、P Eライト及びスponジであること。  
2 (略)

## (ウ) 支持部

名 称	価 格 円	備 考
肩義手用	14,500	(新設)
上腕義手用	11,500	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
前腕義手用	11,400	(新設)
股義足用	17,300	(新設)
大腿義足用	17,300	
(新設)	(新設)	
下腿義足用	11,400	(新設)

## (注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,350円増しとすること。  
2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,000円増しとすること。

## (エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
義手用 ハーネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式 肩たすき一式	22,500 11,300	
	上腕義手用 (新設)	胸郭バンド式上腕ハーネス一式 肩たすき一式 8字ハーネス一式	22,300 11,300 10,300	

	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス 一式 8字ハーネス一式 9字ハーネス一式 上腕カフ (三頭筋パッド)	<u>20,100</u> <u>8,750</u> <u>5,650</u> <u>5,700</u>	
義足懸垂用部品	股義足用	懸垂帶一式	<u>16,900</u>	
	大腿義足用 膝義足用	シレジアバンド一式 肩吊り帶 腰バンド 横吊帶 義足用股吊帶一式	<u>8,150</u> <u>7,100</u> <u>9,750</u> <u>1,850</u> <u>4,700</u>	(削る)
	下腿義足用 サイム義足用	腰バンド 横吊帶 大腿コルセット一式 P T B カフベルト一式	<u>9,800</u> <u>2,500</u> <u>12,800</u> <u>9,750</u>	懸垂用膝カフは、P T B カフベルトに準ずること。
断端袋	上腕用 前腕用 大腿用 下腿用		<u>3,350</u> <u>3,550</u> <u>5,600</u> <u>5,900</u>	年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

(削る)

## (オ) 外装

名 称	上限価格 円	備 考
肩義手用	<u>12,100</u>	
上腕義手用	<u>9,600</u>	
肘義手用	<u>9,050</u>	
前腕義手用	<u>8,550</u>	
股義足用	<u>30,400</u>	
大腿義足用	<u>24,400</u>	

	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス 一式 8字ハーネス一式 9字ハーネス一式 上腕カフ (三頭筋パッド)	<u>19,000</u> <u>8,300</u> <u>5,350</u> <u>5,400</u>	
義足懸垂用部品	股義足用	懸垂帶一式	<u>16,000</u>	
	大腿義足用 (新設)	シレジアバンド一式 肩吊り帶 腰バンド 横吊帶 義足用股吊帶	<u>7,750</u> <u>6,750</u> <u>9,250</u> <u>1,750</u> <u>2,250</u>	価格は 1 本当たりのもの であること。
	下腿義足用 (新設)	腰バンド 横吊帶 大腿もも締め一式 P T B カフベルト一式	<u>9,300</u> <u>2,400</u> <u>12,100</u> <u>9,250</u>	(新設)
(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)		(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設)

## 注

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 差込式下腿義足用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B カフベルトに準ずること。

## (オ) 外装

名 称	価 格 円	備 考
肩義手用	<u>11,500</u>	
上腕義手用	<u>9,100</u>	
(新設)	(新設)	
前腕義手用	<u>8,100</u>	
股義足用	<u>28,800</u>	
大腿義足用	<u>23,100</u>	

膝義足用	21,700	
下腿義足用	19,200	サイム義足の場合は加算できないこと。

## 注

リアルソックスを必要とする場合は、才の完成用部品の価格を1,150円増しとすること。

## 才 完成用部品

完成用部品とは、骨格構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

## 力 耐用年数

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
パイプ（チューブアダプター）	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
継手類 (削る)	3 (削る)	耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。
手部	3	
ターンテーブル	3	
手袋	1.5	
足部	1.5	
フォームカバー（義手用）	1.5	
フォームカバー（義足用）	0.5	
その他小部品（消耗品）	1	

## キ 使用年数

年齢	使用年数	備	考
0～14歳	1 年	(略)	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
15～17歳	1年6月	1・2 (略)	なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

膝義足用	20,600	
下腿義足用	18,200	(新設)

## 注

リアルソックスを必要とする場合は、才の完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

## 才 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

## 力 耐用年数

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
パイプ（チューブアダプター）	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
継手類	3	
リストメタル	3	(新設)
手部	3	
ターンテーブル	3	
手袋	1.5	
足部	1.5	
フォームカバー（義手用）	1.5	
フォームカバー（義足用）	0.5	
その他小部品（消耗品）	1	

## キ 使用年数

年齢	使用年数	備	考
0～14歳	1 年	(略)	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
15～17歳	1年6月	1・2 (略)	なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。 (新設)

## (3) 装具(オーダーメイド)

装具とは、上肢、下肢又は体幹の機能障害の軽減を目的として体表に装着し、機能を補助する器具のことをいい、下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具に区分される。

そのうち、装具(オーダーメイド)とは、探型等により個別に製作される装具をいい、アの基本工作法により、工及び才によりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの探型区分によるウの基本価格に工及び才のそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の探型技術料を含まないものであること。

区分	名称	定義	備考
下肢装具	股装具	<p>股関節の運動を制御する装具の総称で、原則として仙腸支持部から大腿部に及ぶもの</p> <p>A 硬性 陽性モデルによって成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 仙腸支持部が金属枠で作られており、大腿部は下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を結ぶ1つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料としたもので、仙腸支持部は板ばねで補強されているもの</p> <p>D ツイスター 仙腸支持部あるいは大腿部と足部を連結し、下肢の内外旋を制御するもの。</p>	<p>児童にあっては、発育性股関節形成不全(先天性股関節脱臼)及びペルテス病用の装具を含む。</p>
	長下肢装具	<p>大腿部から足底に及ぶ構造を持つもので、膝関節及び足関節の運動を制御し、若しくは大腿部への負荷を軽減あるいは免荷するもの。仙腸支持部が連結された骨盤帯長下肢装具を含む。なお、カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合にのみ用いることができる。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B 両側支柱付 下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ1つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 片側支柱付 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p>	

## (3) 装具(新設)

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
下肢装具	股装具	<p>骨盤から大腿下部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠 骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。</p> <p>B 硬性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたものの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。</p> <p>1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック</p> <p>C 軟性 布を主材料としたもの</p>	<p>アの基本工作法により、工及び才によりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>イの探型区分によるウの基本価格に工及び才のそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。</p>		
	先天股脱装具	<p>先天股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A リーメンビューゲル型(パブリック帶) 布又は皮革の帶によって股関節を屈曲位に保つもの</p> <p>B フォンローゼン型</p>			障害児に限る。

膝装具	<p><u>大腿部から下腿部に及ぶ構造を持つもので、膝関節の運動を制御するもの</u></p> <p>A 硬性 <u>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</u></p> <p>B 両側支柱付 <u>下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</u></p> <p>C 片側支柱付 <u>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</u></p> <p>D 軟性 <u>軟性材料を主材料としたもの</u></p>				<p><u>三本の金属板の組合せて、股関節を開排位に保つもの</u></p> <p>C パチエラー型 <u>両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの</u></p> <p>D ローレンツ型 <u>股関節を開排位に固定保持するもの</u></p> <p>E ランゲ型 <u>股関節を外転位、軽度屈曲位、強い内旋位に固定保持するもの</u></p>	
短下肢装具	<p><u>下腿部から足底に及ぶ構造を持つもので、足関節の運動を制御し、若しくは下腿部あるいは足部への負荷を軽減あるいは免荷するもの。なお、カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合にのみ用いることができるること。</u></p> <p>A 硬性 <u>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</u></p> <p>B 両側支柱付 <u>下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を連結する一つ以上の半月をもつもの</u></p> <p>C 片側支柱付 <u>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</u></p> <p>D 後方支柱付 <u>下肢の長軸に沿って後方に支柱をもつもの</u></p> <p>E 軟性 <u>軟性材料を主材料としたもの</u></p>				<p>内反足装具</p> <p>A 短下肢装具型 <u>下腿の上部から足底に及ぶもの。</u> 詳細は、短下肢装具に準ずること。</p> <p>B 鞄型装具型 詳細は、鞄型装具に準ずること。</p> <p>C デニスブラウン副子 <u>両側の足部を横棒によって結ぶもの</u></p> <p>1 足底板型 <u>アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを基本とすること。</u></p> <p>2 足部おおい型</p> <p>3 鞄型装具型</p>	<p>障害児に限る。 外反足装具もこれに準ずること。</p>
足装具	<p>足部に装着する装具であって、靴型装具を除く以下のものとする。</p> <p>A 足底装具 <u>足アーチの支持、足部変形の防止及び矯正等を目的とするもの。内側楔及び外側楔に加え、除圧及び脚長差の補正のための補高も含まれること。</u></p> <p>B Denis-Browne（デニスブラウン）型 <u>両側の足部をバーによって連結した装具で、内反足の児童に用いるもの</u></p>	<p>靴型装具の一部として算定できないこと。</p>			<p>長下肢装具</p> <p>A 両側支柱 <u>下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿</u></p>	

靴型装具	<p><u>变形の矯正、圧力分散による疼痛除去等の特定の目的のために、足部に適合させた靴。靴型を基に製作し、アッパーの付いたもの。既製品の靴型（ラスト）を補正して製作されたものを整形靴、陽性モデルを基に製作されたものを特殊靴とする。腰革（側革）の高さにより以下の種類を定める。</u></p> <p>A <u>長靴</u> 腰革（側革）の高さがおおむね下腿の2／3までかかるもの</p> <p>B <u>半長靴</u> 腰革（側革）の高さが果部を完全に覆うもの</p> <p>C <u>チャッカ靴</u> 腰革（側革）の高さが果部に及ぶもの</p> <p>D <u>短靴</u> 腰革（側革）の高さが果部より低いもの</p>	<p>足底装具 の価格は 加算でき ないこ と。</p>			<p>部と下腿部において それぞれ両支柱を結 ぶ一つ以上の金属の 半月をもつもの</p> <p>1 <u>高力アルミニウ ム合金</u></p> <p>2 <u>鋼</u></p> <p>B <u>片側支柱</u> 下肢の長軸に沿つ て内外のどちらか一 方に金属の支柱をも つもの</p> <p>1 <u>高力アルミニウ ム合金</u></p> <p>2 <u>鋼</u></p> <p>C <u>硬性</u> 陽性モデルを用い てモールドされたも の。内外の両側に金 属の支柱と両支柱を 結ぶ金属の半月で補 強されているものを 基本とすること。</p> <p>1 <u>不燃性セルロイ ド</u></p> <p>2 <u>皮革</u></p> <p>3 <u>プラスチック</u></p> <p>D <u>X脚又はO脚（障 害児に限る。）</u></p>
体幹装具	<p><u>頸椎装具</u></p> <p>頸椎の運動を制御し又は頸部への負荷を軽減する以下のものとする。</p> <p>A <u>硬性</u> 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。ただし、頸椎カラーを除く。</p> <p>B <u>フレーム</u> 主に金属で作られているもの</p> <p>C <u>カラー</u> 頸部のみを全周覆うもの</p> <p>D <u>斜頸矯正用枕</u> 斜頸の矯正に用いる枕で、児童に限ること。</p>				
胸腰仙椎装具	<p><u>骨盤から胸背部に及び、胸椎、腰椎、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</u></p> <p>A <u>硬性</u> 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B <u>フレーム</u> 主に金属で作られているもの</p> <p>C <u>軟性</u> 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p>				<p><u>膝装具</u></p> <p>大腿から下腿に及ぶもの</p> <p>A <u>両側支柱</u> 内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれ一つ以上もつもの</p>
腰仙椎装具	<p><u>骨盤から腰部に及び、腰椎、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</u></p> <p>A <u>硬性</u> 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p>				<p>B <u>硬性</u> 陽性モデルを用い てモールドされたも の。金属支柱付きの</p>

	B フレーム 主に金属で作られているもの				もの及び平ばねの 入ったものも含まれ ること。 1 不燃性セルロイ ド 2 皮革 3 プラスチック C スウェーデン式 D 軟性 布を主材料とした もの	
仙腸装具	骨盤を包み、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。 A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。 B フレーム 主に金属で作られているもの C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの D 骨盤帯 骨盤を帶状に一周するもの				短下肢装具	下肢上部より足底に及ぶもの A 両側支柱 下腿の長軸に沿つて内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 B 片側支柱 下肢の長軸に沿つて内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 C S型支柱 下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 D 鋼線支柱 下腿の長軸に沿つて走る鋼線の支柱と
側弯症装具	脊柱側弯症の矯正に用いるもの A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。 B フレーム 主に金属で作られているもの C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの					顆上部型 プラスチック短下肢装具( NYU型 )及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具(支柱付き)に含まれること。
上肢装具	肩装具 肩関節の運動を制御し又は肩甲上腕関節の脱臼を防止するもので、以下のものとする。 A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。 B フレーム 体幹の部分が主に金属で作られているもの C 軟性 軟性材料を主材料にしたもの					
肘装具	上腕部から前腕部に及び、肘関節の運動を制御する以下のものとする。なお、必要に応じて、手部を追加することができること。 A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。	前腕の回内外を制御するためのもの を含む。				

	B 両側支柱付 上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、前腕部と前腕部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの C 軟性 軟性材料を主材料としたもの				両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。
手関節装具	前腕部から手部に及ぶ装具の総称で、長対立装具及び把持装具を含む以下のものとする。 A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの B 両側支柱付 上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、前腕部において両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの C 片側支柱付 上肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの D 掌側（背側）支柱付 上肢の掌側又は背側の長軸に沿った支柱をもつもの E 軟性 軟性材料を主材料にしたもの 注) 長対立装具：手関節の運動を制御し、母指を対立位に保持するもの 把持装具：手関節の運動等により3点つまみを可能とするもので、フレクサーハンジ等を用いる「継手付き」とRIC型のような「継手なし」がある。			E 板ばね 下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとすること。 F 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたものの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等） 1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの 2 支柱なし 金属支柱のないもの G 軟性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの	
手装具	手部に装着する装具であって、短対立装具及びCM関節装具を含み、指装具を除く以下のものとする。 A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの B フレーム 金属を主材料にしたもの C 軟性 軟性材料を主材料にしたもの			ツイスター	骨盤帶と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの A 軟性 布ひも又はゴムひもを用いたもの
指装具	I P関節を適切な肢位に保持し、あるいは伸展・屈曲補助をする以下のものとする。 A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの				

	B フレーム 金属を主材料にしたもの C 軟性 軟性材料を主材料にしたもの				
BFO	平衡をとった状態で前腕を支え、あるいは懸垂することで、わずかな力で水平面における上肢の運動を可能にしたもの				

		<p>C チャッカ靴 側革が果部に及ぶ もの</p> <p>D 短靴 側革が果部より低 いもの</p>		<p>の木型 を用い るもの ) ・矯正靴 (内・ 外反足 の矯正 用)</p>
体幹装具	頸椎装具	<p>肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬性(スポンジラバーを含む) 陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C カラー</p> <p>1 あご受けのあるもの</p> <p>2 あご受けのないもの</p> <p>D 斜頸矯正用枕 (障害児に限る。)</p>		<p>高さ調整は、カラ一の場合には適用しないこと。</p>
	胸椎装具	<p>骨盤から胸背部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬性(頸椎装具に準ずる。)</p> <p>C 軟性</p>		
	腰椎装具	<p>骨盤から腰部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬性(頸椎装具に準ずる。)</p> <p>C 軟性</p>		<p>ナイトブレイスは、金属枠腰椎装具に含まれること。 ウイリアムプレイ</p>

				ス、前屈 ブレイス は、金属 枠腰椎装 具・腰部 継手付に 含まれる こと。
	仙腸装具	<p><u>骨盤を含むもの</u></p> <p>A <u>金属枠</u></p> <p>B <u>硬性（頸椎装具に準ずる。）</u></p> <p>C <u>軟性</u> <u>布を主材料にし、</u> <u>板ばねで補強したも</u> <u>の</u></p> <p>D <u>骨盤帯</u> <u>骨盤を帶状に一周</u> <u>するもの</u></p> <p>1 <u>芯のあるもの</u></p> <p>2 <u>芯のないもの</u></p>		オスグッ ドブレイ ス、コー ルドウェ イトブレ スは、金 属枠仙腸 装具に含 まれるこ と。
	側弯症装具	<p><u>脊柱側弯症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。</u></p> <p>A <u>ミルウォーキー型</u> <u>骨盤から頭部に及ぶもの</u></p> <p>B <u>頭部に及ばないものの</u></p> <p>1 <u>金属枠</u></p> <p>2 <u>硬性（仙腸装具に準ずる。）</u></p> <p>3 <u>軟性（帶状のものを含む。）</u></p>		
上肢装具	肩装具	<p><u>肩関節を外転位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。</u></p> <p>A <u>金属枠</u> <u>体幹の部分が金属枠のもの</u></p>		

		<p>B 硬性 陽性モデルによつてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック C 分娩麻痺用(障害児に限る。)</p>	
	肘装具	<p>上腕から前腕に及ぶもの A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの B 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック C 軟性</p>	
	手関節背屈保持装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの A パネル型 前腕部と手部を板ばねによって結ぶもの</p>	

- B トーマス型  
ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの
- C オッペンハイマー型  
鋼線を主材料として、手関節背屈、M P伸展、母指外転位をとらせるもの
- D 硬性  
 1 不燃性セルロイド  
 2 皮革  
 3 プラスチック

長対立装具  
前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。

短対立装具  
母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。

把持装具  
前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを作成するが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。

## ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び <u>特徴</u> の把握
(イ) (略)	(略)
(ウ) 採型	ギプス包帯法及び印象材による陰性モデルの採型
(エ) (略)	(略)

## ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び <u>特長</u> の把握
(イ) (略)	(略)
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) (略)	(略)

A 手関節駆動式  
手関節の運動によってつまみを可能にするもの

B ハーネス駆動式  
ハーネスを力源とするもの

M P 屈曲補助  
装具（ナックルベンダー）  
及びM P 伸展  
補助装具（逆ナックルベンダー）  
A バネル型  
B ゴムを用いるもの  
C プラスチック  
D 軟性

指装具（指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベンダー）  
P I P 及びD I P 関節を伸展位又は屈展位、あるいは内外反位に保持するもの

B F O (食事動作補助器)  
前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの

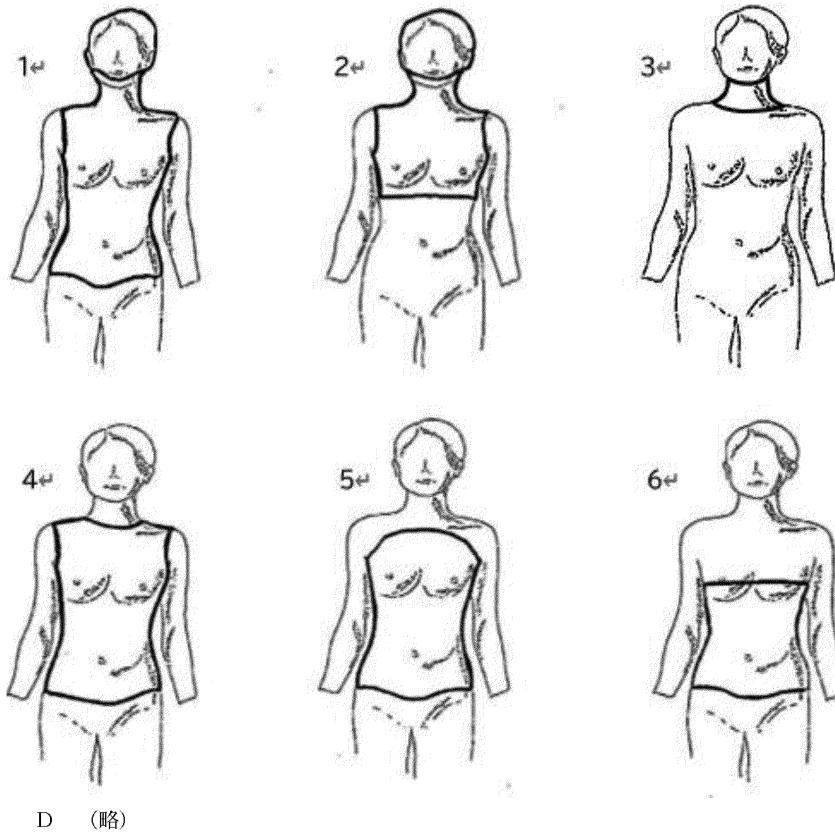
付属品として車いすを加えることができること。

(オ) 組立て	<u>陽性モデルへの装具形状（アライメント）の記入</u> フレーム：（略） <u>硬性</u> ：プラスチック板切断、加熱成形加工（熱可塑性樹脂）、注型（熱硬化性樹脂）、トリミング及び調整 支柱、支持部、継手、付属品等の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	<u>支柱、支持部、継手、付属品等の調整及び試用</u>
(キ) 仕上げ	<u>支柱、支持部、継手、付属品等の取付け及び仕上げ</u>
(ク) （略）	（略）

## イ 採型区分

A・B （略）

C 体幹装具

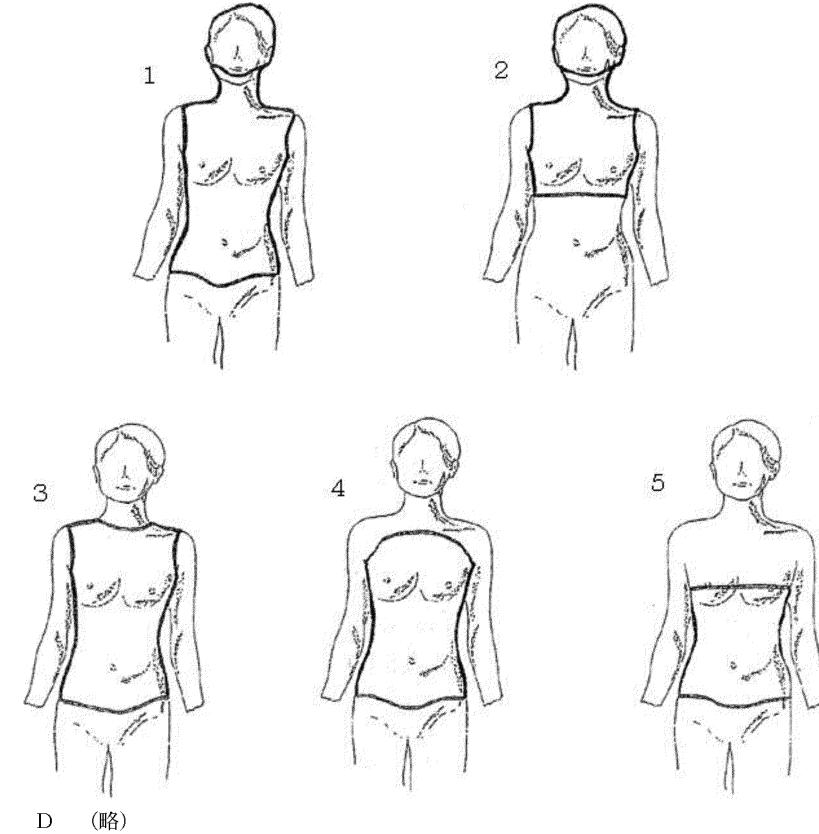


(オ) 組立て	<u>陽性モデルにデザインの記入（アライメント）</u> フレーム：（略） <u>モールド</u> ：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	<u>筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ</u>
(キ) 仕上げ	<u>筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ</u>
(ク) （略）	（略）

## イ 採型区分

A・B （略）

C 体幹装具



## ウ 基本価格

名 称	採型区分	上 限 価 格		備 考
		採 型	採 寸	
下肢装具用	A-1	27,900	8,550	採型については、ギプス採型に限る。 印象材を用いた採型に限る。
	A-2	43,000	16,800	
	A-3	31,700	16,100	
	A-4	20,400	8,150	
	A-5	18,700	7,900	
	A-6	17,000	7,750	
	A-7 a	12,300	6,700	
	A-7 b	8,200	—	
	A-8	23,700	8,450	
	A-9	25,500	8,550	
靴型装具用	A-10	54,000	15,700	長靴、半長靴、チャッカ靴に限る。 短靴に限る。
	B-1	17,000	7,750	
	B-2	12,300	6,700	
体幹装具用	C-1	32,800	8,950	(硬性、フレーム) (軟性)
	C-2	25,600	8,250	
	C-3	12,800	4,100	
	C-4	—	—	
	(硬性、フレーム)	25,100	7,750	
	(軟性)	7,750	7,750	
	C-5	—	—	
	(硬性、フレーム)	21,400	7,600	
	(軟性)	7,650	7,600	
	C-6	—	—	
上肢装具用	(硬性、フレーム)	18,900	7,350	(金属枠、硬性) (軟性)
	(軟性、骨盤帶)	7,350	7,350	
	D-1	34,200	9,050	
	D-2	18,600	7,900	
	D-3	16,900	7,650	
	D-4	15,000	7,400	
	D-5	12,000	6,800	
	D-6	9,000	4,800	(金属枠、硬性) (軟性、骨盤帶)

## ウ 基本価格

名 称	採型区分	価 格		備 考
		採 型	採 寸	
下肢装具用	A-1	26,300	8,050	(新設)
	A-2	40,500	15,800	
	A-3	29,800	15,200	
	A-4	19,200	7,700	
	A-5	17,600	7,450	
	A-6	16,000	7,300	
	A-7	11,600	6,300	
	(新設)	(新設)	(新設)	
	A-8	22,300	7,950	
	A-9	24,000	8,050	
靴型装具用	A-10	50,800	14,800	(新設)
	B-1	16,000	7,300	
	B-2	11,600	6,300	
体幹装具用	C-1	30,900	8,450	(新設)
	C-2	24,100	7,800	
	(新設)	(新設)	(新設)	
	C-3	23,600	7,300	
	(金属枠、硬性)	7,300	7,300	
	(軟性)	7,200	7,150	
	C-4	20,200	7,150	
	(金属枠、硬性)	17,800	6,950	
	(軟性)	6,950	6,950	
	C-5	—	—	
上肢装具用	D-1	32,200	8,550	(新設)
	D-2	17,500	7,450	
	D-3	15,900	7,200	
	D-4	14,100	7,000	
	D-5	11,300	6,400	
	D-6	8,500	4,550	

注)

1 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。ただし、両長下肢装具に体幹装具（骨盤帯を除く。）を組み合わせる場合は、それぞれの基本価格を算定することができる。

2 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、35,800円増しとし、完成用部品を用いる場合は、その価格を加算できること。工の(イ)のbの付属品等の加算要素である補高は補高足部とは異なるため、その価格を加算することができないこと。補高足部は、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができる。

(削る)

(削る)

3 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

- (1) チェック用装具が「大腿部」を含む場合 18,100円
- (2) チェック用装具が「下腿部」を含む場合 16,900円
- (3) チェック用装具が「足部」を含む場合 9,900円

## 工 製作要素価格

## (ア) 下肢装具

## a 繼手

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
股継手	固定式 遊動式	<u>6,550</u> <u>7,800</u>	固定式継手とは、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。 遊動式継手とは、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
膝継手（片側）	固定式 遊動式 プラスチック継手	<u>6,400</u> <u>7,000</u> <u>14,800</u>	固定式継手とは、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。 遊動式継手とは、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。

注)

1 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。

2 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、33,700円増しとすること。

3 補高足部は、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができる。

4 補高足部の場合は、工の(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。

5 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、用いたチェック用装具の形状に応じ、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

- (1) チェック用装具が「大腿部」を含む場合 17,100円
- (2) チェック用装具が「下腿部」を含む場合 15,900円
- (3) チェック用装具が「足部」を含む場合 9,350円

## 工 製作要素価格

## (ア) 下肢装具

## a 繼手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
股継手	固定式 遊動式	<u>6,200</u> <u>7,350</u>	(新設)
膝継手（片側）	固定式 遊動式 プラスチック継手	<u>6,050</u> <u>6,600</u> <u>14,000</u>	(新設)

足継手（片側）	固定式 遊動式 プラスチック継手	5,400 6,350 <u>11,000</u>	可撓性のプラスチック継手（完成用部品に指定されているものを除く。）の場合は、片側プラスチック継手として算定すること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。	足継手（片側）	固定式 遊動式 プラスチック継手	5,100 6,000 <u>10,400</u>
						(新設)

(削る)

## b 支持部

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
大腿支持部	A 半月(1か所) B 皮革等 1 カフベルト(1か所) 2 大腿コルセット C 硬性 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	4,800 8,400 16,700 27,300 11,200	カフベルトは、半月を使用する場合のみ算定できることとし、硬性との併用加算はできないこと。 大腿支持部の坐骨支持式は、22,500円増しすること。 カーボンを使用した場合は、大腿支持部の総額を57,400円とすること。
下腿支持部	A 半月(1か所) B 皮革等 1 カフベルト(1か所) 2 下腿コルセット C 硬性 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	4,600 7,100 12,900 25,400 9,550	カフベルトは、硬性と併用できないこと。 下腿支持部のP T B式、P T S式及びK B M式は、15,400円増しすること。 カーボンを使用した場合は、下腿支持部の総額を57,500円とすること。
足部	A あぶみ B 足部 1 足部覆い 2 標準靴 3 硬性(熱硬化性樹脂) 4 硬性(熱可塑性樹脂) C 足底装具 1 M P関節遠位 2 M P関節近位	2,600 14,400 22,300 15,000 8,250 8,250 7,550	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。 足板の補強を行った場合は、10,200円増しすること。 足部には、足底裏革(すべり止め用)を加えることができること。 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(1)の靴型装具に準ずること。

注

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 鋼線支柱は、遊動式の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動式の価格とすること。
- 5 可撓性のプラスチック継手(継手部分として独立した形状を有するものに限る)の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

## b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
大腿支持部	A 半月 B 皮革等 1 カフバンド 2 大腿コルセット C モールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	4,550 7,900 15,700 25,700 10,600	(新設)
下腿支持部	A 半月 B 皮革等 1 カフバンド 2 下腿コルセット C モールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	4,350 6,700 12,200 23,900 9,000	(新設)
足部	A あぶみ B 足部 1 皮革等 大 小 2 モールド(熱硬化性樹脂) 3 モールド(熱可塑性樹脂) C 標準靴	2,450 13,600 7,100 14,100 7,800 830	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。 足底装具は、Bの足部に準ずること。 標準靴は、完成用部品を加えることができること。

<p>カーボンを使用した場合は、足部の総額を41,800円とすること。 除圧のためにMP関節部を含むものはMP関節遠位で算定すること。</p>						
<p>注)</p>						
<p>1 硬性にはベルトの価格が含まれていること。ただし、短下肢装具（硬性）において3本を超えるベルトを使用する場合は、1本当たり1,550円を加算することができる。</p>						
<p>2 支持部（「足部Aあぶみ」を除く。）について、才の完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。</p>						
<p>(削る)</p>						
<p>(削る)</p>						
<p>(削る)</p>						
<p>(削る)</p>						

## c その他の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
膝サポーター	<u>支柱付き</u> <u>支柱なし</u>	<u>17,100</u> <u>7,850</u>	膝サポーターはオーダーメイドに限ること。
キャリバー		<u>19,700</u>	キャリバー及びツイスターを使用する場合は、才の完成用部品を加えることができない
ツイスター	<u>硬性</u> <u>軟性</u>	<u>3,450</u> <u>5,650</u>	こと。 鋼製ケーブル及びエラストマーを使用する場合は硬性とすること。
Denis-Browne (デニスブラウン) 型		<u>2,700</u>	
膝当て		<u>4,650</u>	硬性の装具に使用する場合は1,550円減じた額とするこ
T・Yストラップ		<u>5,350</u>	と。

<p>注)</p>						
<p>1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。</p>						
<p>2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。</p>						
<p>3 大腿支持部の坐骨支持式は、21,200円増しとすること。</p>						
<p>4 下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、14,500円増しとすること。</p>						
<p>5 足板の補強を行った場合は、9,600円増しとすること。</p>						
<p>6 カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合に用いることができる」とし、カーボンを使用した場合は、それぞれ以下の額とすること。</p>						
<p>(1) 大腿支持部 54,000円</p>						
<p>(2) 下腿支持部 54,100円</p>						
<p>(3) 足部のモールド 39,300円</p>						

## c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝サポーター	<u>軟性（支柱付き）</u> <u>軟性（支柱なし）</u>	<u>16,100</u> <u>7,400</u>	(新設)
キャリバー		<u>18,600</u>	(新設)
ツイスター	<u>軟性</u> <u>鋼製ケーブル</u>	<u>5,350</u> <u>3,250</u>	
デニスブラウン		<u>2,550</u>	(新設)
膝当て		<u>4,400</u>	
T・Yストラップ		<u>5,050</u>	(新設)

スタビライザー		18,300	
ターンパックル		6,050	
ダイヤルロック		8,750	(削る)
<u>アウトリガー (1か所)</u>		2,750	
伸展・屈曲補助装置 補高足部		4,700	(略)
足底裏革 (すべり止め用)		1,950	<u>完成用部品を加算することができる</u>
高さ調整 (1か所)		3,800	
内張り	大腿部	2,150	内張りは、足底装具を除き、硬性の場合に限ること。
	下腿部	1,750	
	足部	1,300	
	足底装具	1,300	
<u>足底装具屋内用ベルト</u>		2,300	足底装具を皮革で覆い、皮革ベルトを取り付けた場合は、上限価格の 2 倍の範囲内の額とすること。

## 注

(削る)

(削る)

1 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。

2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

d 発育性股関節形成不全用装具の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
リーメンビューゲル		10,600	
フォンローゼン型		15,100	
バチェラー型		31,700	

スタビライザー		17,200	
ターンパックル		5,700	
ダイヤルロック		8,250	<u>ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。</u>
<u>アウトリガー (1か所)</u>			(新設)
伸展・屈曲補助装置 補高足部		4,450	(略)
足底裏革 (すべり止め用)		1,850	(新設)
高さ調整		3,600	
内張り	大腿部	2,050	(新設)
	下腿部	1,650	
	足部	1,250	
	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)			

## 注

1 キャリバー及びツイスターを使用する場合は、才の完成用部品を加えることができないこと。

2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。

3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。

4 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。

5 補高足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができるこ

と。

6 補高足部は、完成用部品を加算することができること。

7 高さ調整の価格は、1 か所当たりのものであること。

8 内張りは、モールドの場合に限ること。

9 デニスブラウンは、6 歳未満を対象とするものに限ること。

d 先天股脱装具用の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
リーメンビューゲル		10,000	
フォンローゼン型		14,200	
バチェラー型		29,800	

ローレンツ型 ラング型	硬性		
	1 支柱なし	17,100	
	2 支柱付き(固定式)	26,000	
	3 支柱付き(調節式)	27,900	
		38,600	

## (注)

継手を使用した場合は、aの継手及び才の完成用部品の上限価格の範囲内で加算できること。

## (イ) 靴型装具

- a 製作要素  
(a) 患足

名 称	種 類	上限価格 円	備	考
短靴	整形靴	44,100		
	特殊靴	54,600		
チャッカ靴	整形靴	45,600		
	特殊靴	56,900		
半長靴	整形靴	47,000		
	特殊靴	59,000		
長靴	整形靴	50,000		
	特殊靴	65,200		

## (注)

1 (略)

(削る)

(削る)

2 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

(削る)

## (b) 健足

名 称	上限価格 円	備	考
短靴	27,300		
チャッカ靴	28,300		

ローレンツ型 ラング型	A モールド	16,100	
	B モールドフレーム		
	1 固定式	24,500	
	2 調節式	26,300	
		36,300	

## (注)

継手を使用した場合は、aの継手及び才の完成用部品の価格を加算できること。

## (イ) 靴型装具

- a 製作要素  
(a) 患足

名 称	種 類	価 格 円	備	考
短靴	整形靴	41,500		
	特殊靴	51,400		
チャッカ靴	整形靴	42,900		
	特殊靴	53,500		
半長靴	整形靴	44,200		
	特殊靴	55,500		
長靴	整形靴	47,000		
	特殊靴	61,300		

## (注)

1 (略)

2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとすること。

3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとすること。

4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(a)の下肢装具の製作要素と才の完成用部品を加えることができること。

## (b) 健足

名 称	価 格 円	備	考
短靴	25,700		
チャッカ靴	26,600		

半長靴	29,300
長靴	31,300
<b>注)</b>	
1~3 (略)	

## b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
月型の延長		4,500	価格は、1個当たりのものであること。
スチールバネ入り		5,650	(略)
トウボックス補強		2,750	
鉛板の挿入		2,850	
足背ベルト		2,300	尖足等がある足部を靴型装具に収納する必要がある場合に限ること。 下肢装具の支持部(硬性)には算定できること。
ベルト(裏付き)の追加		1,550	(略)
補高	敷き革式	8,000	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,700円を加算すること。
	靴の補高	3,700	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,100円を加算すること。 補高足部を使用する場合は加算できること。
ヒールの補正	トルクヒール	6,300	
	ヒールウェッジ カットオフヒール キールヒール	3,700	

半長靴	27,600
長靴	29,500
<b>注)</b>	
1~3 (略)	

## b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
月型の延長		4,250	(新設)
スチールバネ入り		5,350	(略)
トウボックス補強		2,600	
鉛板の挿入		2,700	
足背バンド		2,200	(新設)
マジックバンド(裏付き)		1,500	(略)
補高	敷き革式	7,550	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,600円を加算すること。
	靴の補高	3,500	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,050円を加算すること。 (新設)
ヒールの補正	トルクヒール	5,950	
	ウェッジヒール カットオフヒール キールヒール	3,500	

	サッチヒール トーマスヒール 逆トーマスヒール フレアヒール 階段状ヒール		
足底の補正	内側ソール・ウェッジ 外側ソール・ウェッジ	4,800	
	デンバーバー トーマスバー メイヨー半月バー メタターサルバー ハウザーバー ロッカーバー 蝶型踏み返し	3,700	

(ウ) 体幹装具  
a 支持部

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
頸椎支持部	A 硬性 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C カラー 1 あご受けあり 2 あご受けなし	42,300 32,600 31,600 15,200 12,200	硬性のサンドイッチ構造は、 <u>19,600円</u> 増しとすること。
胸腰仙椎支持部	A 硬性 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟性	42,700 31,100 44,300 26,000	硬性のサンドイッチ構造は、 <u>15,900円</u> 増しとすること。
腰仙椎支持部	A 硬性 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟性	28,600 21,100 35,800 20,300	硬性のサンドイッチ構造は、 <u>12,000円</u> 増しとすること。

	サッチヒール トーマスヒール 逆トーマスヒール フレアヒール 階段状ヒール		
足底の補正	内側ソール・ウェッジ 外側ソール・ウェッジ	4,550	
	デンバーバー トーマスバー メイヨー半月バー メタターサルバー ハウザーバー ロッカーバー 蝶型踏み返し	3,500	

(ウ) 体幹装具  
a 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
頸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C カラー 1 あご受けあり 2 あご受けなし	39,800 30,700 29,700 14,300 11,500	モールドのサンドイッチ構造は、 <u>18,500円</u> 増しとすること。
胸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟性	40,200 29,300 41,700 24,500	モールドのサンドイッチ構造は、 <u>15,000円</u> 増しとすること。
腰椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟性	26,900 19,900 33,700 19,100	モールドのサンドイッチ構造は、 <u>11,300円</u> 増しとすること。

仙腸支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>10,300円</u> 増しとすること。
	1 支柱付き	23,000	
	2 支柱なし	16,900	
	B フレーム	31,200	
	C 軟性	18,100	
	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	17,600	
	2 芯のないもの	11,500	
骨盤支持部	A 皮革（補強材を含む。）	45,900	(略)
	B 硬性 ペルビックガードル	32,900	硬性のサンドイッチ構造は、 <u>22,700円</u> 増しとすること。

注

1 支持部にはベルトの価格が含まれていること。

2 支持部について、才の完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

## b その他の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整（1か所）	3,800	高さ調整は、頸椎装具についてのみ加算
	ターンバックル	6,000	することができるこ
	腰部継手（片側）	6,500	と。
	バタフライ	10,300	カラーの場合には適
	肩ベルト	3,250	用しないこと。
	会陰ひも	2,350	
	腹部エプロン	3,250	
	斜頸枕	25,000	
側弯症装具付属品	ミルウォーキー型付属品一式	66,400	ミルウォーキー型付属品一式は胸椎
	胸椎パッド	5,900	パッド、腰椎パッド、
	腰椎パッド	5,350	腋窩パッド、ネック
	ショルダーリング	16,300	リング、アウトリ
	腋窩パッド	4,300	ガ（2個）、前方
	ネックリング	2,350	支柱及び後方支柱
	胸郭バンド（プラスチック製）	19,000	（2個）を含むもの
	アウトリガー	3,150	であること。なお、
	前方支柱	13,000	ショルダーリングを
	後方支柱	14,600	用いた場合には、
	側方支柱	5,850	12,000円を加算できること。

仙腸支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、 <u>9,750円</u> 増しとすること。
	1 支柱付き	21,700	
	2 支柱なし	15,900	
	B フレーム	29,400	
	C 軟性	17,100	
	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	16,600	
	2 芯のないもの	10,900	
骨盤支持部	A 皮革（補強材を含む。）	43,200	(略)
	B モールド（熱可塑性樹脂） ペルビックガードル	31,000	モールドのサンドイッチ構造は、 <u>21,400円</u> 増しとすること。

(新設)

## b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整	3,600	(新設)
	ターンバックル式	5,650	
	腰部継手	6,150	
	バタフライ	9,750	
	肩バンド	3,100	
	会陰ひも	2,250	
	腹圧強化バンド	3,100	
	(新設)	(新設)	
側弯症装具付属品	(新設)	(新設)	(新設)
	胸椎パッド	5,550	
	腰椎パッド	5,050	
	ショルダーリング	15,400	
	腋窩パッド	4,050	
	アウトリガー	3,000	
	前方支柱	12,300	
	後方支柱	13,800	
	側方支柱	5,500	
	ネックリング	2,250	
	胸郭バンド（プラスチック製）	17,900	

			<u>アウトリガー、支柱について</u> は完成用部品を加算できること。
内張り	頸椎支持部	3,500	
	胸腰仙椎支持部	4,350	
	腰仙椎支持部	3,900	
	仙腸支持部	2,300	

(注)  
 1 体幹装具付属品については、腰部継手を除き、完成用部品を加算することができないこと。  
 2 バタフライについては、硬性又はフレームの場合にのみ加えることができること。

(エ) 上肢装具  
a 継手

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
肩継手	A 固定式(片側)	6,450	固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
	B 遊動式(片側)	10,100	
	C 肩回旋装置	22,800	
肘継手(片側)	A 固定式	4,600	固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
	B 遊動式	4,600	
	C プラスチック継手	12,000	プラスチック継手は、才の完成用部品を加えることができないこと。

内張り	頸椎支持部	3,300	
	胸椎支持部	4,100	
	腰椎支持部	3,700	
	仙腸支持部	2,200	

(注)  
 1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができる。  
 2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。

(エ) 上肢装具  
a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
肩継手	A 固定式(片側)	6,100	(新設)
	B 遊動式(片側)	9,550	
	C 肩回旋装置	21,500	
肘継手(片側)	A 固定式	4,350	(新設)
	B 遊動式	4,350	
	C プラスチック継手	11,300	

			<u>鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。</u>			
手継手(片側)	A 固定式 B 遊動式 C プラスチック継手 (削る)	<u>3,800</u> <u>7,600</u> <u>10,600</u> (削る)	<u>固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。</u> <u>遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。</u> <u>プラスチック継手は、才の完成用部品を加えることができないこと。</u> <u>鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。</u>		<u>3,600</u> <u>7,150</u> <u>10,000</u> <u>6,750</u>	(新設)
MP継手	A 固定式 B 遊動式	<u>4,650</u> <u>5,150</u>	<u>固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。</u> <u>遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。</u> <u>鋼線支柱は遊動式とすること。</u>		<u>4,400</u> <u>4,850</u>	(新設)
IP継手	A 固定式 1 硬性 2 フレーム B 遊動式 C 鋼線支柱	<u>2,250</u> <u>2,850</u> <u>3,850</u> <u>2,000</u>	<u>固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。</u> <u>遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。</u>		<u>2,700</u> <u>2,150</u> <u>3,650</u> <u>1,900</u>	(新設)

(削る)

## b 支持部

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
胸郭支持部 (半身)	A 硬性	15,500	
	B フレーム	10,400	
骨盤支持部 (半身)	A 硬性	17,100	
	B フレーム	16,900	
上腕支持部	A 半月 (1か所)	4,300	
	B 皮革等		
	1 カフベルト (1か所)	6,050	カフベルトは、硬性と併用 できること。
	2 上腕コルセット	9,900	
前腕支持部	C 硬性	9,350	硬性のサンドイッチ構造 は、7,400円増しとするこ と。
	A 半月	4,450	
	B 皮革等 (1か所)		
	1 カフベルト (1か所)	6,150	カフベルトは、硬性と併用 できること。
手部背側 パッド	2 前腕コルセット	7,950	
	C 硬性	8,900	硬性のサンドイッチ構造 は、7,700円増しとするこ と。
	A 硬性	2,650	
手掌パッド	B フレーム	2,550	
	A 硬性	4,100	
	B フレーム	4,800	

(注)

- 1 硬性にはベルトの価格が含まれていること。
- 2 支持部について、才の完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

(注)

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 プラスチック継手は、才の完成用部品を加えることができないこと。

## b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
胸郭支持部 (半身)	A モールド (熱可塑性樹脂)	14,600	
	B フレーム	9,800	
骨盤支持部 (半身)	A モールド (熱可塑性樹脂)	16,100	
	B フレーム	15,900	
上腕支持部	A 半月	4,050	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,700	(新設)
	2 上腕コルセット	9,350	
前腕支持部	C モールド (熱可塑性樹脂)	8,800	モールドのサンドイッチ構 造は、7,000円増しとする こと。
	A 半月	4,200	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,800	(新設)
手部背側 パッド	2 前腕コルセット	7,500	
	C モールド (熱可塑性樹脂)	8,400	モールドのサンドイッチ構 造は、7,250円増しとする こと。
	A モールド	2,500	
手掌パッド	B フレーム	2,400	
	A モールド	3,900	
	B フレーム	4,550	

(注)

- 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものである。  
(新設)

## c その他の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考	
肘サポーター	支柱付き	16,850	オーダーメイドに限ること。	
	支柱なし	10,300		
基節骨パッド	硬性	2,900	(略)	
	フレーム	4,250		
中・末節骨パッド	硬性	2,500	(略)	
	フレーム	1,950		
対立バー		5,650		
Cバー		4,350		
アウトリガー (1か所)		2,750		
伸展・屈曲補助バネ		2,800	価格は、1本当たりとすること。 輪ゴムを用いる場合は、本数にかかわらず、 300円とすること。	
肘当て		3,700		
ターンバックル		6,050		
ダイヤルロック		8,750		
フレクサーヒンジ		50,400		
内張り	上腕部	1,300	硬性の場合に限ること。	
	前腕部	1,150		
	手部	1,000		
注) (削る)				
1 懸垂帶を使用する場合は、(1)の工の(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。				
2 完成用部品を加算することができないこと。				

## 才 完成用部品

完成用部品とは、装具をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

## c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
基節骨パッド	モールド	2,750	(略)
	フレーム	4,000	
中・末節骨パッド	モールド	2,350	(略)
	フレーム	1,850	
対立バー		5,350	
Cバー		4,100	
アウトリガー		2,600	
伸展・屈曲補助バネ		2,650	価格は、1か所当たりとすること。 (新設)
肘当て		3,500	
ターンバックル		5,700	
ダイヤルロック		8,250	
(新設)		(新設)	
内張り	上腕部	1,250	(新設)
	前腕部	1,100	
	手部	970	

## 注)

- 1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。
- 2 懸垂帶を使用する場合は、(1)の工の(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。
- 3 内張りは、モールドの場合に限ること。

## 才 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

力 耐用年数  
(ア) 装具本体

区分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
下肢装具	股装具	(削る) 硬性 <u>フレーム</u> 軟性	(削る) 3 3 2	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		(削る) 硬性 <u>支柱付き</u>	(削る) 3 3	耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。
		(削る) 軟性	(削る) 2	
		(削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	(削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	
	膝装具	硬性 (支柱あり)	3	
		硬性 (支柱なし)	1.5	
		<u>支柱付き</u>	3	
		軟性	2	
		(削る)	(削る)	
		(削る)	(削る)	1.5
足装具				
靴型装具			1.5	

力 耐用年数  
(ア) 装具本体

区分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
下肢装具	股装具	金属枠 硬性 (新設)	3 3 (新設)	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		軟性	2	
		長下肢装具	3	
		両側支柱	3	
	膝装具	硬性 (新設)	3 (新設)	
		スウェーデン式	2	
		軟性	2	
		両側支柱	3	
		片側支柱	3	
		S型支柱	3	
短下肢装具	ツイスター	鋼線支柱	3	
		板ばね	3	
		硬性 (支柱あり)	3	
		硬性 (支柱なし) (新設)	1.5 (新設)	
		軟性	2	
		軟性	2	
足底装具	ツイスター	鋼索	3	
			1.5	
靴型装具				1.5
体幹装具	頸椎装具	金属枠 硬性 (新設)	3 2 (新設)	
体幹装具	胸腰仙椎装具	カラー (削る) 硬性 <u>フレーム</u>	2 2 2 3	
		軟性	1.5	
		(削る) 硬性 <u>フレーム</u>	(削る) 2 3	
		軟性	1.5	
	腰仙椎装具	(削る) 硬性 <u>フレーム</u>	(削る) 2 3	
		軟性	1.5	
		(削る) 硬性 <u>フレーム</u>	(削る) 2 3	
		軟性	1.5	
		(削る) 硬性 <u>フレーム</u>	(削る) 2 3	
		軟性	1.5	
仙腸装具				
体幹装具	頸椎装具	金属枠 硬性 (新設)	3 2 (新設)	
体幹装具	胸椎装具	カラー 金属枠 硬性 (新設)	2 3 2 (新設)	
		軟性	1.5	
		金属枠 硬性 (新設)	3 2 (新設)	
		軟性	1.5	
	腰椎装具	金属枠 硬性 (新設)	3 2 (新設)	
		軟性	1.5	
		金属枠 硬性 (新設)	3 2 (新設)	
		軟性	1.5	
		金属枠 硬性 (新設)	3 2 (新設)	
		軟性	1.5	

		軟性	1.5
		骨盤帶	2
	側弯症装具	ミルウォーキー型 (削る)	2 (削る)
		硬性	1
		フレーム	2
		軟性	1
上肢装具	肩装具		3
	肘装具	(削る)	(削る)
		硬性	3
		支柱付き	3
		軟性	2
	手関節装具		3
	対立装具		3
	(削る)		(削る)
	把持装具		3
	手装具		3
	(削る)		(削る)
	指装具		3
	B F O		3

## (イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類 (削る) (削る) その他の小部品(消耗品)	1.5 (削る) (削る) 1	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。

## キ 使用年数

年齢	使用年数	備 考
0歳	4月	
1~2歳	6月	
3~5歳	10月	
6~14歳	1年	
15~17歳	1年6月	(略) 1~3 (略)
		使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

		軟性	1.5
		骨盤帶	2
	側弯症装具	ミルウォーキー型 金属枠	2
		硬性	1
		(新設)	(新設)
		軟性	1
上肢装具	肩装具		3
	肘装具	両側支柱	3
		硬性	3
		(新設)	(新設)
		軟性	2
	手関節背屈保持装具		3
	長対立装具		3
	短対立装具		3
	把持装具		3
	M P 屈曲補助装具		3
	M P 伸展補助装具		3
	指装具		3
	B F O		3

## (イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類	1.5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
手部	1.5	
足部	1	
その他の小部品(消耗品)	1	

## キ 使用年数

年齢	使用年数	備 考
0歳	4月	
1~2歳	6月	
3~5歳	10月	
6~14歳	1年	
15~17歳	1年6月	(略) 1~3 (略)
		使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 (新設)

(削る)

(4) 装具（レディメイド）

装具（レディメイド）とは、装具として完成しており、調整を必須としないものをいう。  
加工の必要がない部品を組立てる等して完成させるものを含み、軟性装具におけるベルト調整後の固定のための縫製は加工に含まないこと。

価格は、基本価格に本体価格を合算した価格を上限額とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本価格

採寸及び適合にかかる全ての作業（使用方法の説明及び加工を含む。）についての技術料とする。

身体部位	上限価格 円	備考
共通	2,500	<u>装具の種類にかかわらず一律の価格とすること。</u>

イ 本体価格

装具（レディメイド）の本体価格は、装具（レディメイド）の製造又は輸入に要する原価に、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費を加えた額の範囲内の額とし、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費については、別に定める係数を基に算出すること。ただし、本体価格は、完成用部品として指定されているものを除き、オーダーメイドで算定した額の75%の範囲内の額とすること。

ウ 耐用年数及び使用年数

(3)の装具（オーダーメイド）に準ずること。

(5) 姿勢保持装置

姿勢保持装置とは、アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせて製作すること。

価格は、イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、工及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

備考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(新設)

(4) 座位保持装置

(新設)

定義	備考
機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位、立位、臥位等の保持を可能にする機能を有するもの	

## ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙攣、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ)～(ケ) (略)	(略)

イ (略)

ウ 基本価格

身 体 部 位	上 限 価 格		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸部	3,550	6,000	
上肢（片側）	1,750	4,200	
体幹部	15,400	28,500	
骨盤・大腿部	15,400	28,500	
下腿・足部（片側）	2,050		
注			
(略)			

種 目	使 用 要 素 ・ 部 品 及 び 工 作 法	価 格	耐 用 年 数	備 考
座位保持装置	座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。 アの基本工作法により、工及び才よりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせて製作すること。 成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。 過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。	イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、工及び才のそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。	3年	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

## ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙攣、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ)～(ケ) (略)	(略)

イ (略)

ウ 基本価格

身 体 部 位	価 格		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸部	3,350	5,600	
上肢（片側）	1,650	3,950	
体幹部	14,400	26,600	
骨盤・大腿部	14,400	26,600	
下腿・足部（片側）	1,950		
注			
(略)			

工 製作要素価格  
(ア) 支持部

部 位	名 称	上限価格 円	備 考
頭部	頭部支え	9,700	
上肢	上腕支え (片側)	3,750	
	前腕・手部支え (片側)	4,150	
体幹部	平面形状型	7,550	
	モールド型	53,400	(略)
	張り調整型	15,500	
骨盤・大腿部	平面形状型	7,550	
	モールド型	53,400	(略)
	張り調整型	15,500	
下腿部	下腿支え (片側)	2,750	
足部	足台 (片側)	2,800	

注)

フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,700円加算できること。

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
固定	頸部	3,550	
	腰部 (片側)	2,650	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊動	腰部 (片側)	3,850	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	10,000	
	ガス圧式	11,400	
	電動式	77,300	

注)

1 ~ 4 (略)

工 製作要素価格  
(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭部	頭部支え	9,050	
上肢	上肢支え (片側)	3,500	
	前腕・手部支え (片側)	3,900	
体幹部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	(略)
	シート張り調節型	14,500	
骨盤・大腿部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	(略)
	シート張り調節型	14,500	
下腿部	下腿支え (片側)	2,600	
足部	足台 (片側)	2,650	

注)

フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,250円加算できること。

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	価 格 円	備 考
固定	頸部	3,350	
	腰部 (片側)	2,500	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊動	腰部 (片側)	3,600	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	9,350	
	ガス圧式	10,700	
	電動式	72,200	

注)

1 ~ 4 (略)

## (ウ) 構造フレーム

使用材料	上限価格 円	備 考
木材・金属	57,200	

注)

- ティルト機構を付加する場合は、6,150円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 昇降機構を付加する場合は、8,500円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を上限価格とすること。
- 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(6)及び(7)に定める価格を上限価格とすること。ただし、姿勢保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(6)及び(7)に定める各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、ティルト・リクライニングに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、姿勢保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

## (エ) 付属品

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
カットアウト テーブル	テーブル	21,000	表面クッション張りは <u>4,500円</u> 加算できること。
	テーブル取付部品(片側)	5,000	
上肢保持部品	アームサポート(片側)	4,500	
	肘パッド(片側)	2,850	
	縦型グリップ(片側)	3,500	
	横型グリップ(片側)		
体幹保持部品	頭頸部パッド	5,050	
	肩パッド(片側)	4,550	
	胸パッド	5,050	
	胸受けロール	6,950	
	体幹パッド(片側)	3,900	
	腰部パッド	4,600	
骨盤保持部品	骨盤パッド(片側)	2,800	
	殿部パッド	4,700	

## (ウ) 構造フレーム

使用材料	基本価格 円	備 考
木材・金属	53,400	

注)

- ティルト機構を付加する場合は、5,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 昇降機構を付加する場合は、7,950円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
- 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、ティルト・リクライニングに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

## (エ) 付属品

名 称	種 類	価 格 円	備 考
カットアウト テーブル	(新設)	14,000	表面クッション張りは <u>4,200円</u> 加算できること。
	(新設)		
上肢保持部品	アームレスト(片側)	4,200	
	肘パッド(片側)	2,700	
	縦型グリップ(片側)	3,300	
	横型グリップ(片側)		
体幹保持部品	(新設)	(新設)	
	肩パッド(片側)	4,250	
	胸パッド	4,750	
	胸受けロール	6,500	
	体幹パッド(片側)	3,650	
	腰部パッド	4,300	
骨盤保持部品	骨盤パッド(片側)	2,650	
	臀部パッド	4,400	

下肢保持部品	内転防止パッド	5,050	
	外転防止パッド (片側)	2,850	
	膝パッド (片側)	4,300	
	下腿保持パッド (片側)		
	足部保持パッド (片側)	3,250	
ベルト部品	肩ベルト (片側)	2,500	
	腕ベルト (片側)	2,100	
	手首ベルト (片側)		
	胸ベルト	4,350	
	骨盤ベルト		
	股ベルト	4,700	
	大腿ベルト (片側)	2,350	
	膝ベルト (片側)		
	下腿ベルト (片側)		
支持部カバー	頭部	3,050	脱着式は3,500円加算できること。 防水加工を追加する場合は1台につき、8,100円加算できること。
	上肢 (片側)	1,650	
	体幹部 平面形状型	3,450	
	モールド型	10,300	
	張り調整型	4,150	
	骨盤・大腿部 平面形状型	3,450	
	モールド型	10,300	
	張り調整型	4,150	
	下腿部 (片側)	1,650	
	足部 (片側)	1,650	
	内張り アームサポート (片側)	1,850	
体圧分散補助素材	テーブル	4,500	
	頭部	4,050	
	上肢 (片側)	2,000	
	体幹部	9,350	

下肢保持部品	内転防止パッド	4,750	
	外転防止パッド (片側)	2,700	
	膝パッド (片側)	4,050	
	下腿保持パッド (片側)		
	足部保持パッド (片側)	3,050	
ベルト部品	肩ベルト (片側)	2,350	
	腕ベルト (片側)	2,000	
	手首ベルト (片側)		
	胸ベルト	4,100	
	骨盤ベルト		
	股ベルト	4,400	
	大腿ベルト (片側)	2,200	
	膝ベルト (片側)		
	下腿ベルト (片側)		
支持部カバー	頭部	2,850	脱着式は3,300円加算できること。 (新設)
	上肢 (片側)	1,550	
	体幹部 平面形状型	3,250	
	モールド型	9,700	
	シート張り調節型	3,900	
	骨盤・大腿部 平面形状型	3,250	
	モールド型	9,700	
	シート張り調節型	3,900	
	下腿部 (片側)	1,550	
	足部 (片側)	1,550	
	内張り アームレスト (片側)	1,750	
体圧分散補助素材	テーブル	4,200	
	頭部	3,800	
	上肢 (片側)	1,900	
	体幹部	8,750	

	骨盤・大腿部	9,350	
	下腿部(片側)	2,000	
	足部(片側)		
キャスター		1,650	多機能キャスターは990円加算できること。
その他	介助用グリップ(片側)	3,250	
	ストッパー	4,750	
	高さ調整用台座	20,500	

## 注

- 1 (略)  
2 取付けに当たって面ファスナーを使用する場合は、その価格を含むものとする。

## (オ) 調節機構

名称	種類	上限価格 円	備考
高さ調節	頭部支持部	3,450	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部(片側)	2,150	
前後調節	アームサポート(片側)		
	頭部支持部	3,500	
	骨盤・大腿支持部		
角度調節	足部支持部(片側)	2,100	
	頭部支持部	4,050	
脱着機構	テーブル	8,600	
	体幹パッド(片側)	2,700	
開閉機構	骨盤パッド(片側)		
	膝パッド(片側)		
	アームサポート(片側)		
	内転防止パッド	7,600	
アームサポート(片側)		2,700	
足部支持部(片側)			

	骨盤・大腿部	8,750	
	下腿部(片側)	1,900	
	足部(片側)		
キャスター		1,550	多機能キャスターは930円加算できること。
その他	介助用グリップ(片側)	3,050	
	ストッパー	4,450	
	高さ調整用台座	19,200	

## 注

- 1 (略)  
2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

## (オ) 調節機構

名称	種類	価格 円	備考
高さ調節	頭部支持部	3,250	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部(片側)	2,050	
前後調節	アームレスト(片側)		
	頭部支持部	3,300	
角度調節	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部(片側)	2,000	
角度調節	頭部支持部	3,800	
	テーブル	8,050	
脱着機構	体幹パッド(片側)	2,550	
	骨盤パッド(片側)		
	膝パッド(片側)		
	アームレスト(片側)		
開閉機構	内転防止パッド	7,100	
	アームレスト(片側)	2,550	
足部支持部(片側)			

## 注

1 (略)

2 脱着・開閉機構で、蝶番のみや面ファスナーなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

## 才 完成用部品

完成用部品とは、姿勢保持装置をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

## 力 耐用年数

耐用年数 年	備考
3	<p><u>耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。</u></p> <p><u>耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。</u></p> <p><u>なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。</u></p>

(注) 構造フレームに車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、耐用年数を6年とすること。

(削る)

## (6) 車椅子

車椅子とは、使用者自身又は介助者が駆動する移動用の車輪付機器であって、JIS T 9201—2016に定める構造を有するもの（パワーアシスト式を除く。）をいい、アの基本工作法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工作法のうち、（ウ）、（エ）及び（オ）を必要としないものについてはレディメイド式とすること。

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

## ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
（ア）身体状況の観察等	<u>身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認</u>
（イ）採寸	<u>製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録</u>

## 注

1 (略)

2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

## 才 完成用部品

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

(新設)

## 備考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(新設)

(ウ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(エ) 仮合わせ（必要に応じて）	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ 基本価格

身体部位	上限価格 円	備考
標準（上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部）	17,900	
頭頸部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができること。

注

レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合については、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。

ウ 本体価格

名称	上限価格 円	備考
自走用	90,000	自らが駆動及び操作して使用することを主目的とした車椅子であること。
介助用	85,000	自らは駆動せず、介助者が操作することを主目的とした車椅子であること。

注

オーダーメイド式は上限価格の125%の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の75%の範囲内の額とすること。

エ 加算要素価格(ア) 機構加算

名称	上限価格 円	備考
リクライニング機構	30,500	
ティルト機構	61,000	

<u>ティルト・リクライニング機構</u>	88,200
<u>リフト機構</u>	152,400

注  
リクライニング機構のうち、回転軸が2か所以上設けられている場合で、うち1つが座面の中に設けられているものはティルト・リクライニング機構に準ずること。

## (イ) 構造部品加算

本体部位	名 称	上限価格 円	備 考
基本構造	<u>後方大車輪（標準）</u> <u>前方大車輪</u> <u>6輪構造</u>	0 8,800 37,700	6輪構造とは、駆動輪が4輪構造に比して前方に位置するものとし、単に後方にキャスターを取り付けたものは後方大車輪とすること。 幅止めの構造を有する場合は1本当に6,000円増しとすること。
シート	<u>スリング式（標準）</u> <u>張り調整式</u> <u>板張り式</u>	0 8,650 6,800	奥行調整の構造を有する場合は18,500円増しとすること。 板張り式の構造を有する場合は、付属品の座板を加えることができないこと。
バックサポート	<u>スリング式（標準）</u> <u>張り調整式</u>	0 8,650	ワイドフレームの場合は14,000円、バックサポート延長（頭頸部まで）の場合は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は13,100円、背座角度調整の構造を有する場合は17,600円、背折れの構造を有する場合は8,500円増しとすること。
フット・レッグ サポート(片側)	<u>固定式（標準）</u> <u>挙上式</u> <u>着脱式</u> <u>開閉着脱式</u> <u>挙上・開閉着脱式</u>	0 8,550 6,250 7,350 11,100	レッグベルトで全面張りの場合は4,000円増しとすること。

<u>フットサポート</u>	<u>セパレート式（標準）</u>	0	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を1単位とすること。
	<u>セパレート式（二重折込式）</u>	4,300	
	<u>中折式</u>	5,000	
<u>アームサポート (片側)</u>	<u>フレーム一体型</u>	0	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を1単位とすること。
	<u>跳ね上げ式</u>	6,750	
	<u>着脱式</u>	6,550	
	<u>独立型</u>	5,000	
	<u>跳ね上げ式</u>	6,750	
	<u>着脱式</u>	6,550	
<u>ブレーキ</u>	<u>駐車ブレーキ（標準）</u>	0	介助用ブレーキを加える場合は17,400円、フットブレーキを加える場合は17,300円増しとすること。
<u>駆動輪・主輪</u>	<u>固定式（標準）</u>	0	車軸位置調整の構造を有する場合は17,500円、キャンバー角度を変更する場合は11,000円増しとすること。
	<u>着脱式</u>	10,800	
			片手駆動の構造を有する場合は37,200円、レバー駆動の構造を有する場合は60,000円増しとすること。
<u>タイヤ</u>	<u>エア（標準）</u>	0	
	<u>ノーパンク</u>	9,100	
<u>キャスター</u>	<u>ソリッド（標準）</u>	0	
	<u>衝撃吸収タイプ</u>	15,000	
<u>ハンドリム（片側）</u>	<u>プラスチック（標準）</u>	0	ピッチ30mmを超える場合は5,000円増しとし、片側を1単位とすること。片手駆動の構造を有する場合は3,300円増しとすること。
	<u>ステンレス</u>	6,000	
	<u>アルミ</u>	5,000	

注

- 1 名称に「(標準)」と記載のあるものは、本体価格に価格が含まれる標準構造部品であること。
- 2 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

## (ウ) 付属品

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
クッション(カバー付き)	平面形状型 モールド型	14,500 56,500	姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合は算定することができないこと。 ゲル素材を使用する場合は9,850円、多層構造又は立体編物を使用する場合は3,000円増しとすること。滑り止め加工を追加する場合は2,050円、防水加工を追加する場合は8,100円増しとすること。
座板		5,000	クッション一体型の場合は3,000円増しとし、クッション(カバー付き)と併用加算できないこと。
背クッション		14,500	滑り止め加工を追加する場合は2,050円増しとすること。
ヘッドサポート	着脱式(枕含む) マルチタイプ(枕含む) 枕(オーダーメイド) 枕(レディメイド)	17,300 29,500 11,200 6,300	着脱式及びマルチタイプはヘッドサポートとして独立した構造を有するものとし、枕をオーダーメイドで製作する場合には4,900円増しとすること(バックサポート一体型には加えることができないこと)。
フットサポート	ヒールループ アンクルストラップ ステップカバー	3,600 3,600 4,000	価格は、1個当たりのものであること。
テーブル	テーブル テーブル取付部品(片側)	11,800 5,000	
転倒防止装置	パイプ キャスター付き	4,050 6,400	価格は、1個当たりのものであること。 キャスター付きのうち、折りたたみの構造を有する場合は3,000円増しとし、片側を1単位とすること。

<u>搭載台</u>		<u>32,600</u>	搭載台とは呼吸器搭載台、痰吸引機搭載台、携帯用会話補助装置搭載台を含むものであること。 価格は、各搭載台1個当たりのものであること。
<u>車載固定部品</u>		<u>3,250</u>	価格は、1個当たりのものであること。
<u>杖たて</u>	<u>一本杖</u>	<u>3,250</u>	
	<u>多脚つえ</u>	<u>6,000</u>	
<u>酸素ポンベ固定装置</u>		<u>14,100</u>	
<u>栄養パック取付用ガードル架</u>		<u>11,000</u>	
<u>点滴ポール</u>		<u>11,300</u>	
<u>日よけ</u>		<u>15,000</u>	
<u>雨よけ</u>		<u>15,000</u>	
<u>泥よけ</u>		<u>6,550</u>	
<u>スポークカバー</u>		<u>4,450</u>	
<u>リフレクタ</u>		<u>720</u>	
<u>高さ調整式手押しハンドル</u>		<u>4,250</u>	
<u>ブレーキ</u>	<u>延長レバー</u>	<u>1,750</u>	
<u>ハンドリム</u>	<u>滑り止め</u>	<u>6,000</u>	価格は、1個当たりのものであること。
	<u>ノブ付き</u>	<u>4,850</u>	ノブ付きのうち、垂直ノブの場合は3,000円増しとし、片側を1単位とすること。

注

- 1 クッションについて、姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができる。
- 2 カットアウトテーブル、姿勢保持部品及びベルトが必要な場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができる。

オ 耐用年数

<u>耐用年数</u> 年	<u>備考</u>
6	<p>耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。</p> <p>耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。</p> <p>なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。</p>

(7) 電動車椅子

電動車椅子とは、使用者自身が移動のために操作し、動力によって推進する車輪付機器であって、JIS T 9201-2016に定める構造を有するもの（パワーアシスト式に限る。）及びJIS T 9203-2016に定める構造を有するものをいい、アの基本工作法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工作法のうち、(ウ)、(エ)及び(オ)を必要としないものについてはレディメイド式とすること。

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

(新設)

名 称	定 義	備 考
標準形	<p>JIS T 9203-2016に定める以下の電動車椅子とする。</p> <p>（低速用）</p> <p>最高速度4.5km/h以下の電動車椅子</p> <p>（中速用）</p> <p>最高速度6.0km/h以下の電動車椅子</p>	
簡易形	<p>車椅子に電動駆動装置又は制御装置を取り付けた簡便な電動車椅子で、使用者が操作して使用する以下のものとする。</p> <p>（切替式）</p> <p>電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの</p> <p>（アシスト式）</p> <p>駆動人力を電動力で補助することが可能なもの</p>	

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認

(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ウ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(エ) 仮合わせ (必要に応じて)	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

## イ 基本価格

身 体 部 位	上限価格 円	備 考
標準（上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部）	20,400	
頭頸部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができる。

注 レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合については、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。

## ウ 本体価格

名 称	区 分	上限価格 円	備 考
標準形	低速用	486,300	駆動モーター、充電器及び転倒防止装置を含むものであること。 オーダーメイド式は上限価格の125%の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の75%の範囲内の額とすること。
	中速用	502,300	
簡易形	切替式	393,900	車椅子部分は、1の(6)の車椅子の価格を加えることができる。 駆動モーター、充電器及び転倒防止装置(折りたたみの有無は問わない)を含むものであること。
	アシスト式	412,600	

エ 加算要素価格  
(ア) 機構加算

名 称	上限価格 円	備 考
手動リクライニング機構	32,500	標準形にのみ加えることができる。
電動リクライニング機構	134,000	
電動ティルト機構	281,000	
電動ティルト・リクライニング機構	732,400	
電動リフト機構	433,000	

## (イ) 構造部品加算

本体部位	名 称	上限価格 円	備 考
操作ボックス	標準操作ボックス(標準)	0	
操作レバー	感度調整ジョイスティック(標準)	0	標準ばねのばね圧を変更した場合は7,950円増しとすること。
スイッチ	標準スイッチ(標準)	0	スイッチ延長の場合は1本当たり1,050円増しとすること。
パッテリ	標準形 シールドパッテリ(標準) リチウムイオンパッテリ	0 62,300	
	簡易形 リチウムイオンパッテリ(標準)	0	ニッケル水素パッテリの場合は37,000円減じた額とすること。
基本構造	後方大車輪(標準)	0	
シート	板張り式(標準) スリング式 張り調整式	0 4,200 12,900	奥行調整の構造を有する場合は18,500円増しとすること。 板張り式の構造を有する場合は、付属品の座板を加えることができないこと。
バックサポート	スリング式(標準) 張り調整式	0 8,650	ワイドフレームの場合は14,000円、バックサポート延長(頭頸部まで)の場合は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は13,100円、背座角度調整の構造を有する場合は17,600円、背折れの構造を有する場合は8,500円増しとすること。

フット・レッグ サポート(片側)	固定式(標準)	0	レッグベルトで全面張りの場合 は4,000円増しとすること。	
	挙上式	8,550		
	着脱式	6,250		
	開閉着脱式	7,350		
	挙上・開閉着脱式	11,100		
フットサポート	セパレート式(標準)	0	前後調整、角度調整及び左右調	
	セパレート式(二重折込 式)	4,300	整の各構造を有する場合は各 1,600円増しとし、片側を1単 位とすること。 強度を高めるために、金属製の フットサポートを使用する場合 は15,000円増しとすること。	
アームサポート (片側)	フレー ム一体 型	固定式(標準)	0	高さ調整の構造を有する場合は 3,600円、角度調整の構造を有
		跳ね上げ式	6,750	する場合は7,650円、アームサ ポート幅広、アームサポート延
		着脱式	6,550	長の各構造を有する場合はそれ ぞれ3,900円増しとし、片側を 1単位とすること。
	独立型	固定式	5,000	
		跳ね上げ式	6,750	
		着脱式	6,550	
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ (標準)	0		
タイヤ	エア(標準) ノーパンク	0 12,000		
キャスター	エア(標準) ノーパンク	0 12,000		

注

- 1 名称に「(標準)」と記載のあるものは、本体価格に価格が含まれる標準構造部品であ  
ること。
- 2 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

## (ウ) 付属品

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
パワーステアリ ング		54,300	

<u>クライマーセット</u>		<u>19,100</u>	
<u>手動スイングアーム</u>		<u>10,600</u>	
<u>電動チンコント</u> <u>ロール一式</u>	(内訳) <u>パワースイングチンアーム</u> <u>チーン操作ボックス</u> <u>セレクタ</u> <u>液晶モニタ</u> <u>頭部スイッチ・取付金具</u>	<u>259,400</u> <u>72,700</u> <u>16,200</u> <u>93,800</u> <u>55,400</u> <u>21,300</u>	
<u>手動チンコント</u> <u>ロール一式</u>	(内訳) <u>手動スイングチンアーム</u> <u>チーン操作ボックス</u>	<u>37,200</u> <u>21,000</u> <u>16,200</u>	
<u>多様入力コント</u> <u>ローラ</u>	<u>非常停止スイッチボックス</u> <u>4方向スイッチボード</u> <u>8方向スイッチボード</u> <u>小型ジョイスティック</u> <u>ボックス</u> <u>フォースセンサ</u> <u>足用ボックス</u>	<u>51,100</u> <u>31,900</u> <u>53,300</u> <u>42,600</u> <u>93,800</u> <u>42,600</u>	
<u>簡易1入力</u>		<u>95,900</u>	
<u>ジョイスティックノブ</u>	<u>レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)</u> <u>レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)</u>	<u>7,500</u> <u>10,500</u>	
<u>フットサポート</u>	<u>ヒールループ</u> <u>アンクルストラップ</u> <u>ステップカバー</u>	<u>3,600</u> <u>3,600</u> <u>4,000</u>	価格は、1個当たりのものであること。
<u>注)</u>	<u>上記のほか、1の(6)の工の(ウ)の付属品を加えることができること。</u>		

## 才 耐用年数

耐用年数 年	備 考
6	<p>耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。</p> <p>耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。</p> <p>なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。</p>

## (8) その他

種目	名 称	定 義	付属品	上限価格 円	耐用 年数 年	備 考
視覚障害者安全つえ		障害物を探知するために使用するもので、シャフトを白色又は黄色に塗装若しくは加工したもので、普通用、携帯用、身体支持併用に分類される。				
	普通用	携帯用、身体支持併用以外のもの 主体一繊維複合材料 (削る)	夜光装置 ベル ゴムグリップ	4,200	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は 460 円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は 1,400 円増しとすること。 (3) フラッシュライ
		(削る)				ト付とした場合は 860 円増しとすること。
		主体一木材 (削る)	上と同じ。	2,700		
		主体一軽金属 (削る)	上と同じ。	2,800	5	
	携帯用	折りたたみ又はスライド等により鞄等に収納して持ち運びができるもの 主体一繊維複合材料	上と同じ。	5,200	2	

## (5) その他

種目	名 称	基本構造	付属品	価 格 円	耐用 年数 年	備 考
視覚障害者安全つえ		(新設)				
	普通用	(新設) 主体一繊維複合材料 石突一耐摩耗性合成樹脂又は高力アルミニウム合金 外装一白色又は黄色の塗装若しくは加工 形状一直式	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は 410 円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は 1,200 円増しとすること。
		主体一木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	1,650		円増しとすること。
		主体一軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	2,200	5	(3) フラッシュライ
	携帯用	(新設) 主体一繊維複合材料	上と同じ。	4,400	2	ト付とした場合は 1,650 円増しとすること。



遮光用	羞明を軽減する目的で、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているもの	前掛け式 掛けめがね式		22,400 31,200		遮光用としての機能が必要な場合は、31,200円とすること。  上限価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。					遮光用としての機能が必要な場合は、30,000円とすること。  (新設)	
コンタクトレンズ	屈折異常を矯正し、又は羞明を軽減する目的で、角膜の表面に装着して使用するもの		13,000	2		上限価格はレンズ1枚のものであること。  多段階レンズについては、7,150円、虹彩付レンズについては、5,150円増しとすること。		遮光用	主材料は上と同じ 一	前掛け式 掛けめがね式	21,500 30,000	
弱視用	対象物の眼への入射角を拡大(又は縮小)して見る器械で、通常、焦点非結像系の光学系を持つもの。眼鏡フレームに固定された「掛けめがね式」と手に持つて使用する「焦点調整式」の2種類がある。 A 掛けめがね式 B 焦点調整式		A 38,200 B 18,600	4		高倍率(3倍率以上)の主鏡を必要とする場合は、焦点調整式の上限価格の範囲内で必要な額を加算すること。		コンタクトレンズ	主材料—プラスチック		15,400	(新設) 価格はレンズ1枚のものであること。 (新設)

補聴器	高度難聴用ポケット型	次のいづれかを満たすもの ① JIS C 5512—2000による。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ② JIS C 5512—2015による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル未満のもの。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。	電池イヤモールド	44,000	5	上限価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。ただし、電池については補聴器購入時のみの付属品であり、修理による支給は認められないこと。 身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ダンパー入りフックとした場合は、250円増しとすること。	補聴器	高度難聴用ポケット型	次のいづれかを満たすもの。 ① JIS C 5512—2000による。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ② JIS C 5512—2015による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル未満のもの。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。	電池イヤモールド	41,600	5	価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ダンパー入りフックとした場合は、240円増しすること。 平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で
	高度難聴用耳かけ型	2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及	電池イヤモールド	46,400				高度難聴用耳かけ型	5512—2000による。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ② JIS C 5512—2015による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル未満のもの。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。	電池イヤモールド	43,900		
補聴器	重度難聴用ポケット型	次のいづれかを満たすもの ① JIS C 5512—2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及	電池イヤモールド	59,000		円増しとすること。 平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、	補聴器	重度難聴用ポケット型	次のいづれかを満たすもの。 ① JIS C 5512—2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型	電池イヤモールド	55,800		
	重度難聴用耳かけ型	2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及	電池イヤモールド	71,200				重度難聴用耳かけ型	5512—2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型	電池イヤモールド	67,300		

	び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② <u>JIS C 5512—2015</u> による90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。			矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオシュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。		型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② <u>JIS C 5512—2015</u> による90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。						
耳あな型 (レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池 イヤモールド	<u>92,000</u>			耳あな型 (レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池 イヤモールド	<u>87,000</u>			
耳あな型 (オーダーメイド)		電池	<u>144,900</u>			耳あな型 (オーダーメイド)		電池	<u>137,000</u>			
骨導式ポケット型	IEC 60118 — 9 (1985) による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上もの。	電池 骨導レシーバー・ヘッドバンド	<u>74,100</u>			骨導式ポケット型	IEC 60118 — 9 (1985) による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上もの。	電池 骨導レシーバー・ヘッドバンド	<u>70,100</u>			
骨導式眼鏡型		電池 平面レンズ	<u>126,900</u>			骨導式眼鏡型		電池 平面レンズ	<u>120,000</u>			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	車椅子	普通型	原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 <u>JIS T 9201—2006</u> 又は <u>JIS T 9201—2016</u> による。	身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲	100,000	6	価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品(モジュールを組み立てることにより製作でき、完成

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	120,000	後の微調整機能を有するものの。)に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。 じょくそう 裤 痢のある じょくそう 者、裤 痢の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額を加算すること。
ティルト式普通型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	148,000	じょくそう 裤 痢のある じょくそう 者、裤 痢の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額を加算すること。
リクライニング・ティルト式普通型	バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	173,000	体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品(支持4部(骨盤・大腿部))
手動リフト式普通型	座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	232,000	をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。
前方大車輪型	原則として折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	上と同じ。	100,000	身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とす
リクライニング式前方大車輪型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	上と同じ。	120,000	
片手駆動型	原則として折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	117,000	

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る) (削る) (削る) (削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

リクライニング式片手駆動型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。	133,600	る場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができる、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	160,500	
手押し型	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式又は非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの	上と同じ。 A B	82,700 81,000	
リクライニング式手押し型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	114,000	
ティルト式手押し型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	128,000	
リクライニング・ティルト式手押し型	バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	153,000	

(削る)	電動車椅子	普通型 (4.5km/h)	JIS T 9203 — 2006、JIS T 9203—2010又はJIS T 9203—2016による。	外部充電器 バッテリー 身体の障害の状況により、クッション型、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	314,000	6	じょくそう 裤瘡のある 者、裤瘡の発生の危険性のある者等が クッションを必要とする場合は、車椅子の修理基準の表に掲げるクッション等及びクッションカバーの交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。						
(削る)	簡易型	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。 A 切替式 電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの。 B アシスト式 駆動人力を電動力で補助する事が可能なもの。 その他は車椅子の普通型に準ずる。	電動装置以外の車椅子部分は購入基準に掲げる額の範囲内で必要な額を加算すること。 外部充電器 バッテリー 電動装置以外は、車椅子の普通型に準ずる。	A 157,500 B 212,500		体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品(支持部(骨盤・大腿部))をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。							
(削る)	リクリニング式 普通型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。	343,500		外部充電器を必要とせず当該機能を内蔵する場合は30,000円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準							
(削る)	電動リクリニング式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	444,400									



						5,350円増しとすること。車載用のものは、オーダーメイド又はレディメイドにかかわらず、43,800円増しとすること。				た場合は5,000円増しとすること。車載用のものは40,700円増しとすること。
起立保持具		下肢及び上肢、体幹の発達を補助する目的で、立位姿勢を保持するもの		31,700	3	児童に限る。				
<b>歩行器</b> JIS T 9264—2012又はJIS T 9265—2019による。										
六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		70,000	5						
四輪型(腰掛付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		43,900			腰掛けとは、休息用のシートが付いたものという。				
四輪型(腰掛けなし)	上と同じ。		43,900			サドル(歩行中に体重を支える座)・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは67,700円増しとすること。後方支持型のものは23,300円増しとすること。				
三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		37,700							
						外装ニス塗装				
起立保持具						機能障害の状況に適合させること。 箱形とすること。 主材料ー木材 外装ニス塗装			27,400	3 障害児に限る。
<b>歩行器</b> (新設)										
六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。						63,100	5		
四輪型(腰掛けつき)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。						39,600		(新設)	
四輪型(腰掛けなし)	上と同じ。						39,600			サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは61,000円増しとすること。後方支持型のものは21,000円増しとする。
三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。						34,000			

	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		<u>29,900</u>				二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		<u>27,000</u>		
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて <u>移動させるもの</u>		<u>24,400</u>				固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて <u>移動させるもの</u> 。		<u>22,000</u>		
	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に <u>移動させるもの</u>		<u>33,300</u>				交互型	四脚を有し、両二脚を交互に <u>移動させるもの</u> 。		<u>30,000</u>		
	頭部保持具	座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの		<u>7,550</u>	3	<u>児童</u> に限る。		頭部保持具	座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの。		<u>7,100</u>	3	<u>障害児</u> に限る。
	排便補助具	排便を補助するものであって、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及び腰掛を有する椅子状のものであることにより、座位を保持しつつ、排便をすることを可能にする機能を有するもので、持ち運びが可能なものに限ること。		<u>10,000</u>	2	<u>児童</u> に限る。		排便補助具	普通便所で排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。 主材料一木材 外装一ベンキ塗装		<u>10,000</u>	2	<u>障害児</u> に限る。
	歩行補助つえ	松葉づえ <u>1 本の脚部と脇当て及び 2 本の側弓の間に一つの握り部を有するもの</u> 主体一木材（十分な強度を有するもの） (削る)  (削る) A 普通型 B 伸縮型	夜光材	A <u>3,800</u> B <u>3,800</u>	2	夜光材付とした場合は、470円（全面夜光材付とした場合 1,350円）増しとすること。 価格は 1 本当たりのものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は 300円増しとすること。		歩行補助つえ	松葉づえ (新設)  主体一木材（十分な強度を有するもの） 脇当一スポンジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革又は布製のカバー 外装一ニス塗装 A 普通型 B 伸縮型	夜光材	A <u>3,300</u> B <u>3,300</u>	2	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合 1,200円）増しとすること。 価格は 1 本当たりのものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は 260円増しとすること。

	<u>1本の脚部と脇当て及び2本の側弓の間に一つの握り部を有するもの</u> 主体一軽金属 (削る) (削る) (削る) A 普通型 B 伸縮型		A <u>4,600</u> B <u>5,150</u>	4
カナディアン・クラッチ	<u>1本の脚部と一つの握り部、上腕カフ及び肘当てを有するもの</u>	夜光材	<u>10,000</u>	4
ロフストランド・クラッチ	<u>1本の脚部と一つの握り部、前腕カフを有するもの</u>	夜光材	<u>10,000</u>	4
多脚つえ	<u>3本以上の脚と握りとを有するもの</u> JIS T 9267—2020による。	夜光材	<u>7,600</u>	4
プラットホーム杖	<u>1本の脚部と一つの特殊な形の握り部、水平の前腕支持部を有するもの</u>	夜光材	<u>27,600</u>	4

	<u>(新設)</u> 主体一軽金属 脇当一合成軟質樹脂 握り部分一合成軟質 樹脂 外装一塗装なし A 普通型 B 伸縮型		A <u>4,000</u> B <u>4,500</u>	4
カナディアン・クラッチ	<u>主体一アルミニウム、鋼管</u> <u>上部4段間隔以上、下部9段間隔以上の調節装置を付けるものとする。</u> <u>腕支持器一アルミニウム鋳物及びステンレス鋼板</u> <u>握り部分一アルミニウム鋳物及びゴム</u> 外装一塗装なし	夜光材	<u>8,700</u>	4
ロフストランド・クラッチ	<u>カナディアン・クラッチに準ずる。</u>	夜光材	<u>8,700</u>	4
多脚つえ	<u>つえの下部に三本以上の脚を有するもの。</u> JIS T 9267—2020による。	夜光材	<u>6,600</u>	4
プラットホーム杖	<u>カナディアン・クラッチに準ずる。</u>	夜光材	<u>24,000</u>	4

重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する <u>簡易なもの</u>	プリンタ (必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	<u>152,700</u>	5	プリンタを必要としない場合は、15,000円減じた額とすること。 (略)	重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する <u>簡易なもの</u> 。	プリンタ (必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	<u>143,000</u>	5	プリンタを必要としない場合は、15,000円減じた <u>価格</u> とすること。 (略)
		簡易な環境制御機能が付加されたもの	プリンタ (必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	<u>203,900</u>					簡易な環境制御機能が付加されたもの	上と同じ。	<u>191,000</u>		
		高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置プリンタ (必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	<u>480,600</u>					高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置その他は上と同じ。	<u>450,000</u>		

		通信機能が付加されたもの	プリンタ (必要に応じて)身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。				
生体现象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	身体の障害の状況により、付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	480,600				

## 備考

- 1 本表の上限価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。

## 2 借受け基準

## (1) 義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、装具用部品及び姿勢保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める上限価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

## (2) その他

種目	名称	定義	付属品	上限価格 円	備考
座位保持椅子		機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、座位を保持す		1,050	児童に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は、250円

		通信機能が付加されたもの	上と同じ。				
生体现象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450,000				

## 備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

## 2 借受け基準

## (1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、装具用部品及び座位保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

## (2) その他

種目	名称	基本構造	付属品	価格 円	備考
座位保持椅子		機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミニウム管		1,010	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は、170円

		<u>ることを可能にする機能を有する椅子で、車載用のものも含むこと。</u>		<u>増しとすること。座面に軟性の内張りを付した場合は、220円増しとすること。車載用のものは、オーダーメイド又はレディメイドにかかわらず、1,800円増しとすること。</u>		<u>スponジ又はウレタン人工皮革又は布製のカバー外装ニス塗装</u>		<u>増しとすること。座面に軟性の内張りを付した場合は、120円増しとすること。車載用のものは840円増しとすること。</u>
歩行器	JIS T 9264—2012又はJIS T 9265—2019による。							
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		1,750				
	四輪型(腰掛け付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		1,050	<u>腰掛け付きとは、休息用のシートが付いたものをいう。</u>			
	四輪型(腰掛けなし)	上と同じ。		1,050	<u>サドル(歩行中に体重を支える座)・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは、1,650円増しとすること。</u>			
歩行器	(新設)							
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。				1,570		
	四輪型(腰掛け付き)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。				990	(新設)	
	四輪型(腰掛けなし)	上と同じ。				990	<u>サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは、1,520円増しとすること。</u>	

					後方支持型のものは、 <u>580円</u> 増しとすること。				後方支持型のものは、 <u>520円</u> 増しとすること。
三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>940</u>			三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	<u>850</u>	
二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		<u>740</u>			二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。	<u>670</u>	
固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて <u>移動させる</u> もの		<u>610</u>			固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて <u>移動させる</u> もの。	<u>550</u>	
交互型	四脚を有し、両二脚を交互に <u>移動させる</u> もの		<u>830</u>			交互型	四脚を有し、両二脚を交互に <u>移動させる</u> もの。	<u>750</u>	
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する <u>簡易な</u> もの	<u>3,800</u>	プリンタ(必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	プリンタを必要としない場合は、 <u>370円</u> 減じた額とすること。 ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声	重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	<u>3,570</u>	プリンタを必要としない場合は、 <u>370円</u> 減じた価格とすること。 ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声
		簡易な環境制御機能が付加されたもの	<u>5,050</u>	プリンタ(必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修	等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタ(必要に応じて)により構成されたものであること。		簡易な環境制御機能が付加されたもの。	<u>4,770</u>	等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタ(必要に応じて)により構成されたものであること。

		<u>理基準の表に掲げるものと付属品とする。</u>		簡易な環境制御機能が付加されたものは、1つの機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。			簡易な環境制御機能が付加されたものは、1つの機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。	
		<u>高度な環境制御機能が付加されたものの</u>	<u>遠隔制御装置</u> <u>プリンタ(必要に応じて)</u> <u>身体の障害の状況により、その他付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。</u>	12,000	高度な環境制御機能が付加されたものは、複数の機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。		<u>高度な環境制御機能が付加されたもの。</u>	<u>遠隔制御装置</u> <u>その他の上と同じ。</u>
		<u>通信機能が付加されたもの</u>	<u>プリンタ(必要に応じて)</u> <u>身体の障害の状況により、その他付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。</u>		高度な環境制御機能が付加されたものは、複数の機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。		<u>通信機能が付加されたもの。</u>	<u>遠隔制御装置</u> <u>その他の上と同じ。</u>
生体现象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	<u>身体の障害の状況により、付属品を必要とする。</u>		12,000	生体现象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	<u>プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。</u>	11,250

備考

本表の上限価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

## 3 修理基準

## (1) 義肢一般構造義肢

修理項目	上限価格
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができること。

る場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 生体現象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。	通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 生体現象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。
---------------------------	--	--

備考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

## 3 修理基準

## (1) 義肢一般構造義肢

修理項目	価格
ア ソケットの交換	1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。

イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(1)の工の(イ)のソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部ごとの1の(1)の工の(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
オ 外装の更新	外装の更新の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
カ 完成用部品の交換	3の(1)の力に掲げる上限価格に、1の(1)の才に掲げる額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、外付けバッテリ、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合には、1の(1)の才に掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に8,000円をもって修理価格の上限額とすること。

注

1・2 (略)

## ア ソケットの交換

ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)のウの基本価格に1の(1)の工の(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(1)の工の(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、節電電極が必要な電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

## (ア) 複製価格

名 称	採型区分	型 式	上限価格 円	備 考
義手用	A—1	(削る) (削る)	(削る) (削る)	全ての型式において、肩甲胸郭間切断用は、15,000円増しとすること。
		能動式	37,200	
		電動式	63,900	
		その他	27,400	

イ ソフトインサートの交換	1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	3の(1)の力に掲げる基本価格に、1の(1)の才に掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、外付けバッテリ、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合には、1の(1)の才に掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,600円をもって修理価格とすること。

注

1・2 (略)

## ア ソケットの交換

(新設)

## (ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基 本 価 格	複製価格	
義手用	A—1	装飾用 作業用 能動式 電動式 (新設)	41,400 41,400 53,200 91,100 (新設)	25,900 25,900 35,200 60,400 (新設)	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。

A-2	(削る) (削る) 能動式 電動式 その他	(削る) (削る) 34,800 59,200 31,100	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
A-3	(削る) (削る) 能動式 電動式 その他	(削る) (削る) 32,000 53,900 28,200	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
A-4	(削る) (削る) 能動式 電動式 その他	(削る) (削る) 27,700 47,900 25,100	全ての型式において、顆上懸垂式は、14,800円増しとすること。 スプリットソケットは、22,200円増しとすること。
A-5	能動式 電動式 その他	27,100 46,800 22,700	
A-6	能動式 電動式 その他	13,800 25,700 8,650	
義足用	B-1	(削る) (削る)	205,100 (削る) 片側骨盤切断用は、20,100円増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー 式 吸着式	48,000 76,500 77,800 短断端切断用キップシャフトは、57,200円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、53,200円増しとすること。
	B-3	差込式 ライナー 式 吸着式	46,700 69,100 70,400 大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。
	B-4	差込式 P T B式 P T S式 K B M式 T S B式	42,500 46,200 56,000 56,000 46,200 大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。

A-2	装飾用 作業用 能動式 電動式 (新設)	44,000 44,000 50,700 84,600 (新設)	29,400 29,400 32,900 56,000 (新設)	吸着式は、28,000円増しとすること。
A-3	装飾用 作業用 能動式 電動式 (新設)	41,600 41,600 46,900 77,100 (新設)	26,700 26,700 30,300 51,000 (新設)	吸着式は、28,000円増しとすること。
A-4	装飾用 作業用 能動式 電動式 (新設)	42,800 42,800 44,400 68,500 (新設)	23,800 23,800 26,200 45,300 (新設)	顆上懸垂式は、14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
A-5	(新設) 電動式 (新設)	(新設) 67,100 (新設)	(新設) 44,300 (新設)	
A-6	(新設) 電動式 (新設)	(新設) 36,800 (新設)	(新設) 24,300 (新設)	
義足用	B-1	受皿式 カナダ式	113,100 113,100	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー 式 吸着式	74,800 121,100 167,500	短断端切断用キップシャフトは、54,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
	B-3	差込式 ライナー 式 吸着式	74,800 95,900 142,300	44,200 65,400 66,600
	B-4	差込式 P T B式 P T S式 K B M式 T S B式	60,700 84,600 100,900 103,700 84,600	40,200 43,700 53,000 53,000 43,700

## 注

- 1 (略)  
2 チェックソケット加算はできないこと。

(削る)

(削る)

## (イ) ソケットの価格

1 の(1)の工の(ア)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができる。

(削る)

## 注

- 1 (略)  
2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。  
3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。  
4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できること。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

## (イ) ソケットの価格

(新設)

名 称	探型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	11,700 9,550 21,400 21,900 5,450 6,000	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	10,300 12,600 14,700 15,200 7,100 7,550	
	A-3	アルミニウム、セルロイド	10,300	

		皮革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	13,600 14,700 15,200  5,050 5,550	
	A-4	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	9,100  12,400 14,400 14,800  4,950 5,450	
	A-5	熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 (電動式)	13,700 14,100  7,600	
	A-6	熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 (電動式)	11,100 11,500  7,350	
義足用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23,100  37,900 15,900	
	B-2	木製 アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51,600 15,400  20,200 29,400 17,300	エアクッションソケットは、16,300円 増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用 材料の価格を加算することができるこ と。 主たる積層材にカーボンストッキネット トを用い樹脂注型を行う場合は、17,900 円増しとすること。

## イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	上限価格 円	備 考
義手用	A—1	皮革	13,000	
		軟性発泡樹脂	17,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	21,400	
	A—2	皮革	11,700	
		軟性発泡樹脂	16,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	18,600	
	A—3	皮革	11,700	
		軟性発泡樹脂	16,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	18,500	

## 注

電動義手における筋電電極の交換を伴わないソケット交換の場合には、4,400円増しとすること。

## イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソケット交換に付随する場合	単独の場合	
義手用	A—1	皮革	4,700	12,300	
		軟性発泡樹脂	4,800	16,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	20,300	
	A—2	皮革	4,150	11,100	
		軟性発泡樹脂	4,650	15,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	17,600	
	A—3	皮革	4,150	11,100	
		軟性発泡樹脂	4,650	15,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	17,500	

B—3	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15,700 26,000 43,500 19,700	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができるこ と。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。
B—4	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクッションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができるこ と。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。

	A-4	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	10,700 <u>15,400</u> <u>17,600</u>	
	A-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	11,200 <u>16,600</u> <u>19,100</u>	
義足用	B-1	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	15,600 <u>22,700</u> <u>26,500</u>	
	B-2	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	14,100 <u>22,700</u> <u>26,100</u> 17,700 <u>46,500</u>	
	B-3	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	12,800 <u>22,000</u> <u>26,400</u> 18,800 <u>50,100</u>	
	B-4	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	11,700 <u>17,500</u> <u>19,100</u> 16,200 <u>40,000</u>	
	B-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	10,700 <u>17,900</u> <u>19,200</u>	
	B-6	皮革 (削る) 軟性発泡樹脂	9,050 (削る) 15,800	下腿部支持式については、6,550円 増しとすること。

	A-4	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,050 <u>4,650</u> <u>7,500</u>	10,200 <u>14,600</u> <u>16,700</u>
	A-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,050 <u>4,650</u> <u>7,500</u>	10,600 <u>15,700</u> <u>18,100</u>
義足用	B-1	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	7,000 <u>5,300</u> <u>10,600</u>	14,800 <u>21,500</u> <u>25,100</u>
	B-2	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	5,400 <u>4,950</u> <u>7,000</u> 9,700 <u>44,000</u>	13,400 <u>21,500</u> <u>24,700</u> 16,800 <u>44,000</u>
	B-3	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	6,050 <u>5,100</u> <u>9,650</u> 10,700 <u>47,400</u>	12,100 <u>20,800</u> <u>25,000</u> 17,800 <u>47,400</u>
	B-4	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	4,450 <u>4,750</u> <u>7,200</u> 8,350 <u>37,900</u>	11,100 <u>16,600</u> <u>18,100</u> 15,400 <u>37,900</u>
	B-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,700 <u>7,600</u> <u>8,250</u>	10,200 <u>17,000</u> <u>18,200</u>
	B-6	皮革 皮革(下腿部支持式) 軟性発泡樹脂	3,000 <u>4,700</u> <u>3,400</u>	8,600 <u>10,200</u> <u>15,000</u>

	(削る)	(削る)	
	皮革・軟性発泡樹脂	<u>17,600</u>	
	(削る)	(削る)	
B-7	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,600</u> <u>14,300</u> <u>16,100</u>	

## 注

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスponジ材であること。  
2 (略)

## ウ 支持部の交換

1 の(1)の工の(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

(削る)

	軟性発泡樹脂 (下腿部支持式)	<u>7,600</u>	<u>17,000</u>
	皮革・軟性発泡樹脂	<u>6,000</u>	<u>16,700</u>
	皮革・軟性発泡樹脂 (下腿部支持式)	<u>8,250</u>	<u>18,200</u>
B-7	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>2,300</u> <u>2,700</u> <u>4,650</u>	<u>7,200</u> <u>13,600</u> <u>15,300</u>

## 注

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスponジであること。  
2 (略)

## ウ 支持部の交換

(新設)

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	装飾用 能動式 作業用	肩 部		<u>9,000</u>	
		上腕 部	アルミニウム、セ ルロイド 熱硬化性樹脂	<u>8,050</u> <u>24,900</u>	
		前腕 部	アルミニウム、セ ルロイド 熱硬化性樹脂	<u>10,300</u> <u>20,600</u>	
	作業用 (幹部 使用)	上腕 部		<u>8,050</u>	肩義手用及び上腕義手用に幹 部を使用する場合に限ること。
		前腕 部		<u>10,300</u>	前腕義手用に幹部を使用する 場合に限ること。
	電動式	肩 部	熱硬化性樹脂	<u>10,900</u>	
		上腕 部	熱硬化性樹脂	<u>30,800</u>	
		前腕 部	熱硬化性樹脂	<u>25,300</u>	
		手 部	熱硬化性樹脂	<u>25,300</u>	

## エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

区分	交換部品	作業上限価格 円	備考
義手用 ハーネ ス	一式交換 (削る) (削る)	4,950 (削る) (削る)	義手用ハーネスの修理価格は、交換部品ごとに1の(1)の工の(エ)に掲げる額を加算したものを上限額とするこ

義足用 常用作 業用	股部		10,800	
	大腿部	木製 アルミニウム、セ ルロイド 熱硬化性樹脂	33,900 32,400 33,900	
	下腿部	木製 アルミニウム、セ ルロイド 熱硬化性樹脂	33,300 29,900 33,300	
	足部	軟性発泡樹脂	15,200	
	作業用 (鉄脚 使用)	大腿部	62,900	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
		下腿部	29,900	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

## 注

- 1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができる。
- 2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができる。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとする。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとする。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準すること。
- 6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができる。
- 7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができる。
- 8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができる。

## エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	基本価格 円	備考
義手用 ハーネ ス	一式交換	4,700	(新設)
	美錠締革交換	1,800	
	美錠留革交換	1,900	

	(削る) 上腕カフ (三頭筋パッド) 交換 その他の交換	(削る) 3,500 1,900	と。ただし、1 の(1)の工の(エ)に掲げられていないものの修理は、作業上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
義足懸垂用部品	一式交換 肩吊り帶交換 (削る) (削る) 腰バンド交換 横吊帶交換 (削る) (削る) (削る) 義足用股吊帶交換 (1 本) その他の交換	4,950 4,800 (削る) (削る) 3,850 4,050 (削る) (削る) (削る) 2,050 2,900	義足懸垂用部品の修理価格は、交換部品ごとに 1 の(1)の工の(エ)に掲げる額を加算したものを上限額とすること。ただし、1 の(1)の工の(エ)に掲げられていないものの修理は、作業上限価格をもって修理価格とすること。
断端袋	上腕用 前腕用 大腿用 下腿用	3,350 3,550 5,600 5,900	年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができる。
	(削る)		

## オ 外装の更新

名 称	外装部位	使用材料等	上限価格 円	備 考
義手用	肩部	皮革 プラスチック 塗装	7,550 21,200 4,400	
	上腕部	皮革 プラスチック 塗装	8,100 21,200 4,400	
	前腕部	皮革 プラスチック 塗装	8,100 17,100 4,400	

	たわみ式肘縫手交換 前方支持バンド交換 上腕カフ (三頭筋パッド)	1,750 1,750 3,350	
	(新設)	(新設)	
義足懸垂用部品	一式交換 肩吊り帶交換 義足用股吊帶交換 位置革交換 腰バンド交換 横吊帶交換 美錠締革交換 美錠留革交換 金具部品交換	4,700 4,550 1,950 3,200 3,650 3,850 2,600 2,300 3,000	価格は、1 本当たりのものであること。
	(新設)	(新設)	価格は、1 か所当たりのものであること。
	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設)

## 注

- 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに 1 の(1)の工の(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1 の(1)の工の(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。  
 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

## オ 外装の交換

名 称	外装部位	使用材料等	価 格 円	備 考
義手用	肩部	皮革 プラスチック 塗装	7,150 20,100 4,200	
	上腕部	皮革 プラスチック 塗装	7,700 20,100 4,200	
	前腕部	皮革 プラスチック 塗装	7,700 16,200 4,200	

義足用	股部	皮革 プラスチック 塗装	<u>11,200</u> <u>20,500</u> <u>5,000</u>	
	大腿部	皮革 プラスチック 塗装	<u>9,000</u> <u>20,500</u> <u>5,000</u>	
	下腿部	皮革 プラスチック 塗装	<u>9,800</u> <u>18,300</u> <u>5,000</u>	
	足部	表革 裏革 塗装 リアルソックス	<u>7,600</u> <u>6,150</u> <u>6,250</u> <u>2,400</u>	リアルソックスは、完成用部品を加えることができる。

## 力 完成用部品の交換

ここに掲げる価格は作業にかかる価格であること。完成用部品を加えることができること。

## (ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	作業上限価格 円	備 考
義手用	肩継手部品	<u>17,800</u>	
	肘継手部品	<u>10,600</u>	
	手継手部品	<u>4,050</u>	
義足用	股継手部品	<u>20,800</u>	
	膝継手部品	<u>18,000</u>	
	足継手部品 (削る)	<u>4,050</u>	
		(削る)	
溶接		<u>10,500</u>	(略)

## 注

- 1 継手のうち支柱の交換は、右又は左の一側を1単位とすること。
- 2 ブロック継手を交換する場合で、アライメント調整が必要な場合は、ウの支持部の交換を加えることができること。

## (イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 換 部 品	作業上限価格 円	備 考
義手用	肩義手部品	<u>4,950</u>	
	肘ブロック継手部品	<u>6,650</u>	
	肘ヒンジ継手部品	<u>3,750</u>	

義足用	股部	皮革 プラスチック 塗装	<u>10,600</u> <u>19,400</u> <u>4,750</u>	
	大腿部	皮革 プラスチック 塗装	<u>8,550</u> <u>19,400</u> <u>4,750</u>	
	下腿部	皮革 プラスチック 塗装	<u>9,300</u> <u>17,300</u> <u>4,750</u>	
	足部	表革 裏革 塗装 リアルソックス	<u>7,200</u> <u>5,850</u> <u>5,950</u> <u>2,300</u>	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。

## 力 完成用部品の交換

(新設)

## (ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義手用	肩継手部品	<u>16,900</u>	
	肘継手部品	<u>10,100</u>	
	手継手部品	<u>3,850</u>	
義足用	股継手部品	<u>19,700</u>	
	膝継手部品	<u>17,100</u>	
	足継手部品	<u>3,850</u>	
	前留金具部品	<u>9,800</u>	
溶接		<u>10,000</u>	(略)

## 注

- 1 筋金交換は、右又は左の一側を1単位とすること。
- 2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとすること。

## (イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義手用	肩義手部品	<u>4,700</u>	
	肘ブロック継手部品	<u>6,300</u>	
	肘筋金部品	<u>3,550</u>	

	手継手部品 手先具部品 コントロールケーブル部品 電極部品 接続ケーブル部品	3,650 3,000 3,150 1,250 1,250	
義足用	股継手部品 (削る) 膝継手部品 足部部品 作業用スプリング 作業用足部裏ゴム 吸着式バルブ (削る)	5,150 (削る) 3,000 3,250 2,000 2,900 6,300 (削る)	
溶接		2,150	(略)

## 注

- 1 (略)  
2 部品交換の上限価格に、外装の額を加算することができないものとすること。

## (2) 義肢一骨格構造義肢

修 理 項 目	上 限 価 格
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができる。
イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(2)の工の(イ)のソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部ごとの1の(2)の工の(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の <u>上限価格</u> をもって修理価格の上限額とすること。

	手継手部品 手先具部品 コントロールケーブル部品 電極部品 接続ケーブル部品	3,450 2,850 3,000 1,200 1,200	
義足用	股継手部品 膝プロック部品 膝筋金部品 足部部品 作業用スプリング 作業用足部裏ゴム 吸着式バルブ 前留金具部品	4,900 6,500 2,850 3,100 1,900 2,750 6,000 4,200	
溶接		2,050	(略)

## 注

- 1 (略)  
2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとすること。

## (2) 義肢一骨格構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の <u>価格</u> をもつて修理価格とすること。

オ 外装の交換	外装の交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、 <u>2,900円</u> を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、K B Mウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に <u>8,000円</u> をもって修理価格の上限額とすること。

注  
1～3 (略)

#### ア ソケットの交換

ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)のウの基本価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、筋電電極が必要な電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

#### (ア) 複製価格

名 称	採型区分	型 式	上限価格 円	備 考
義手用	A-1	(削る) 能動式 その他	(削る) <u>37,200</u> <u>27,400</u>	全ての型式において、肩甲胸郭間切断用は、15,000円増しとすること。
	A-2	(削る) 能動式 その他	(削る) <u>34,800</u> <u>31,100</u>	全ての型式において、吸着式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。
	A-3	(削る) 能動式 その他	(削る) <u>32,000</u> <u>28,200</u>	全ての型式において、吸着式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。
	A-4	能動式 その他	<u>27,700</u> <u>25,100</u>	全ての型式において、頸上懸垂式は、 <u>14,800円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>22,200円</u> 増しとすること。

オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、 <u>2,750円</u> を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、K B Mウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に <u>7,600円</u> をもって修理価格とすること。

注  
1～3 (略)

#### ア ソケットの交換

(新設)

#### (ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義手用	A-1	装飾用 (新設) (新設)	<u>41,400</u> (新設) (新設)	<u>25,900</u> (新設) (新設)	肩甲胸郭間切断用は、 <u>14,200円</u> 増しとすること。
		装飾用 (新設) (新設)	<u>44,000</u> (新設) (新設)	<u>29,400</u> (新設) (新設)	吸着式は、 <u>28,000円</u> 増しとすること。
		装飾用 (新設) (新設)	<u>42,800</u> (新設) (新設)	<u>23,800</u> (新設) (新設)	頸上懸垂式は、 <u>14,000円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>21,000円</u> 増しとすること。

義足用	B-1	(削る)	<u>205,100</u>	片側骨盤切断用は、20,100円増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー式	<u>48,000</u> <u>76,500</u>	短断端切斷用キップシャフトは、 57,200円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、53,200円増しとすること。
		吸着式	<u>77,800</u>	
	B-3	差込式 ライナー式	<u>46,700</u> <u>69,100</u>	
		吸着式	<u>70,400</u>	
	B-4	差込式 P T B 式 P T S 式 K B M 式 T S B 式	<u>42,500</u> <u>46,200</u> <u>56,000</u> <u>56,000</u> <u>46,200</u>	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。
	B-5	差込式 有窓式	<u>44,400</u> <u>48,200</u>	

## 注

- 1 (略)  
2 チェックソケット加算はできないこと。

(削る)

(削る)

## (イ) ソケットの価格

1 の(2)の工のアのソケットに準じ、ソケットの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

(削る)

義足用	B-1	カナダ式	<u>113,100</u>	<u>65,300</u>	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー式	<u>74,800</u> <u>121,100</u>	<u>45,400</u> <u>72,400</u>	短断端切斷用キップシャフトは、 54,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
		吸着式	<u>167,500</u>	<u>73,600</u>	
	B-3	差込式 ライナー式	<u>74,800</u> <u>95,900</u>	<u>44,200</u> <u>65,400</u>	
		吸着式	<u>142,300</u>	<u>66,600</u>	
	B-4	差込式 P T B 式 P T S 式 K B M 式 T S B 式	<u>60,700</u> <u>84,600</u> <u>100,900</u> <u>103,700</u> <u>84,600</u>	<u>40,200</u> <u>43,700</u> <u>53,000</u> <u>53,000</u> <u>43,700</u>	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
	B-5	差込式 有窓式	<u>49,500</u> <u>73,000</u>	<u>42,000</u> <u>45,600</u>	

## 注

- 1 (略)  
2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。  
3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記 2 との併用加算はできないこと。  
4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できること。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

## (イ) ソケットの価格

(新設)

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700	

			皮革	9,550	
			熱硬化性樹脂	21,400	
			熱可塑性樹脂	5,450	
	A-2		アルミニウム、セルロイド	10,300	
			皮革	12,600	
			熱硬化性樹脂	14,700	
			熱可塑性樹脂	7,100	
	A-3		アルミニウム、セルロイド	9,100	
			皮革	12,400	
			熱硬化性樹脂	14,400	
			熱可塑性樹脂	4,950	
義足用	B-1		アルミニウム、セルロイド	23,100	
			熱硬化性樹脂	37,900	
			熱可塑性樹脂	15,900	
	B-2		木製	51,600	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。
			アルミニウム、セルロイド	15,400	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
			皮革	20,200	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。
			熱硬化性樹脂	29,400	
			熱可塑性樹脂	17,300	
	B-3		アルミニウム、セルロイド	15,700	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。
			皮革	26,000	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
			熱硬化性樹脂	43,500	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。
			熱可塑性樹脂	19,700	

## イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	上限価格 円	備 考
義手用	A-1	皮革	13,000	
		軟性発泡樹脂	17,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	21,400	
	A-2	皮革	11,700	
		軟性発泡樹脂	16,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	18,600	
	A-3	皮革	11,700	
		軟性発泡樹脂	16,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	18,500	
	A-4	皮革	10,700	
		軟性発泡樹脂	15,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	17,600	

## イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソケット交換に付随する場合	単独の場合	
義手用	A-1	皮革	4,700	12,300	
		軟性発泡樹脂	4,800	16,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	20,300	
	A-2	皮革	4,150	11,100	
		軟性発泡樹脂	4,650	15,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	17,600	
	A-3	皮革	4,050	10,100	
		軟性発泡樹脂	4,650	14,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,500	16,700	
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	

義足用	B-1	皮革	<u>15,600</u>
		軟性発泡樹脂	<u>22,700</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>26,500</u>
	B-2	皮革	<u>14,100</u>
		軟性発泡樹脂	<u>22,700</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>26,100</u>
		皮革・フェルト	<u>17,700</u>
		シリコーン	<u>46,500</u>
	B-3	皮革	<u>12,800</u>
		軟性発泡樹脂	<u>22,000</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>26,400</u>
		皮革・フェルト	<u>18,800</u>
		シリコーン	<u>50,100</u>
	B-4	皮革	<u>11,700</u>
		軟性発泡樹脂	<u>17,500</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>19,100</u>
		皮革・フェルト	<u>16,200</u>
		シリコーン	<u>40,000</u>
	B-5	皮革	<u>10,700</u>
		軟性発泡樹脂	<u>17,900</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>19,200</u>

## 注

- 1 軟性発泡樹脂とは、P E ライト等のスポンジ材であること。
- 2 (略)

## ウ 支持部の交換

1 の(2)の工の(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

(削る)

義足用	B-1	皮革	<u>7,000</u>
		軟性発泡樹脂	<u>5,300</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>10,600</u>
	B-2	皮革	<u>5,400</u>
		軟性発泡樹脂	<u>4,950</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,000</u>
		皮革・フェルト	<u>9,700</u>
		シリコーン	<u>44,000</u>
	B-3	皮革	<u>6,050</u>
		軟性発泡樹脂	<u>5,100</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>9,650</u>
		皮革・フェルト	<u>10,700</u>
		シリコーン	<u>47,400</u>
	B-4	皮革	<u>4,450</u>
		軟性発泡樹脂	<u>4,750</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,200</u>
		皮革・フェルト	<u>8,350</u>
		シリコーン	<u>37,900</u>
	B-5	皮革	<u>4,700</u>
		軟性発泡樹脂	<u>7,600</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,250</u>

## 注

- 1 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。
- 2 (略)

## ウ 支持部の交換

(新設)

名 称	価 格 円	備 考
肩義手用	<u>14,500</u>	
上腕義手用	<u>11,500</u>	

## エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

区分	交換部品	作業上限 価格 円	備考
義手用 ハーネス	一式交換 (削る)	4,950 (削る)	義手用ハーネスの修理価格は、交換部品ごとに1の(2)の工の(工)に掲げる額を加算したものを上限額とすること。ただし、1の(2)の工の(工)に掲げられていないものの修理は、作業上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
	(削る)	(削る)	
	上腕カフ(三頭筋パッド) 交換	3,500	
	その他の交換	1,900	
義足懸 垂用部 品	一式交換 肩吊り帶交換 (削る)	4,950 4,800 (削る)	義足懸垂用部品の修理価格は、交換部品ごとに1の(2)の工の(工)に掲げる額を加算したものを上限額とすること。ただし、1の(2)の工の(工)に掲げられていないものの修理は、作業上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
	(削る)	(削る)	
	腰バンド交換	3,850	
	横吊帶交換 (削る)	4,050 (削る)	
	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	
	義足用股吊帶交換(1本)	2,050	
	その他の交換	2,900	
断端袋	上腕用 前腕用 大腿用 下腿用	3,350 3,550 5,600 5,900	年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができる。
	(削る)		

前腕義手用	11,400
股義足用	17,300
大腿義足用	17,300
下腿義足用	11,400

## 注

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。  
 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。

## エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	基本価格 円	備考
義手用 ハーネス	一式交換 美錠締革交換 美錠留革交換 上腕カフ(三頭筋パッド)	4,700 1,800 1,900 3,350	(新設)
	(新設)	(新設)	
義足懸 垂用部 品	一式交換 肩吊り帶交換 義足用股吊帶交換 位置革交換 腰バンド交換 横吊帶交換 美錠締革交換 美錠留革交換 金具部品交換	4,700 4,550 1,950 3,200 3,650 3,850 2,600 2,300 3,000	価格は、1本当たりのものであること。
	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設)

## 注

- 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(2)の工の(工)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(2)の工の(工)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。  
 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

## オ 外装の交換

名 称	上限価格 円	備 考
肩義手用	12,100	
上腕義手用	9,600	
肘義手用	9,050	
前腕義手用	8,550	
股義足用	30,400	
大腿義足用	24,400	
膝義足用	21,700	
下腿義足用	19,200	

## 注

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,150円増しとすること。

## (3) 装具 (オーダーメイド)

修 理 項 目	上 限 価 格 円	備 考
ア 繼手及び支持部の交換	修理項目ごとに1の(3)の工に掲げる価格に、 1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ (略)	(略)	
ウ ベルトの交換	修理箇所ごとに25mm幅のものは940円、50mm幅のものは1,300円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。	

## オ 外装の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩義手用	11,500	
上腕義手用	9,100	
(新設)	(新設)	
前腕義手用	8,100	
股義足用	28,800	
大腿義足用	23,100	
膝義足用	20,600	
下腿義足用	18,200	

## 注

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

## (3) 装具

修 理 項 目	価 格 円	備 考
ア 繼手及び支持部の交換	修理項目ごとに1の(3)の工に掲げる価格に、 1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ (略)	(略)	
ウ マジックバンドの交換	修理箇所ごとに25mm幅のものは890円、50mm幅のものは1,250円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。	

工 溶接		修理箇所ごとにアライメントの調整を必要とするものは <u>10,700円</u> 、必要としないものは <u>2,200円</u> とすること。	
オ その他の交換・修理			
(ア) 修理部位	下肢装具	足底裏革交換又は足底ゴム交換	<u>6,150</u> (略)
	靴型装具	本底交換	<u>8,700</u> (略)
		足底挿板交換	<u>7,550</u> (略)
		半張交換	<u>3,650</u> 踵以外(若しくは足長のおむね遠位2/3の範囲)の本底の交換であること。
		踵交換	<u>1,800</u> 踵(若しくは足長のおむね近位1/3の範囲)の本底の交換であること。
		積上交換	<u>1,350</u> 本底より上部におよぶ底の交換の場合に加算できること。
		底張かけ交換	<u>2,200</u> MP部から遠位の範囲の底の交換であること。
		ファスナー交換	<u>3,350</u>
		細革交換	<u>760</u> 細革全体の交換の場合に限り加算出来ること。 グッドイヤーの場合は、1,450円増しすること。
	体幹装具	支柱交換(硬性)	<u>3,250</u>
(イ) (ア)以外の部位		(略)	

工 溶接		修理箇所ごとにアライメントの調整を必要とするものは <u>10,100円</u> 、必要としないものは <u>2,100円</u> とすること。	
オ その他の交換・修理			
(ア) 修理部位	下肢装具	足底裏革交換又は足底ゴム交換	<u>5,800</u> (略)
	靴型装具	本底交換	<u>8,200</u> (略)
		足底挿板交換	<u>7,100</u> (略)
		半張交換	<u>3,450</u> (新設)
		踵交換	<u>1,700</u> (新設)
		積上交換	<u>1,300</u> (新設)
		底張かけ交換	<u>2,100</u> (新設)
		ファスナー交換	<u>3,150</u>
		細革交換	<u>720</u> 草底の場合は、1,400円増しすること。
	体幹装具	硬性コルセット 筋金交換 軟性コルセット 筋金交換	<u>3,100</u> <u>1,350</u>
(イ) (ア)以外の部位		(略)	

注

1～4 (略)

## (4) 装具 (レディメイド)

3の(3)の装具 (オーダーメイド)に準じて修理すること。

## (5) 姿勢保持装置

修理項目	上限価格	
	円	
ア 支持部の交換	1の(5)の工の(ア)に掲げる価格に、1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸法調整	形状調整
	頭部	3,000
	上腕部	1,800
	前腕・手部	2,750
	体幹部	3,500
	骨盤・大腿部	9,450
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	1,800	2,750
	修理項目ごとに1の(5)の工の(イ)に掲げる価格に、1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	1の(5)の工の(エ)に掲げる基本価格に、1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに1の(5)の工の(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに1の(5)の工の(カ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ ベルトの交換	25mm幅のものは960円、50mm幅のものは1,300円とし、裏付きを必要とする場合及びパックルを使用する場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(5)の才に掲げる価格をもって修理価格とすること。	

注

1～4 (略)

## (新設)

(新設)

## (4) 座位保持装置

修理項目	価格	
	円	
ア 支持部の交換	1の(4)の工の(ア)に掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸法調整	形状調整
	頭部	2,800
	上腕部	1,700
	前腕・手部	2,600
	体幹部	3,300
	骨盤・大腿部	8,850
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	1,700	2,600
	修理項目ごとに1の(4)の工の(イ)に掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	1の(4)の工の(エ)に掲げる基本価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに1の(4)の工の(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに1の(4)の工の(カ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換	25mm幅のものは900円、50mm幅のものは1,250円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)の才に掲げる価格をもって修理価格とすること。	

(注)

採寸又は採型を必要とする修理については、1の(5)のウに掲げる上限価格の範囲内で加算することができること。

## (6) 車椅子

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
フレーム	フレーム交換 サイドガード（スカートガード） 交換（片側） 溶接（修理箇所ごと） 6輪構造部品交換 幅止め交換（1本）	24,100 7,400 10,700 37,700 5,400	
シート	座布交換（スリング式） 座布交換（張り調整式） 奥行き調整部品交換（片側）	12,300 21,000 9,250	板張り式の場合は1の(6)の工の(ウ)の付属品に掲げる座板の価格をもって修理価格とすること。
パックサポート	背布交換（スリング式） 背布交換（張り調整式） パックサポートパイプ交換（片側） パックサポートパイプ取付部品交換（片側） 背座間角度調整部品交換（片側） 背折れ機構部品交換（片側）	12,300 21,000 4,150 4,000 8,800 8,000	背布交換のうち、ワイドフレーム、パックサポート延長（頭頸部まで）の場合は110%の範囲内の額とすること。パックサポートパイプ交換のうち、ワイドフレームの場合は7,000円、パックサポート延長（頭頸部まで）の場合は5,000円、高さ調整の構造を有する場合は6,600円増しとし、片側を1単位とすること。
フット・レッグサポート	フット・レッグサポートベルト交換 フット・レッグサポートパッド交換（片側） 着脱式フット・レッグサポート交換（片側） 挙上式フット・レッグサポート交換（片側） 開閉挙上式フット・レッグサポート交換（片側） 開閉着脱式フット・レッグサポート交換（片側）	2,900 5,500 6,250 8,550 11,100 7,350	フット・レッグサポートベルト交換のうち、全面張りの場合は4,000円増しとすること。

(注)

採寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができる

(新設)

<u>フットサポート</u>	<u>フットサポート交換(片側)</u> <u>フットサポート交換(二重折込式、片側)</u> <u>フットサポート交換(中折れ式)</u>	4,100 6,250 8,750	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を1単位とすること。
<u>アームサポート(片側)</u>	<u>アームサポート交換(固定式)</u> <u>アームサポート交換(跳ね上げ式)</u> <u>アームサポート交換(着脱式)</u>	5,000 6,750 6,550	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を1単位とすること。 アームサポート交換のうち、肘当て部分のみを交換する場合は固定式の価格をもって修理価格とすること。
<u>ヘッドサポート</u>	<u>ヘッドサポートパイプ交換</u> <u>ヘッドサポートパイプ取付部品交換</u>	4,150 4,000	ヘッドサポートとして独立したものに限る(バックサポート一体型は含まない)。
<u>ブレーキ(片側)</u>	<u>ブレーキ交換</u> <u>介助用ブレーキ交換</u> <u>フットブレーキ交換</u>	9,900 8,700 8,650	
<u>駆動輪・主輪(片側)</u>	<u>駆動輪・主輪一式交換</u> <u>駆動輪・主輪ホイール交換</u> <u>駆動輪・主輪ホイール交換(片手駆動式)</u> <u>片手駆動部品交換</u> <u>車軸位置調整部品交換</u> <u>タイヤ交換</u> <u>ノーパンクタイヤ交換</u> <u>チューブ交換</u>	18,600 10,000 15,000 9,000 8,750 4,600 9,100 4,000	駆動輪・主輪一式とは、リム、スポーク、タイヤ、チューブ、タイヤバルブ、ハブ及びハブ軸を含むものであること。ホイールとは、リム、スポーク、ハブ及びハブ軸を含むものであること。タイヤ交換はチューブ交換を含まないものであること。 ホイール交換のうち、着脱式ハブを含む場合は5,400円増しとし、片側を1単位とすること。

<u>キャスター</u> (片側)	<u>キャスター交換</u> <u>キャスター取付部品交換</u>	<u>8,700</u> <u>7,600</u>	<u>キャスターはキャスター輪及び</u> <u>フォークから構成されるも</u> <u>のであること。</u> <u>衝撃吸収タイプの場合は</u> <u>7,500円増しとし、片側を</u> <u>1単位とすること。</u>
<u>ハンドリム</u> (片側)	<u>ハンドリム交換 (プラスチック)</u> <u>ハンドリム交換 (ステンレス)</u> <u>ハンドリム交換 (アルミ)</u>	<u>5,250</u> <u>12,700</u> <u>11,200</u>	<u>ノブ付きの場合は4,850円</u> <u>増しとし、片側を1単位と</u> <u>すること。</u> <u>片手駆動式の場合は3,300</u> <u>円増しとすること。</u>
<u>付属品</u>	<u>付属品交換</u>	<u>修理項目ご</u> <u>とに1の(6)</u> <u>の工の(ウ)に</u> <u>掲げる価格</u> <u>をもって修</u> <u>理価格とす</u> <u>ること。</u>	<u>クッション、背クッション</u> <u>及びヘッドサポート交換</u> <u>(オーダーメイドに限る。)</u> <u>の場合は、1,350円を加算</u> <u>することができるこ</u> <u>と。</u>
<u>その他</u>	<u>リヤ・シャフト交換</u> <u>レバー交換</u> <u>ワイヤ交換</u> <u>メカロック交換</u> <u>ガスダンパー交換</u> <u>グリップ交換</u>	<u>7,100</u> <u>1,750</u> <u>3,000</u> <u>10,800</u> <u>16,300</u> <u>500</u>	<u>価格は、1個(本)当たり</u> <u>のものであること。</u>
<u>注</u> 部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。			

## (7) 電動車椅子

## ア 標準形

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
<u>フレーム</u>	<u>フレーム交換</u> <u>フレーム部品交換</u> <u>シートフレーム交換</u> <u>シートフレーム部品交換</u>	<u>40,800</u> <u>9,450</u> <u>16,000</u> <u>6,800</u>	

(新設)

	<u>電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングシートフレーム交換</u>	<u>86,500</u>	
	<u>電動リフトメインフレーム交換</u>	<u>108,100</u>	
	<u>サイドガード（スカートガード）交換（片側）</u>	<u>5,300</u>	
	<u>溶接（修理箇所ごと）</u>	<u>10,700</u>	
<u>操作ボックス</u>	<u>感度調整式ジョイスティック交換</u> <u>ジョイスティック ばね圧変更部品交換</u>	<u>15,900</u> <u>8,500</u>	<u>価格は、1個当たりのものであること。</u>
	<u>操作制御部交換</u>	<u>25,900</u>	
	<u>操作制御部部品交換</u>	<u>6,150</u>	
	<u>電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング制御部一式交換</u>	<u>32,500</u>	
	<u>電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング制御部品交換</u>	<u>5,400</u>	
	<u>電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング自動停止制御部一式交換</u>	<u>16,200</u>	
	<u>電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング自動停止制御部部品交換</u>	<u>5,400</u>	
<u>スイッチ</u>	<u>延長スイッチ交換</u>	<u>1,050</u>	<u>価格は、1個当たりのものであること。</u>
<u>バッテリ</u>	<u>バッテリ交換（シールド）</u> <u>バッテリ交換（リチウムイオン電池）</u>	<u>37,700</u> <u>100,000</u>	<u>価格は、1個当たりのものであること。</u>
<u>充電器</u>	<u>内蔵充電器交換</u> <u>外部充電器交換</u> <u>充電器部品交換</u>	<u>50,700</u> <u>21,300</u> <u>12,500</u>	
<u>シート</u>	<u>座布交換（スリング式）</u> <u>座布交換（張り調整式）</u> <u>座奥行き調整部品交換（片側）</u>	<u>12,300</u> <u>21,000</u> <u>9,250</u>	<u>板張り式の場合は1の(6)の工の(ウ)の付属品に掲げる座板の価格をもって修理価格とすること。</u>
<u>バックサポート</u>	<u>背布交換（スリング式）</u> <u>背布交換（張り調整式）</u> <u>バックサポートパイプ交換（片側）</u> <u>バックサポートパイプ取付部品交換（片側）</u>	<u>12,300</u> <u>21,000</u> <u>9,350</u> <u>4,000</u>	<u>背布交換のうち、ワイドフレーム、バックサポート延長（頭頸部まで）の場合は110%の範囲内の額とすること。</u>

	<u>背座間角度調整部品交換（片側）</u>	<u>8,800</u>	パックサポートパイプ交換のうち、ワイドフレームの場合は7,000円、パックサポート延長（頭頸部まで）の場合は5,000円、高さ調整の構造を有する場合は6,600円増しとし、片側を1単位とすること。
	<u>背折れ機構部品交換（片側）</u>	<u>8,000</u>	
<u>フット・レッグサポート</u>	<u>フット・レッグサポートベルト交換</u>	<u>2,900</u>	フット・レッグサポートベルト交換のうち、全面張りの場合は4,000円増しとすること。
	<u>フット・レッグサポートパッド交換（片側）</u>	<u>5,500</u>	
	<u>着脱式フット・レッグサポート交換（片側）</u>	<u>6,250</u>	
	<u>挙上式フット・レッグサポート交換（片側）</u>	<u>8,550</u>	
	<u>開閉挙上式フット・レッグサポート交換（片側）</u>	<u>11,100</u>	
	<u>開閉着脱式フット・レッグサポート交換（片側）</u>	<u>7,350</u>	
	<u>フット・レッグサポートフレーム交換（片側）</u>	<u>5,700</u>	
<u>フットサポート（片側）</u>	<u>フットサポート交換</u>	<u>12,300</u>	フットサポートのうち、前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を1単位とすること。
	<u>フットサポート交換（二重折込式）</u>	<u>14,450</u>	強度を高めるために、金属製のフットサポートを使用する場合は15,000円増しとすること。
<u>アームサポート（片側）</u>	<u>アームサポート交換（固定式）</u>	<u>5,000</u>	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を1単位とすること。
	<u>アームサポート交換（跳ね上げ式）</u>	<u>6,750</u>	
	<u>アームサポート交換（着脱式）</u>	<u>6,550</u>	

			アームサポート交換のうち、肘当て部分のみを交換する場合は固定式の価格をもって修理価格とすること。
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換（標準形）	18,500	
駆動輪・主輪（片側）	駆動輪・主輪一式交換 タイヤ交換 ノーバンクタイヤ交換 ホイール交換 チューブ交換	16,000 6,450 10,500 5,550 4,000	駆動輪・主輪一式とは、タイヤ、ホイール及びチューブを含むものであること。 タイヤ交換はチューブ交換を含まないものであること。
前輪(片側)	タイヤ交換 ノーバンクタイヤ交換 ホイール交換 チューブ交換 フォーク交換	5,400 9,900 4,550 4,000 12,700	
電装系部品	コントローラ交換 コントローラ部品交換 電動リフトコントローラ交換 電動リフトコントローラ部品交換 電動ティルト・電動リクライニングコントローラ交換 電動ティルト・電動リクライニングコントローラ部品交換 ハーネス及びリレー交換 ハーネス及びリレー部品交換 電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングハーネス交換 モータ交換 モータ部品交換 電動ティルト・電動リクライニングモータ交換 電動リフトモータ交換 電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングモータ部品交換 ギヤボックス交換	89,800 10,100 43,200 10,800 100,700  10,800  9,550 3,600 16,200 30,300 7,650 18,100 64,900 8,600 48,000	価格は、1個当たりのものであること。

	電動ティルト・電動リクライニング装置交換	<u>56,800</u>	
	電動ティルト・電動リクライニング装置部品交換	<u>23,400</u>	
	前輪パワーステアリング部品交換	<u>54,300</u>	
付属品	付属品交換	修理項目ごとに1の(7)の工の(ウ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	クッション、背クッション及びヘッドサポート交換(オーダーメイドに限る。)の場合は、1,350円を加算することができること。
その他	転倒防止装置 リヤ・シャフト交換	<u>6,400</u> <u>7,100</u>	価格は、1個(回)当たりのものであること。
	電動リフトシャフト交換	<u>54,100</u>	
	電動ティルト・電動リクライニングシャフト交換	<u>61,800</u>	
	電動リフトチェーン交換	<u>54,100</u>	
	電動リフトチェーンアジャスタ交換	<u>27,000</u>	
	オイル又はグリス交換	<u>2,850</u>	
	クラッチ交換	<u>9,150</u>	
	レバー交換	<u>1,750</u>	
	ワイヤ交換	<u>3,000</u>	
	メカロック交換	<u>10,800</u>	
	ガスタンパー交換	<u>16,300</u>	
	グリップ交換	<u>500</u>	

## 注

部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。

## イ 簡易形

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
操作ボックス	感度調整式ジョイスティック交換 ジョイスティックばね圧変更部品交換	<u>15,900</u> <u>8,500</u>	価格は、1個当たりのものであること。
	操作制御部交換	<u>25,900</u>	
	操作制御部部品交換	<u>6,150</u>	

<u>スイッチ</u>	<u>スイッチゴム交換</u>	<u>300</u>	<u>価格は、1個当たりのもの</u>
	<u>延長スイッチ交換</u>	<u>1,050</u>	<u>であること。</u>
<u>バッテリ</u>	<u>バッテリ交換(リチウムイオン電池)</u>	<u>100,000</u>	<u>価格は、1個当たりのもの</u>
	<u>バッテリ交換(ニッケル水素電池)</u>	<u>62,000</u>	<u>であること。</u>
<u>充電器</u>	<u>外部充電器交換</u>	<u>28,800</u>	<u>価格は、1個当たりのもの</u>
			<u>であること。</u>
<u>ブレーキ</u>	<u>電動又は電磁ブレーキ交換</u>	<u>13,300</u>	
	<u>介助用ブレーキ交換</u>	<u>17,400</u>	
<u>駆動輪・主輪(片側)</u>	<u>電動ユニット交換</u>	<u>100,400</u>	<u>電動ユニット交換のうち、</u>
	<u>ホイール交換</u>	<u>13,600</u>	<u>バッテリホルダー付きの場</u>
	<u>ホイール部品交換</u>	<u>4,150</u>	<u>合は10,000円、アシスト式</u>
	<u>駆動装置部品交換</u>	<u>24,900</u>	<u>の構造を有する場合は</u>
	<u>タイヤ交換</u>	<u>4,600</u>	<u>18,000円増しとすること。</u>
	<u>ノーパンクタイヤ交換</u>	<u>9,100</u>	<u>ホイール交換のうち、アシ</u>
	<u>チューブ交換</u>	<u>4,000</u>	<u>スト式の構造を有する場合</u>
			<u>は7,300円増しとすること。</u>
<u>ハンドリム(片側)</u>	<u>ハンドリム交換(切替式)</u>	<u>5,400</u>	<u>滑り止めハンドリムの場合</u>
	<u>ハンドリム交換(アシスト式)</u>	<u>12,000</u>	<u>は7,350円増しとすること。</u>
<u>電装系部品</u>	<u>ハーネス及びリレー交換</u>	<u>9,550</u>	<u>価格は、1個当たりのもの</u>
	<u>ハーネス及びリレー部品交換</u>	<u>3,600</u>	<u>であること。</u>
<u>その他</u>	<u>リヤ・シャフト交換</u>	<u>7,100</u>	<u>価格は、1個(回)当たり</u>
	<u>オイル又はグリス交換</u>	<u>2,850</u>	<u>のものであること。</u>
	<u>クラッチ交換</u>	<u>9,150</u>	

注

1 部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず

1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。

2 上記のほか3の(6)に掲げる価格を加算することができる。

## (8) その他

種目	型式	修 理 部 位	上限価格 円	備 考
視覚障害者安全つえ		マグネット付き石突交換	870	
眼 鏡		枠交換 矯正用レンズ（6D未満）交換 矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換 矯正用レンズ（10D以上）交換 遮光矯正用レンズ交換 遮光用レンズ交換	8,300 4,900 6,450 8,400 11,500 11,500	矯正用レンズ、遮光矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかるわらず、4,350円増しとすること。
補聴器		耳あな型シェル交換（レディメイド） 耳あな型シェル交換（オーダーメイド） 耳あな型スイッチ交換 耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド） 耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド） 耳あな型極板交換 耳あな型ボリューム交換（レディメイド） 耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド） 耳あな型マイクロホン交換（レディメイド） 耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド） 耳あな型レシーバー交換（レディメイド） 耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド） 耳あな型抵抗交換（レディメイド） 耳あな型抵抗交換（オーダーメイド） 耳あな型コンデンサ交換（レディメイド） 耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド） 耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド） 耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド） 耳あな型トリマー交換（レディメイド） 耳あな型トリマー交換（オーダーメイド） 耳あな型サスペンション交換 耳あな型アンプ組立交換（レディメイド） 耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド） 耳かけ型ケース組立交換	6,650 27,900 3,300 8,850 13,400 1,100 8,850 12,200 14,200 16,800 15,000 21,100 2,200 9,400 2,200 9,400 1,100 1,600 6,650 10,000 940 33,500 44,600 3,950	

## (5) その他

種目	型式	修 理 部 位	価 格 円	備 考
視覚障害者安全つえ		マグネット付き石突交換	760	
眼 鏡		枠交換 矯正用レンズ（6D未満）交換 矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換 矯正用レンズ（10D以上）交換 遮光矯正用レンズ交換 遮光用レンズ交換	8,000 5,100 6,450 8,400 11,100 11,100	矯正用レンズ、遮光矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかるわらず、4,200円増しとすること。
補聴器		耳あな型シェル交換（レディメイド） 耳あな型シェル交換（オーダーメイド） 耳あな型スイッチ交換 耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド） 耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド） 耳あな型極板交換 耳あな型ボリューム交換（レディメイド） 耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド） 耳あな型マイクロホン交換（レディメイド） 耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド） 耳あな型レシーバー交換（レディメイド） 耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド） 耳あな型抵抗交換（レディメイド） 耳あな型抵抗交換（オーダーメイド） 耳あな型コンデンサ交換（レディメイド） 耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド） 耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド） 耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド） 耳あな型トリマー交換（レディメイド） 耳あな型トリマー交換（オーダーメイド） 耳あな型サスペンション交換 耳あな型アンプ組立交換（レディメイド） 耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド） 耳かけ型ケース組立交換	6,300 26,400 3,150 8,400 12,700 1,050 8,400 11,600 13,500 15,950 14,200 20,000 2,100 8,900 2,100 8,900 1,050 1,550 6,300 9,500 890 31,700 42,200 3,750	

耳かけ型スイッチ交換	4,750			耳かけ型スイッチ交換	4,500
耳かけ型テレホンコイル交換	2,650			耳かけ型テレホンコイル交換	2,550
耳かけ型極板交換	1,550			耳かけ型極板交換	1,470
耳かけ型ボリューム交換	6,800			耳かけ型ボリューム交換	6,450
耳かけ型マイクロホン交換	12,400			耳かけ型マイクロホン交換	11,810
耳かけ型レシーバー交換	12,800			耳かけ型レシーバー交換	12,120
耳かけ型トリマー交換	2,000			耳かけ型トリマー交換	1,900
耳かけ型フック交換	650			耳かけ型フック交換	620
耳かけ型電池ホルダー交換	1,050			耳かけ型電池ホルダー交換	1,000
耳かけ型耳栓組立交換	630			耳かけ型耳栓組立交換	600
耳かけ型サスペンション交換	670			耳かけ型サスペンション交換	640
耳かけ型アンプ組立交換	31,600			耳かけ型アンプ組立交換	29,880
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,300			重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,400			重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,750			重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300
重度難聴用イヤホン交換	5,800			重度難聴用イヤホン交換	5,490
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,800			重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000
重度難聴用コード交換	1,900			重度難聴用コード交換	1,800
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	42,700			重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	40,400
眼鏡型ケース組立交換	9,900			眼鏡型ケース組立交換	9,400
眼鏡型スイッチ交換	3,650			眼鏡型スイッチ交換	3,450
眼鏡型テレホンコイル交換	3,450			眼鏡型テレホンコイル交換	3,300
眼鏡型極板交換	1,450			眼鏡型極板交換	1,400
眼鏡型ボリューム交換	4,800			眼鏡型ボリューム交換	3,900
眼鏡型マイクロホン交換	14,700			眼鏡型マイクロホン交換	13,900
眼鏡型骨導子交換	17,300			眼鏡型骨導子交換	16,400
眼鏡型アンプ組立交換	24,400			眼鏡型アンプ組立交換	23,100
眼鏡型アンプ組立交換(送信用)	37,200			眼鏡型アンプ組立交換(送信用)	35,200
眼鏡型アンプ組立交換(受信用)	57,800			眼鏡型アンプ組立交換(受信用)	54,700
眼鏡型ブランク(空つる)交換	4,600			眼鏡型ブランク(空つる)交換	4,350
眼鏡型テンプル(補助つる)交換	3,250			眼鏡型テンプル(補助つる)交換	3,100
眼鏡型フロント(前枠)交換	10,000			眼鏡型フロント(前枠)交換	9,500
眼鏡型平面レンズ交換	3,800			眼鏡型平面レンズ交換	3,600
ポケット型ケース組立交換	5,700			ポケット型ケース組立交換	5,400
ポケット型クリップ交換	1,250			ポケット型クリップ交換	1,200
ポケット型スイッチ交換	3,700			ポケット型スイッチ交換	3,500
ポケット型テレホンコイル交換	1,400			ポケット型テレホンコイル交換	1,350
ポケット型極板交換	1,400			ポケット型極板交換	1,350
ポケット型ボリューム交換	4,800			ポケット型ボリューム交換	4,580
ポケット型マイクロホン交換	5,700			ポケット型マイクロホン交換	5,400
骨導式ポケット型レシーバー交換	11,100			骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,300			骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150
ダンパー入り耳かけ型フック交換	1,000			ダンパー入り耳かけ型フック交換	960

	受信機交換 受信機基板交換 受信機部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換 ワイヤレスマイク交換 ワイヤレスマイク基板交換 ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換 ワイヤレスマイクマイクロホン交換 ワイヤレスマイクディスプレイ交換 ワイヤレスマイク部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換 イヤモールド交換 コンセント交換 I C回路交換 イヤホン交換 コード交換 トランジスター又はダイオード交換 抵抗交換 コンデンサ交換 トランス交換 オーディオシュー交換	97,300 29,200 5,250 135,400 40,600 3,700 12,600 12,600 5,250 9,500 870 4,800 3,350 710 2,150 2,150 2,150 2,000 5,250			受信機交換 受信機基板交換 受信機部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換 ワイヤレスマイク交換 ワイヤレスマイク基板交換 ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換 ワイヤレスマイクマイクロホン交換 ワイヤレスマイクディスプレイ交換 ワイヤレスマイク部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換 イヤモールド交換 コンセント交換 I C回路交換 イヤホン交換 コード交換 トランジスター又はダイオード交換 抵抗交換 コンデンサ交換 トランス交換 オーディオシュー交換	92,000 27,600 5,000 128,000 38,400 3,500 12,000 12,000 5,000 9,000 830 4,550 3,170 680 2,050 2,050 2,050 1,900 5,000	
人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000	部品の交換を伴う修理は認められないこと。	人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000 (新設)	
(削る)	(削る) (削る)  (削る)  (削る)  (削る) (削る)	(削る) (削る)  (削る)  (削る)  (削る) (削る)	(削る)  (削る)  (削る)  (削る)	車椅子	クッション交換 クッション（ポリエチル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換 クッション（ゲルとウレタンフォームの組合せのもの）交換 クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの）交換 クッション（特殊な空気室構造のもの）交換 フローテーションパッド交換	4,090 10,000  19,080  30,000  45,000 30,000	三重構造とする場合は、1,300円増しとすること。

(削る)	(削る)				背クッション交換	10,000	
(削る)	(削る)				特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)	25,750	
(削る)	(削る)				交換		
(削る)	(削る)				クッションカバー(防水加工を施したもの)	7,460	
(削る)	(削る)				交換		
(削る)	(削る)				クッション滑り止め部品交換	1,920	
(削る)	(削る)				バックサポート交換	8,860	
(削る)	(削る)	(削る)			延長バックサポート交換	10,190	枕は含めないこと。
(削る)	(削る)				枕(オーダー)交換	10,330	
(削る)	(削る)				枕(レディメイド)交換	5,830	
(削る)	(削る)				バックサポートパイプ交換	3,830	
(削る)	(削る)				バックサポートパイプ取付部品交換	3,700	
(削る)	(削る)				張り調整式バックサポート交換	15,080	
(削る)	(削る)				高さ調整式バックサポート交換	12,080	
(削る)	(削る)				背折れ機構部品交換	7,180	
(削る)	(削る)				背座間角度調整部品交換	8,100	
(削る)	(削る)				アームサポート(肘当て部分)交換	4,620	
(削る)	(削る)				アームサポート(フレーム)交換	4,600	
(削る)	(削る)				高さ角度調整式アームサポート交換	9,010	
(削る)	(削る)				高さ調整式アームサポート(段階調整式)交換	3,310	
(削る)	(削る)				角度調整式アームサポート交換	7,050	
(削る)	(削る)				跳ね上げ式アームサポート交換	6,060	
(削る)	(削る)				脱着式アームサポート交換	6,200	
(削る)	(削る)				アームサポート拡幅部品交換	3,610	
(削る)	(削る)				アームサポート延長部品交換	3,610	
(削る)	(削る)				レッグサポート交換	2,700	
(削る)	(削る)				脱着式レッグサポート交換	5,780	
(削る)	(削る)				挙上式レッグサポート(パッド形状)交換	7,900	
(削る)	(削る)				開閉挙上式レッグサポート(パッド形状)交換	10,290	
(削る)	(削る)				開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790	
(削る)	(削る)	(削る)			フットサポート交換	3,780	前後調整の構造を有する場合4,160円増し、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は各1,500円増しとすること。

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	27,080	枕は含めること。
(削る)	(削る)				座布交換	8,750	
(削る)	(削る)				座張り調整部品交換	10,000	
(削る)	(削る)				座奥行き調整（スライド式）部品交換	16,970	
(削る)	(削る)				座板交換	6,800	
(削る)	(削る)				座席昇降ハンドルユニット交換	15,800	
(削る)	(削る)				座席昇降チェーン交換	8,400	
(削る)	(削る)				座席昇降メカユニット交換	22,100	
(削る)	(削る)				フレーム（サイドベース）交換	10,700	
(削る)	(削る)				フレーム（サイド拡張）交換	8,500	
(削る)	(削る)				フレーム（サイド拡張）取付部品交換	3,200	
(削る)	(削る)				フレーム（折りたたみ）交換	22,180	
(削る)	(削る)				ブレーキ交換	9,100	
(削る)	(削る)				キャリバーブレーキ交換	8,000	
(削る)	(削る)				フットブレーキ（介助者用）交換	7,970	
(削る)	(削る)				延長用ブレーキアーム交換	1,630	
(削る)	(削る)	(削る)			リフレクタ（反射器一夜光材）交換	430	1回当たりとすること。
(削る)	(削る)				リフレクタ（反射器一夜光反射板）交換	670	
(削る)	(削る)				ハンドリム交換	5,240	
(削る)	(削る)				滑り止めハンドリム交換	8,740	
(削る)	(削る)	(削る)			ノブ付きハンドリム交換	4,470	購入後に後付けする場合は、4,350円増しとすること。
(削る)	(削る)				キャスター（大）交換	8,000	
(削る)	(削る)				キャスター（小）交換	5,800	
(削る)	(削る)				屋外用キャスター（エアー式等）交換	7,500	
(削る)	(削る)				リーム交換	5,500	
(削る)	(削る)				車軸位置調整部品交換	16,120	
(削る)	(削る)				大車輪脱着ハブ交換	5,000	
(削る)	(削る)				サイドガード交換	6,820	
(削る)	(削る)				タイヤ交換	4,270	
(削る)	(削る)	(削る)			ノーパンクタイヤ交換	4,190	購入後に後付けする場合は、1,740円増しとすること。

(削る)	(削る)					チューブ交換	2,450	
(削る)	(削る)					シートベルト交換	4,300	
(削る)	(削る)					テーブル交換	10,900	
(削る)	(削る)					スパークカバー交換	4,100	
(削る)	(削る)	(削る)				塗装	17,900	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
(削る)	(削る)					ハブ取付部品交換	6,100	
(削る)	(削る)					キャスター取付部品交換	7,000	
(削る)	(削る)					ハブ用スプリング交換	16,000	
(削る)	(削る)					ステッキホルダー(杖たて)交換	3,000	
(削る)	(削る)					泥よけ交換	6,050	
(削る)	(削る)					転倒防止装置交換	3,750	
(削る)	(削る)					転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	8,670	
(削る)	(削る)					携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
(削る)	(削る)					酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
(削る)	(削る)					人工呼吸器搭載台交換	25,000	
(削る)	(削る)					栄養パック取り付け用ガートル架交換	10,190	
(削る)	(削る)					点滴ポール交換	10,430	
(削る)	(削る)					シリンダー用レバー交換	2,500	
(削る)	(削る)					メカロック交換	10,000	
(削る)	(削る)					ティルト用ガスダンパー交換	15,000	
(削る)	(削る)					ワイヤー交換	1,800	
(削る)	(削る)					ガスダンパー交換	15,000	
(削る)	(削る)	(削る)				幅止め交換	4,290	購入後に後付けする場合は、750円増しとすること。
(削る)	(削る)					高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	
(削る)	(削る)					車載時固定用フック交換	3,000	
(削る)	(削る)					日よけ(雨よけ)部品交換	12,000	
(削る)	(削る)					6輪構造部品交換	34,720	
(削る)	(削る)					成長対応型部品交換	56,020	パックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フット



(削る)	(削る)	(削る)				電動ティルト装置部品交換 電動又は電磁式ブレーキ (簡易型用を除く。) 交換 電動又は電磁式ブレーキ (簡易型用に限る。) 交換	22,200 17,400 12,500
(削る)	(削る)	(削る)				手動ブレーキ交換 手動ブレーキ部品交換 クラッチ交換 フレーム交換 フレーム部品交換 シートフレーム交換 シートフレーム部品交換 電動リフトシートフレーム交換 電動リフトメインフレーム交換 電動ティルトシートフレーム交換 バックサポートパイプ交換 延長バックサポート交換	12,200 7,200 8,600 38,300 8,900 15,100 6,400 81,200 101,500 81,200 8,800 9,300
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			枕 (オーダー) 交換	10,330
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			張り調整式バックサポート交換 ヘッドサポートベース (マルチタイプ) 交換	15,080 16,950
(削る)	(削る)	(削る)				高さ調整式アームサポート交換 跳ね上げ式アームサポート交換 アームサポート拡幅部品交換 アームサポート延長部品交換 アームサポートパイプ交換 アームサポートクッション交換 サイドガード交換 バックサポート交換 シート交換 フットサポート交換	3,310 6,280 3,610 3,610 4,150 3,450 5,000 6,900 9,290 11,500
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			フットサポート部品交換 開閉・脱着式レッグサポート交換	5,200 6,790
(削る)	(削る)	(削る)				枕は含めないこと。 レディメイドは50%とすること。 枕は含めること。	
(削る)	(削る)	(削る)				前後調整、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各 1,500円増しとすること。	

(削る)	(削る)				キャスター交換 キャスター部品交換 フロントホイール交換 リヤーホイール交換 タイヤ交換 <u>ノーパンクタイヤ（前輪）交換</u>	9,600 3,900 4,300 5,200 8,100 5,000	購入後に後付けする場合は、12,400円増しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)			<u>ノーパンクタイヤ（後輪）交換</u>	5,000	購入後に後付けする場合は、13,300円増しとすること。
(削る)	(削る)				リヤシャフト交換 電動リフトシャフト交換 電動ティルトシャフト交換 電動リフトチェーン交換 <u>電動リフトチェーンアジャスター交換</u> <u>簡易型電動装置交換</u>	6,700 50,800 58,000 50,800 25,400 157,500	アシスト式は、55,000円増しとすること。A C サーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)			<u>簡易型ホイール交換</u>	27,700	アシスト式は、6,000円増しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)			簡易型ホイール部品交換 <u>簡易型右側駆動装置交換</u>	3,930 114,850	アシスト式は、21,900円増しとすること。A C サーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>簡易型左側駆動装置交換</u>	84,850	アシスト式 は、39,900円 増しとすること。 と。A Cサー ボモーター式 を必要とする 場合は10,000 円増しとする こと。
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>簡易型駆動装置部品交換</u>	23,400	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>バッテリー交換</u>	25,800	密閉型は、 3,000円増し とすること。
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>バッテリー(マイコン内蔵型ニッカド電池)交換</u>	31,000	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>バッテリー(マイコン内蔵型ニッケル水素電池)交換</u>	54,000	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>バッテリー(リチウムイオン電池)交換</u>	124,400	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>バッテリ一部品交換</u>	2,300	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>内蔵充電器交換</u>	47,600	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>外部充電器交換</u>	20,000	簡易型は、 5,000円増し とすること。
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>充電器部品交換</u>	11,800	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>オイル又はグリス交換</u>	2,700	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>ステッキホルダー(杖たて)交換</u>	3,000	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>転倒防止装置交換</u>	3,750	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換</u>	7,740	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>クライマーセット(段差乗り越え補助装置)交換</u>	18,000	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>フロントサブホイール(溝脱輪防止装置)交換</u>	11,200	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>携帯用会話補助装置搭載台交換</u>	30,000	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>酸素ポンベ固定装置交換</u>	13,000	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>人工呼吸器搭載台交換</u>	25,000	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>栄養パック取り付け用ガートル架交換</u>	10,910	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>点滴ポール交換</u>	10,430	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>背座間角度調整部品交換</u>	8,100	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>座奥行き調整(スライド式)部品交換</u>	12,080	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>電動スイングチンコントロール一式交換</u>	213,000	

(削る)						(以下パート)	
(削る)	(削る)					パワースイングチンアーム交換	68,250
(削る)	(削る)					チン操作ボックス交換	15,250
(削る)	(削る)					セレクター交換	88,000
(削る)	(削る)					液晶モニター交換	52,000
(削る)	(削る)					頭部スイッチ・取付金具交換	20,000
(削る)	(削る)					手動スイングチンコントロール一式交換	35,000
(削る)						(以下パート)	
(削る)	(削る)					手動スイングチンアーム交換	19,750
(削る)	(削る)					チン操作ボックス交換	15,250
(削る)	(削る)					手動スイングアーム交換	10,000
(削る)	(削る)	(削る)				多様入力コントローラ(非常停止スイッチボックス)交換	20,000
							購入後に後付けする場合は、増しとすると。
(削る)	(削る)					多様入力コントローラ(4方向スイッチボックス)交換	30,000
(削る)	(削る)					多様入力コントローラ(4方向スイッチボード)交換	30,000
(削る)	(削る)					多様入力コントローラ(8方向スイッチボックス)交換	50,000
(削る)	(削る)					多様入力コントローラ(8方向スイッチボード)交換	50,000
(削る)	(削る)					多様入力コントローラ(小型ジョイスティックボックス)交換	40,000
(削る)	(削る)					多様入力コントローラ(フォースセンサ)交換	88,000
(削る)	(削る)					多様入力コントローラ(足用ボックス)交換	40,000
(削る)	(削る)					簡易1入力一式交換	90,000
(削る)	(削る)					延長式スイッチ交換	1,000
(削る)	(削る)	(削る)				レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こげしノブ)交換	3,350
							購入後に後付けする場合は、増しとすると。

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		<u>レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換</u>	<u>3,860</u>	購入後に後付けする場合は、2,980円増しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)			<u>感度調整式ジョイスティック交換</u>	<u>10,000</u>	購入後に後付けする場合は、5,000円増しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)			<u>ジョイスティックのバネ圧変更部品交換</u>	<u>7,500</u>	購入後に変更する場合は、500円増しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)			<u>前輪パワーステアリング部品交換</u>	<u>51,000</u>	
(削る)	(削る)	(削る)			<u>車載時固定用フック交換</u>	<u>3,000</u>	1ヶ所当たりとすること。
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		<u>日よけ（雨よけ）部品交換</u>	<u>12,000</u>	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		<u>リフレクタ（反射器一夜光材）交換</u>	<u>430</u>	1回当たりとすること。
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		<u>リフレクタ（反射器一夜光反射材）交換</u>	<u>670</u>	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		<u>シートベルト交換</u>	<u>4,300</u>	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		<u>テーブル交換</u>	<u>10,900</u>	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		<u>成長対応型部品交換</u>	<u>56,020</u>	パックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、その他成長対応に必要な構造を有すること。
(削る)	(削る)	(削る)			<u>手動リクライニング装置交換</u>	<u>35,000</u>	
(削る)	(削る)	(削る)			<u>痰吸引器搭載台交換</u>	<u>25,000</u>	
歩行器	キャスター（大）交換 キャスター（小）交換 腰掛交換 肘当交換 ブレーキ交換 グリップ交換 塗装	<u>8,200</u> <u>4,100</u> <u>5,350</u> <u>7,950</u> <u>15,700</u> <u>2,050</u> <u>9,400</u>	(略)	歩行器	キャスター（大）交換 キャスター（小）交換 腰掛交換 肘当交換 ブレーキ交換 グリップ交換 塗装	<u>7,400</u> <u>3,700</u> <u>4,850</u> <u>7,200</u> <u>14,200</u> <u>1,850</u> <u>8,500</u>	(略)

歩行補助 助つえ	脇当交換 凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換	1,650 1,150		歩行補助 助つえ	脇当交換 凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換	1,450 1,000	
重度障 害者用 意思伝 達装置	本体修理 固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換 固定台（自立スタンド式）交換 入力装置固定具交換 呼び鈴交換 呼び鈴分岐装置交換 接点式入力装置（スイッチ）交換 帶電式入力装置（スイッチ）交換	53,400 32,000 62,000 32,000 21,300 35,800 10,600 42,700	触れる操作で 信号入力が可 能なタッチセ ンサコント ローラである こと。別途必 要なタッチ式 入力装置は 10,600円、ピ ンタッチ式先 端部は13,000 円増しとする こと。	重度障 害者用 意思伝 達装置	本体修理 固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換 固定台（自立スタンド式）交換 入力装置固定具交換 呼び鈴交換 呼び鈴分岐装置交換 接点式入力装置（スイッチ）交換 帶電式入力装置（スイッチ）交換	50,000 30,000 50,820 30,000 20,000 33,600 10,000 40,000	触れる操作で 信号入力が可 能なタッチセ ンサコント ローラである こと。別途必 要なタッチ式 入力装置は 10,000円、ピ ンタッチ式先 端部は6,300 円増しとする こと。
	筋電式入力装置（スイッチ）交換 光電式入力装置（スイッチ）交換 呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換 圧電素子式入力装置（スイッチ）交換 空気圧式入力装置（スイッチ）交換 視線検出式入力装置（スイッチ）交換 遠隔制御装置交換	85,400 53,400 37,300 42,700 42,700 220,000 36,000	(略)		筋電式入力装置（スイッチ）交換 光電式入力装置（スイッチ）交換 呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換 圧電素子式入力装置（スイッチ）交換 空気圧式入力装置（スイッチ）交換 視線検出式入力装置（スイッチ）交換 遠隔制御装置交換	80,000 50,000 35,000 40,000 40,000 180,000 21,000	(略)
注) 1・2 (略)				注) 1・2 (略)			